

特223

922

310

時局下の政治経済問題

— 第七十六議會質疑應答錄 —

生産擴充研究会調査部



0004765000

0004765-000

特223-922

時局下の政治経済問題

生産擴充研究会

昭和16

ABC

はしがき

我國は今や未曾有の難局に直面してゐる。官民一體となつて之を乗り切らうとしてゐるのである。

どうしたらよいか。この論議が最も集中的に闘はされてゐるのが本議會である。議員も政府當局も眞劍になつて、如何に此の難局に處すべきかを討議してゐる。そこには今迄のやうな醜い泥仕合は影を沒した。百二十八億の老犬豫算も無修正で兩院を通過した。この危局を突破するには、恐らくこの巨大豫算を以てしても十分だとは云へぬかも知れぬ。

共榮圈、滿支の問題をどうするか、之から派生してくる日米問題にどう對處するか、亦高度國防國家の建設には國內問題——經濟新體制、生産擴充及勞力問題、農業問題、翼賛會問題等——を今後どうして行くか。之等の問題に今や我等は絶大の關心を拂つてゐるのである。

茲に收めた、議事録は勿論全部ではない。我々が最も關心を有し、重要と思はれる部

分を抜萃収録し、之を問題別に整理したものである。問題は大部分、經濟に關係したものを選んだが、外交、翼賛會問題の如きは勿論之に關聯があるので収録した。

尙、本議事録は二月中旬末迄の分を収録したもので、其後の分については都合により掲載できなかつたが、重要問題が論議されたのは大體二月中旬迄と見てよからう。其後の分についてはいづれ機會を得て刊行する積りである。

生産擴充研究會調査部

經濟新體制問題

櫻井兵五郎氏（一月二十四日衆院豫算總會） 經濟新體制を總動員法で行ふといふがその大體の内容如何。

星野企畫院總裁 總動員法は情勢の變化に應じ改正の必要を認めて調査中であるが内容はまだ發表出來ない

櫻井兵五郎氏 總動員法は立法院のもつ權限を行政府に白紙一任したものである、その改正には政府は慎重を期せられたい、止むを得ざる改正には協力すべきも議會の精神、政府も議會と協力の精神を尊重して行はれない。

近衛首相 憲法に恪循して政治を行ふのは私の信念である。總動員法の改正にもこの精神である。

赤池濃氏（一月二十七日貴院本會議） 近來國民の時局認識が強調され國民再組織が叫ばれるが政府は國民を責める前にまづ自ら顧みる必要がありはしないか、かゝる意味で平沼内相がかつて首相の地位を去られた時に所

信を明らかにし責任を明らかにされた事は敬服するが爲政者たるものはこの氣持を持つて貰ひたいのである。第一に政府は昨年十二月の週報において官僚の統制技術の拙劣と統制方法に誤謬のあつたことを認められた、しかも政府は現行の刑罰に慊らざるに嚴罰をもつてする方法を考慮されてゐると聞く、役人はどうも頼りないといふやうな感じを國民に抱かしめては政道は相立たぬ、これについては政府はどう考へるか第二に政府は官僚統制の弊を認めて民間の全智囊を動員すると云つたがその方法如何、今回の經濟新體制はマルクス主義經濟と非常に類似してゐるが政府はこの間の相違を最も明確に明らかにする必要がある、赤に類似するものゝ正體を明かにするやう政府の決意と態度を質したい。

近衛首相（速記）只今の御質問にお答へする、統制經濟といふことについて、これまでの統制が失敗であつ

たといふことを週報で認めてゐる、しかるにこれまでの統制経済では國民はどれほど苦しめられてゐるか、國民の犠牲に對して官吏が何らの責任をとらぬ、不都合ではないか——といふ考へのやうであるが、私は週報を見てゐないから詳しい事は判らぬのでどういふ趣旨でさういふことが書かれたか答弁致しかねるが、しかしながら何分物資不足の際であるから、この物資不足を克服して軍需の充足を圖り又一面において國民生活の安定といふことを考へなければならぬといふためには、どうしてもかなり強度の統制を必要とするは、已むを得ないことである、しかしこの統制といふことは本日まで官吏の側においても經驗日なほ浅いために随分思はざる行き過ぎもあらうし、行き違ひもあらうし、色々不行届き、行き過ぎ等の事柄が各所において行はれてゐるといふことは私も耳にしてゐる、これについては政府においてもその責任を痛感してゐる、今後この統制の行過ぎ等或は行違ひといふことについては嚴に官吏の行爲を戒飭して萬遺憾なきを期したいと思ふ、人事については信賞必罰、

官紀の振肅をはかり、出来るだけ御期待に副ひたいと考へてゐる。

経済新體制においては一元計畫的統制経済といふことを唱へてゐる、これではマルキシズムと何等變りがないぢやないかといふ御話に承はつたが、色々新體制と稱するものの中には用語においてたまたまマルキシズム等が用ひてゐる用語と一致してゐるといふこともあらうが決して政府としては新體制をマルキシズム或はソヴェエト・ロシアの機構を模倣するといふやうな考へはない、この新體制の根本理念は先日この議場において申上げたやうに、あくまでも日本精神に立脚したものでなければならぬと信する、この新體制によつて我が國體の本義を發揚し所謂臣道實踐の實をあげるといふことに主眼點を置いてゐる。

なんと申しても今日最大の急務は國防の充實、これに伴ふ生産力の充實といふことである、いかにして生産力を充實するか、このために最も實際的の見地から考へていかにすることが今日のこの時局を突破するに最善なる

方途であり、最善なる生産充の途であるかといふことから出發するのであつて、いはゆるイデオロギーといふやうなものは二の次である。従つて生産力充のために必要なる革新であるならば、これはもちろん革新をやらなければならぬ、しかしいはゆる革新のための革新といふが如きことはこの際これはやるべきことではない、さやう考へてゐる。

赤池濃氏 只今の御答辯で總理の氣持は分つた、しかし私の質問の具體的な點についてはお答へなかつた、マルクス主義が今迄我國に流した害毒を考へるならばどの點がマルキシズムと違ふかをもう少し明瞭にお説明を願ひたい。

近衛首相 只今仰せられた第二の點に對するお答であるが、経済新體制といふもの、目的はいかなる所にあるかといふことについて大體の輪廓を申上げた、それによつてマルキシズムといふやうなものといかに異なるかといふことは御諒解頂けると思ふ、この内外非常の時局を克服して參るためには巨額なる物資、莫大なる人力を

必要とする事は申すまでもない、この際限りある物資、限りある人力を以てこの必要に應ずるためにはすべての人力物資をして最大能率を發揮せしめ、國防目的に向つてこれに重點を集中活用して國家經濟の總力をあげてこの難局の突破をしなければならぬ、経済新體制の目的とする所もここにある、その内容はどういふことかと申せば、只今申上げたやうな目的を達成するためには、第一に國家經濟のいろ／＼な部門に屬する企業をして、企業の公益性といふものの自覺のもとにその自主性を保持して積極的な創意と努力とを十二分につくして各自の最大能率を發揮せしめるといふことが必要である、次に同一重要生産部門に屬する企業はその運営に於て相互に密接なる協力連繫をして有機的一體となつて生産能力の昂揚に努むべき組織を整へなければならぬ、この組織は主として重要な産業部門について緊急なるものから必要に應じて逐次これを實施するといふことに致さうといふのである、第三には政府においては内外諸般の情勢に應じて經濟の各部門に亘り綜合的の計畫を樹立して、

これに基いて物資勞務資金等について國家目的に即してその總力を發揮させるやう適切なる配分を行はなければならぬ、なほ又經濟新體制の運営に當つては官民は單なる監督、被監督といふ對立關係から脱却して、官民各その分に應じて生産増強の目的達成に進むべき所に重點を置いてゐるのである。

これがため具體的には第一には、各企業の自主的の活動に期待すると共に、各企業をして國家經濟におけるその公益的職責を自覺せしめる必要がある、第二には官廳の指導監督といふことはこれは大綱に止めて經濟の運営といふのは民間の團體並に各企業の活動に俟つといふことが本旨である。第三に政府の經濟計畫の設定に當つても實際の運營擔當者の意向をこれに參畫せしめるといふことである、かういふ方途を講じて官民一致して無用の摩擦が生ずることを出来るだけ避け相携へてこれに當らんとするものである。

それから公益優先といふ言葉を使つてゐるが、これについてもいろいろ誤解があるやうであるが、公益優先といつてお答へとする。

赤池濃氏 心持は分つたが私の疑問は依然として解けない、國家の下に一元的統制を以て經濟を運用することがマルキシズム經濟と思うがどう違ふか、まだ私にはつきりしない、確信を以て事を遂行するの疑ひをもつてやるのでは事の成果において自ら違ふものである、又企業の自主性について言へば經濟新體制要綱に言ふ「民有民營」とか「企業者の創意と責任」といふことを見るとこれが十分に履行されるれば従來と何處が違ふかといふ事になる、然るに一方では創意と責任の許されない機械化した生産過程が取りあげられようとしてゐる、凡てがあてがはれた通りに運ばねばならぬとすれば創意も責任もない、先程からの總理のお話ではまだ明かでない週報（昨年十二月）の理論をお取消しになるか、さうしなければ明かにならない、週報を總理はまだ御覽にならないと言はれるが、御覽になつた上で御再考をわづらはしたい。

何か途方もない事を政府は考へてゐるやうに考へられる

ふことは、私益を認めないといふ事でもなければ、又もとより利潤を否定するものでもない、この點は先般發表した經濟新體制確立要綱においても明かに示してゐる、經濟新體制においては各企業が自主的責任において運營せられ、十分の創意と工夫をつくして生産の増強に努め、利潤の増加を圖るといふことを期待してゐる、しかしながら利益の追求といふことを最高至上の目的とし、それに専念して他を顧みないといふがごときことは決して許さるべきことでないと思ふ、各企業者はその企業の運營に當つては公益的責任を自覺してその企業活動によつて國家のため御奉公するといふことを最高の目的としなければならぬ、かう考へる、特にわが國現下の事態に於てはこの點を強く要請せられてゐると思ふ。

さらに又今回の經濟新體制の趣旨のごとく、經濟の運營については企業の自主的活動を尊重して、官の指導監督は大綱に止め、総合的經濟計畫の樹立に當つてもなるべく民間企業者の意向を參畫せしめて一應これを強調する必要があると思ふ、第二のおたづねについてはこれを以

翼賛會は全くソ聯の黨組織と類似してゐる、何でかやうなまぎららしいものをお作りになつたかと思ふ。

物と人との不足の時であるから、強度の計畫經濟が必要であると言はれるが、それ以外に道はないかどうかは別問題である、ドイツは計畫經濟を放棄し強度の統制經濟を採用し今度の輝かしい勝利を獲得してゐる、戦時だから計畫經濟でなければならぬといふ事はない、現在は經濟秩序の破壊といふ聲が強い、企業合併と言つても自らその方法があり人の和がなくては眞の合併は出来ない、政府は篤と考慮せねばならぬ、更に國民再組織についてお尋ねしたいが政府の方針といふか、やり方は全く了解に苦しむ。

近衛首相 政府の考へてゐる經濟新體制の本旨並に精神はとかく誤解せられてゐるが、洵に遺憾とするところである、本旨は先ほど私が申した通りで諒解が出来たと思ふ、週報等においてこの點において誤解せしむるが如き文章があつたが、なほ私はよく讀んで取調べて今後かくの如き誤解が起らないやうに注意する。

作田高太郎氏（一月二十六日衆院豫算總會） 從來の官僚統制の失敗を補正すべき新經濟體制の方向はどこにあるか。

小林商相 業者の自治に委せその創意を尊重する點にあり、行過ぎた統制を緩和する。

中島彌團次氏（一月二十六日衆院豫算總會） 産業新體制といふのはどういふ内容のものか、總動員法を改正してやるのであるか。

小林商相 生産力擴充に伴ふ企業の合同統制が出来るやう總動員法の中に織り込んでやる積りである。

星野企畫院總裁 大體の總動員法改正の主旨は今最も必要とされてゐる方面に力を注ぐことになつてゐる、提案を見合せた法案をその儘その中へ織り込む意味はない。

北吟吉氏（一月二十九日豫算總會） 小林商相の豫算總會における説明は經濟新體制は民間の創意工夫に待つといひ自由主義經濟に後退するかの如き印象を與へたが新經濟體制は政府の經濟指導といふ點に重心をおく必

要がある。

小林商相 經濟新體制は自由主義經濟の根本的修正を行はんとするものであつて自由主義經濟自體に逆行せんとするものではない、かつ民間の創意にのみよるものではないこともに政府の一方的指導を行はんとするものでもなく、眞の國家目的にそつて官民一體となるのが目標である、ただ各種の企業にはその創意と責任による自主的な面は尊重すべく理事者も業界推薦のものをとる。さらに新體制の運営にあつては生産擴充に支障を來さぬことが重要である。

堤康次郎氏（一月二十八日豫算總會） 資本と經營を分離するといふことは實際に即しない觀念に過ぎない何か具體的なものを考へてゐるか。

星野企畫院總裁 たとへば會社の經營を熱心にしてゐても株の間の授受のためにその企業者が追出されるごとき實例があるかも知れぬが自分としては資本と經營の分離のごとき言葉をを用ひることを嚴に戒めてゐる。

堤康次郎氏 經濟新體制は唯物主義に逸脱せず人心

の機微をも酌むべきだ。

平沼内相 共產主義の潜行的運動に對しては教化の方面から思想を善導するといふことを第一義と考へてゐる、しかし一面においては警察力をもつてこれに彈壓を加へるといふことも必要である、兩方面において細心の注意をもつて施設をいたし、また各方面にわたり對策は十分に講じてゐる。

松村光三氏（一月二十九日豫算總會） 一昨春秋以來生産が減退してゐることは明らかな事實である、この原因は資材、勞力の不足のほか統制經濟の缺陷と金融機構の缺陷がまた大きな原因となつてゐる、企畫院は昨年末の週報で明確に統制經濟の缺陷を認めてゐるのであるが經濟統制法規の中で特に經濟統制令が企業萎縮、生産減退を來さしめてゐるのである、經濟新體制要綱の中に企業利益の處分について定めてゐる一定の配當以上の利益は公債その他で保留するといふがその他とは何を指すか、保留するといふがこれはどういふ意味か。

星野企畫院總裁 經理統制令の制限率を超えたもの

について保留させるのであつて公債その他といつても積立金、預金にしておく場合もあるが租稅證券の如き特別のものは考へてゐない。

松村光三氏 經濟新體制は經理統制令に矛盾した點がある、配當を抑へ餘分のものがあれば會社は積立てるにきまつてゐる、しかも株主の個々の權利を認めないといふことは全く無意味の規定である、再検討せよ、

星野企畫院總裁 經濟新體制要綱は條文ではなく政府の方針を明らかにしたもので一定の時期のうちに配當せしめるといふのであつてこれを權利として定めるか、總體に配當金として定めるか、これは考究中なのである。

小山倉之助氏（二月三日衆院總動員委員會） 總動員法十八條で總動員業務たる事業の總動員業務を削除し統制組合を統制團體、統制會社の強制設立と修正しこれによつて從來の統制組合から體制會社へ方針を變更さるのではないかと見られるが方針如何、民有民營から國策會社へと方針を轉換し官僚統制を強化するのではないか國策として共販會社を設けて役人を重役に入れ高給を出

すといふのが農林、商工關係で殖えてゐる、かういふ會社に役人が入らぬやうには出来ないか。

星野企畫院總裁 今回の總動員法改正は先般決定した經濟新體制の具體化の方法に關係してゐる、經濟新體制にもつてある如く民間の創意を尊重し民間の責任によつてやつて貰ふことを十分考へてをり官民一致やつて行くことが必要で、かゝる方針に基いて組合を團體に加へ各企業者が總力をあげるやう企業界の先達が自己の責任において企畫し業界を統制する會社も團體でばかり行かぬ時に作るものであつてこれに當る人人は自主的にやつて貰ふ、官廳をやめた人が民間に入ることには必ずしも悪くはないが誤解を招くやうな民間入りは十分慎まなければならぬ。

中村三之丞氏 (二月三日同前) 計畫經濟が果して支障なく行はれてゐるかどうか仔細に検討する必要はないか、このため産業監査官のごときものを置く必要はないか。

星野企畫院總裁 人を得ることが必要で、現在では

やうな體制を作つて行く、それを國家が世話をする、さうしてそれに對して全體の目標全體の状態を知らうし、その範圍内において自主的に有機的に一體となつて業者がそれだけのことをやつて行くことにしたらよからう、かういふ風に考へてゐる、今回こゝに經濟團體を設立するに當つてやはりどこまでも官がその團體の内の手を突込む、さうしてその中の一人々々の色々な問題についても一々世話をするといふことよりは、出来るだけ自主的統制でもつて本當に國家のためを思つて、しかも從來非常に經驗のある實力のある人達がその力を協せて行くやうな體制を整へようといふことがいはゆる自主的統制といつて特にこの團體について申し上げたゆゑんである、こゝに團體の十八條の説明として自主といふやうな字を強ひて用ひる必要もないかも知れぬが、しかし何の故にこの組合といふものを團體として相當強力なものにしたかといふと、かやうな時代において國の一部統制事務を民間團體に持つて行くといふ場合には、相當の内部に或る程度の統制力を自ら持つてゐなければ、到

なるべく業者の自主的監査でやつて行きたい。

中村三之丞氏 (同前) 總動員法第十八條の説明に際し自治統制といふことをいはれたが、自治統制の意味如何。

星野企畫院總裁 統制は自治統制の弊害があつたので官僚統制が強化されたが、しかし今日の事態は官僚統制では乗り切れなくなつたのである、そこで今日では官民が協力し國民全體が時局の重大さを知つてゐるといふことを根本とし官は中央にあつて時局を早く且つ詳しく知るといふことから総合的な計畫を行ひ、民は各方面にあつて經驗と知識と全力を盡してその仕事をするといふことにならねばならぬと考へるこの方法としては各事業については最も經驗と知識を持つてゐる者が引受けてやつてゆくことがよいのである、しかし各團體内で意見が違つてはならぬのでこれを纏めて有機的一體となり自主的に團體内の運営を圓滑にし、政府は大局を押さへてゆくのであると考へる、その有機的一體となつて進まなければならぬといふことは、自主的に一體となつて進める

底これに大事を託するに足らない、そこで大事を託するに足らしめるには相當自主統制の實が上つたものにした

中村三之丞氏 第十六條は會社の合併のために用ひるのか。

星野企畫院總裁 合併だけでなく目的變更その他の目的のためである。

中村三之丞氏 株式會社制度を現在のままとしてゐるのであるか。

星野企畫院總裁 株式會社制度は變へる意思はない

中村三之丞氏 命令をもつて行動した場合はどうするか、融資命令と別個にやるのか。

星野企畫院總裁 どこまでも責任をもつてやらねばならない、融資命令については融資の必要のある場合にはもちろん考慮する。

中村三之丞氏 遊休設備の活用方針は如何。

星野企畫院總裁 要するにだん／＼遊休設備を思ひ切つて活用しなければならなくなりつゝある、遊休設備

の圓滑な活用が本法改正の主旨である。

中村三之丞氏 能率の優秀なものと低能率の設備とが合同する場合株式比率については國家が干渉するのが自治的な取極めで行くのであるか。

星野企畫院總裁 自治的にやれるのに強ひて強権を用ひる考へはない、調停機關を設けることも考慮中である。

小山倉之助氏 (二月四日總動員法委員會) 總動員法第十八條により設立された團體或は會社に官吏が入つてその官吏によつて指導されることになるやうに思はれるが如何。

小林商相 商工省においては民間の業者の中から經驗者を推薦させてやつて來てをり、また將來もさうする積りである。

小山倉之助氏 計畫經濟をやらせるためには民間専門家がどうしても必要でありまた民間の經驗者に權力を與へ責任を持たせねばならぬ。

小林商相 商工省の方針としても民間指導者を中心

として力強い團體を組織せしめる方針である、その團體に役人が參與といふやうな名前で統制に参加するかどうかについてはまだ決定してゐないが政府としては無理をせぬ考へである。

小山倉之助氏 鐵を一元的に統制するといふが、日鐵を中心とした一大會社を設立するのであるか。

小林商相 無理に一元的統制のため一大會社に合併しようとは思はぬ。

中島彌團次氏 經濟新體制がどうなるかについて民間人は非常に心配してゐる、すなはち第十八條がどういふ風に運用されて行くか今後の統制の根本目標はインフレ防止に重點をおくのか、それとも生産擴充に重點をおくのか。

小林商相 これからは生産擴充といふ方面に統制の根本目標が移つて行くと思ふ。

中島彌團次氏 經濟機構それ自身の行きづまりが生産擴充に支障を來してゐるのではないか。

小林商相 機構が圓滑に運用出來なかつたのと一般

において機構そのものにも缺陷があるを考へる。

中島彌團次氏 機構そのものが戦時體制に適當しないを考へてよいか。

小林商相 さうばかりいへない。

中島彌團次氏 それなら機構を變へたらどうか。

小林商相 機構のほかに人の氣持を變へさせるいはば傳家の寶刀があれば自然にうまく行くと思ふ。

中島彌團次氏 十八條の運用方針如何、企業體制を確立するといふことが經濟新體制案に書いてあるがこれはなにを意味するか、重要産業について統制會社をつくりその指導者に大きい權力を持たせる方針であるか。

小林商相 公益優先が經濟新體制の根本概念である

中島彌團次氏 企業體制確立の方法として特殊會社を民間會社に移してゆくのか。

小林商相 移した方が利益あるものは民營に移す。

中島彌團次氏 鐵鋼統制はこの方法によるか、また統制會社に強力な權限をあたへるのか。

小金鐵鋼局長 鐵鋼の統制については從來のやり方

がよくないのでこれを變へんとしてゐるものであつて經濟新體制が出來たから鐵鋼統制會を作るのではない統制會の權限については新に法規をもつてやるものもあればまた行政命令でやるものもあるが具體的には決つてゐない。

中島彌團次氏 政府が指導者にどれくらゐの權限を與へるかの限界を明確にして貰ひたい。

小島商工次官 總動員法第十八條の改正によりまして、私どもの企圖してをります經濟團體の編成の主眼點は結局産業別にその關係業者を網羅しました有力なる統制團體を組織してこの團體はその職能として政府の協力機關であります、重要國策の立案に際し政府に協力すると同時に、その具體的の實施計畫の立案をいたし、またその實施の責任の衝にあたることを期待いたしてをります。この方針においてその構成員の事業に對します統制運營に關する、事項また關係事業の整備確立に關する事項、さらに關係事業における技術の向上、能率増進その他事業の發達に關する事項などを主なるものと考へてを

ります、そのためにはその計畫實施の責任の衝にあたる意味におきましてその構成員たる各組織あるひは企業に對しまして相當強い指導権をもつてその指導の任にあたるやうに成つてをりますならば、この團體はその關係事業の經營に關して生産配給などに關する調査の權限、またその事業に對する諸般の監督の權限も相當持たねばならぬと思ふのであります、しかし政府は從來個人を對象といたしました各種の統制法規をもつて今日の統制經濟を運用して参つたのであります、その意味におきまして今後は團體に關する監督指導の法規を整備いたし同時にこれらの個人を對象とした繁雜なる統制法規といふものは漸次改正いたすべきものと考へてをる、しかしこの經濟團體に對し政府の指導監督の方針は出來得る限りこれらの團體が整備せられるに伴ひ大綱についての指導監督に止めまして出來得る限り自治的にこれらの團體がその運營をなしてゆくことを期待いたしてをりますしかしどの程度までその從來の法規を改正して團體を中心として統制をいたすかといふことは各産業の事業にも

よりますが、基本的の事項についても相當研究の必要があらうと思ひます、生産、配給に關する原材料等の問題についても出來得る限りこの團體がその實施の責にあたるやうな風に法制を整備して参りたいとかやうに考へてをります。

中島彌團次氏 經濟新體制における適正利潤は如何にして決定するか。

小林商相 生産費その他を計算するが將來を考へて危険償却などにも考慮を拂はねばならぬ、これは事情に即應して行く。

中島彌團次氏 經理統制令に決めてゐる八分の配當を基準として行くのか、中庸生産費を基礎とした利潤は具體的に何分なのか。

小林商相 これは經理統制令にはさうありません、また經理統制令の精神においても將來相當に考へなければならぬ、事業銷却を必要とする事業、あるひは盛衰の多い事業といふやうなものに對しては必ずしも八分を標準としないで特別にこれは認むるのでありますからさ

ういふやうな性質の特殊なものを區別して一般は八分が一割が今日世間で相當と認むる程度でよからうと思つてをります。

志賀和多利氏 大政翼賛會と商工省との經濟新體制指導に關する連絡如何。

小畑企畫院次長 政府の方から翼賛會の經濟組織部に連絡し經濟組織部が民間の業者と連絡して圓滑をはかるやうにしてゐる。

志賀和多利氏 商工省は翼賛會と連絡して種々の統制をやつてゐるのか。

小島商工次官 連絡することになつてゐるが今までのところはまだ實際にやつてゐない。

中島彌團次氏 中庸生産費を基礎として利潤を出すといふが能率のよいもの、利潤を低く見、能率の低いもの、利潤を高く見てやるといふプール平準價格制をとつて行くつもりなのか。

小林商相 プール平準價格によつて適正利潤を出して行くのではない個々の企業の利潤をそれ／＼見て行く

のである。石炭におけるプール平準價格を基礎とする利潤と「經濟新體制」における中庸生産費を基礎とする利潤とは別である。

中島彌團次氏 鐵の價格はどうなつてゐるのか。

商工省鐵鋼局長 鉄鐵および鋼材の價格は生産費に適正利潤を加へてきめてゐるのではなくいはゆる製作値によつてゐる。

中島彌團次氏 それでは主要物資の價格を決定する際何と何に利潤を加へて適正價格をつくつてゆくのか。

小林商相 需要物資の生産に對しては適當の利潤を認めてゐる。

中島彌團次氏 プール平準價格によつて利潤を出すものさうでないものとの限界はどうなのか。

小島商工次官 プール平準價格を基準としてゐるものは生産費が非常に異なつてをり、かつ國家の必要上活用しなければならぬ物資に用ひてゐる鐵についていへば各企業の調査を行つてその上で價格を決定して行くつもりである。

中島彌團次氏 しかれば價格決定の三原則は (一) 政策的決定 (二) プール平準制 (三) 中庸生産費によるものと解するが鐵、石炭以外の重要物資はどうする方針か。

小島商工次官 重要物資の價格公定に際しては個々の事業の事情に即應してやつて行くつもりである。

中島彌團次氏 投機的利潤および獨占的利潤の發生を防止するに「經濟新體制案」に出てゐるが取引所をどうするつもりであるのか東株の上場禁止をやるつもりなのか、または不當に騰貴したときにこれを抑へる意味なのか、また國民經濟の秩序に障礙があることを書いてあるのは如何なる意味なのか。

小島商工次官 國民經濟の秩序といふのはひろい内容をもつてゐるが取引所は今日のところ重要な機能をもつてゐるものであり、**東株上場が國民經濟の秩序をみだすものとは思はれぬ。**

中島彌團次氏 經理統制令で認められた利潤以上のものは全部保留させるのか。

小林商相 保留させておく方針である。
中島彌團次氏 その際公債をもたすかあるがどれ位もたすのか。

小林商相 その點はまだきまつてゐない。
中島彌團次氏 技術公開に當つての補償はどうするか。

小林商相 業者の間で協定のまゝまることを期待してゐるがそれが出来ない場合は國家が仲介に立ち必要があれば國家より補償する。

中島彌團次氏 償却の年限および具體的方法は大藏省主税局でやつてゐる方法を採用するのか。

小林商相 具體的には決定してゐないが商工省としても償却について事業の基礎を堅實ならしめることを眼目として考へてゐる。

藤本捨助氏 (二月四日衆院豫算總會) 技術の國家管理——公開についてはいかなる用意を持つか。

小畑企畫院次長 技術には利益が伴ふので公開もなかなか困難だ、しかし公開による損失はまた一面これを

ほかから受けることによつて差引き損得なく行くのが理想と思ふ、この意味で經濟新體制による團體の設立はその團體内で技術交換等を行ふ意味からも期待してゐる。

中村梅吉氏 (二月四日衆院總動員法委員會) 經濟新體制要項により政府は相當の權限を民間團體に渡すといつてゐるが、團體と政府の運用上の摩擦をさけるため官民合同の委員會を開く考へはないか。

小林商相 具體的措置を目下考究中なのである。
中村梅吉氏 團體首腦者は相當の權限を持つからこれらの人に對して取締の方策を考へてゐるか。

椎名商工省總務局長 取締は總動員法の罰則規定改正によつて團體首腦者は官公吏と同様に取締られるのである。

田万清臣氏 (同前) 團體指導者は有能な者でなくてはならぬが、これがため民間の首腦部を動員出来るやうな規定は必要はないか。

星野企畫院總裁 法律上からいへば第四條の發動によつて行ひ得るが、指導者または重要な地位に立つもの

の場合はその者自身が積極的に進んであたるといふことがいふと考へてゐる。

田万清臣氏 第四條を首腦者に對し積極的に發動する意思はないか。

星野企畫院總裁 今日の日所首腦部の者に對し第四條を發動する考へはない。

赤池濃氏 (二月五日貴院豫算總會) 綜合的計畫經濟を行ふことは一體可能なりと思ふか。

星野企畫院總裁 綜合的計畫經濟といつても政府は大綱を統制するのみですべての方法にわたり計畫を樹て統制することは出来ないと思ふ。

赤池濃氏 政府は努力するといふが良知良能を無視し慣習を無視し國家の名の下に官僚が計畫經濟を行ふことが努力で出来ることか、官吏が事業の認可も計畫も行へば國民に職業自由があるか。

星野企畫院總裁 現在の情勢にかんがみ合法的に統制を行ひ國家目的を達せんとしてゐるが各企業、各個人すべての行動を統制することはない、國民は決して職

業の自由を失ふものではない、各業者の自治的な措置に委すのが新體制の眼目である。

赤池濃氏 經濟難局を打開するためには生産擴充が最も重大なことである、生産擴充には事業慾を満足させることが第一だ、現在の政府のやり方でどうして企業家が満足して生産擴充に努力することができるか、政府のやり方はドイツに倣はずしてソ聯に倣ひ人心を攪亂してゐる。

星野企畫院總裁 計畫經濟とか統制經濟の名前は別として今日の難局を打開するには官民一體でやるよりほかない、わが國の政策は決して外國に例をとつたものでもなく、わが國獨特の政策である、強ひていへばドイツにその例をとつてゐる。

三井清一郎氏 (二月五日同前) われわれはドイツに眞似よといはぬ、日本には日本精神あり、日本自身の進むべき途がある。

星野企畫院總裁 ドイツを學んだのでなく強ひていへばドイツに似てゐる。

小林商相 計畫經濟といふ言葉の解釋はまち／＼であらうが戰時體制のために計畫を樹てることはやむを得ない、計畫經濟の必要のない一般中小工業にまで統制を強化しようとは思はない。

原口初太郎氏 (二月六日衆院豫算總會) 經濟新體制要綱の基本方針中にある共榮圏の確立に對する見透し共榮圏内における自給自足經濟の確立に對する見透し等如何。

星野企畫院總裁 經濟新體制の根本の目標は自滿支を一環とし大東亞を包擁して眞の自給自足の共榮圏を確立するにある。

世界各國がブロック化される状況においては、ひゞり日本内地にとどまらず廣く内外にわたり新經濟體制を確立せねばならぬ、共榮圏具現の方法については軍事、外交その他あらゆる點につき工夫も對策もあるが、隣邦諸邦は今日わが國の國防經濟の生命線といふことを考へて如何なる方法をもつてしても認識させ目的を達しなければならぬ。

赤池濃氏 政府は企業の実施をいかなる事業家に命ぜられるのか、いかなる方針でいかなる限度でやるのか、

河田藏相 現在企業をやつてゐるものを尊重してやつて行くことは當然である、みだりに企業を廢止しようとはおもはぬ、國家目的に副ふ企業は助成したいとおもつてゐる。

赤池濃氏 事業の合併についても非常な無理が行はれ、壓迫干渉も強かつた、合併の際は從來の實績によるのであるか、さうであるならば企業が固定化し、また新に企業を起すものを壓迫することゝなる、なほ最近の合併件數如何。

河田藏相 合併の際に舊來の實績によることは最も安全なる手段であるが、われ／＼は將來の見込ある企業も決して輕視しようとは思つてゐない、臨時資金調整法施行以來十五年末までに合併をした企業は二百七十五件であり、その金額は三十三億三千百萬圓である。

赤池濃氏 (二月六日貴院豫算總會) 政府は計畫經濟を行つてゐるがその方針如何。

小山倉之助氏 (二月六日衆院總動員法委員會) 統制の進展に伴ひ (一)個人或は會社から生産手段を社會または國家に移すといふことからして私有財産は全く認められなくなるのか (二)所有權を全く認めなくなるが如き從來の日本の經濟組織を根本から變革するやうなことが行はれるのか (三)かゝる時にわが國と全く相容れない思想が行はれるのではないか。

近衛首相 第一の私有財産制度のことについては私有財産制度は憲法の認めるところであり今回の總動員法が改正され、またある程度擴充されてその擴充發動によつて經濟統制が一層強化せられるといふことには勿論なりませうが、どこまでも憲法の條規に従つて決して私有財産制度を侵す結果にならないと思ふ、政府は憲法の定めるところによつて私有財産制度を尊重してゆく、第二の企業利潤については經濟新體制においては各企業が自主的の責任において運営せられ十分に企業擔當者の創意と工夫を盡して生産の増強に努めて利潤の増加をはからなければならぬ、たゞ私益の追究を最高目標として他を

顧みないといふことは許すべきではないと思ふ、政府は利潤を否定したり或は利潤に不當の抑制を加へて生産擴充を阻害するやうな結果を招來することは極力避けなければならぬと思ふ適正利潤は認めて生産力の増強に寄與させたいと考へてゐる、總動員法の改正の結果産業の社會化といつたことが起るのではないかといふ問題であるが今日の非常時に際會して大東亞共榮圏を確立するため限りある物資、限りある人力を以て最大能率を國家國力の發揮の上に齎さなければならぬ、そのためには民間の企業をして企業の公共性の自覺の下に積極的なる創意と努力を以つて各自の最大能率を發揮せしめるとともに各企業をして相互に緊密に協力連繫をして有機的な一體となつて生産能率の昂揚に努めるやうな組織を整へることが必要なのである、しかしこれを政府の樹立する総合的計畫に順應して運営してゆくことによつてはじめて生産力の擴充經濟總力發揮が出来るのである、今回改正する國家總動員法もこの精神に基づいて運用されるのであつてこれをこの精神から逸脱して産業の社會化を行ふ

といふが如きことは毛頭考へないのである。
古島義英氏 (二月六日同前) 私有財産を非難するがごとき過激なる宣傳が一部團體によつて行はれ徒らなる人心不安を惹起しつゝある。

近衛首相 翼賛會職員の中にときどき甚だ不穩當と思はれるやうなことを申すものがあることを耳にするのであるが、その度に相當の戒飭を加へ、またその甚だしきものに對してはやめてもらつた人もある、今後一層その點については注意をするが翼賛會が何分また創立早々のことであつて各種の人が入つてゐるので今後はこれが純化育成といふことについて一層努力をする。

松村光三氏 總動員法十八條一の規定により團體組合の設立は總動員審議會にかけられるか、産業團體の指導者は業者の推薦に本づいて政府が選任することにしては如何。

近衛首相 十八條の件は審議會に付する、運用の件はできるだけ努力する、指導者選任の件はまさにお説のとほりである。

中原謹司氏 (同前) 今後の經濟統制について民間人の自主統制に一任してしまふことは、從來の實例に徴して頗る不安が多い、最近民間人の運動により統制經濟が弱められ、民間の自主統制擴大の氣運が濃化してきたやうな感もある。

近衛首相 政府は初めから自主統制であつて何か政府以外のある勢力に動かされて途中から自主統制になつたといふやうなお考へのやうであるがさういふことは決してない、政府の指導監督についてはこれは勿論大綱についてはは強力に行ふことは勿論である、官界の整備刷新については農林、商工省外にもこれを行ふ必要があるかといふお尋ねであるが、これは事情によつて次第にこれを行ふ必要もあると思ふ、そのために總理大臣の權限の強化といふことはこれは今日法制の上においてはかくの如き必要を認めない。

淺沼稻次郎氏 (二月六日同前) 革新のための革新は避けるべきである、今議會に不提出の法案が多數あつたが、これは總動員法で補つてゆくつもりか。

近衛首相 時局の要請にもづく法案にしてこの議會に提出にならなかつたのは總動員法の發動によつて行ふつもりである。

赤池濃氏 (二月十二日貴院本會議) 本總動員法案は議會の立法權に抵觸するもので議會からいへば職能拋棄になる、政府は國民に職域奉公を高唱してゐられるが議會には職域拋棄を勸奨されるのか、政府は歐米の授權法をよく引例されるがこれ等はヒットラー、ムッソリーニ等の指揮者に對して全權委任をなすものであつて「政府」に對してなすものとは異ると思ふ、しかもヒットラー總統のやり方は議會と獨裁權とを不可分の形においてとりあげ同志をもつて議會の改造を完了したる後、議會を通じて合法的に獨裁權を獲得したものである、我國の事情は若干これと異る、天皇の大權は嚴として存し政府は行政の府とし議會は立法の府としてそれぞれ大權輔弼の職責を盡してゐる、この間に處してかかる改正法案を提出する理由如何、次に委任命令といふものについて政府はどう考へるか、改正法案を見ると大部分は「するこ

とを得」となつてゐるが政府はこの法案を直ちに實行に移すつもりか、または將來に備へて準備をしておくつもりかまた統制經濟には官憲の強権が伴ふが政府は信賞必罰をどの位實行してゐるか。

星野企畫院總裁 まづ第一に本案改正の要旨については時局重大の際に對處するためには本法案の改正を必要なりと考へたからである。第二に授權法についての質問と思ふが、我國の現状から見てもこの總動員法の改正が一番適當だと考へてゐる、第三に委任命令については改善すべきものについては改善してゆきたいと思ふ、第四に本法案發動の時期については必要ある場合は適當な措置によつて必要なる條項から發動してゆく積りである。

第五に罰則強化についてあるが刑罰はなるだけ軽くしたいが本法案關係の犯罪には随分大規模かつ惡質なるものもあるのでこれ等に對處するために若干の罰則強化も必要と思つてゐる、最後に統制經濟強化に對處する官吏の心構へについてであるが官吏の職責重大なるを思ひ大いに自肅自戒してやつて行く様に心懸けてゆくつもりである。

ある。

赤池濃氏 臨時措置法や總動員法が出来てから法律がどれだけ出来たと思ふか、勿論資本主義機構はよくないが、これだけの法令の上に更に法令を重ね、罰則を強化して産業界の運営が期し得られると思ふか、私は計畫經濟運營の根本に疑問を懐いてゐる。

星野企畫院總裁 總動員法の改正によらず必要ある場合は臨時議會を開いては如何といふ御説に對しては諒承されるが、今日の事態に當り重大なる事端の發生する様な場合に十分なる措置をとる様に準備するためにはこの總動員法の改正が一番有効だと思ふ、計畫經濟については第二次近衛内閣成立當初から聲明したことであつたこれは現政府の大方針である今日の事態に對處して限りある人力、資材を有用に運營するためには総合的な計畫性であると思ふ。

大河内輝耕子 (同前) 一、政府は計畫經濟を訂正する意思なきや 二、總動員法の改正はすべてが國家の意思でやれるやうに出来てゐるか。

星野企畫院總裁 一、以上述べた様な意味においては計畫經濟を訂正する意思はない。二、本改正法案の運営については各條項に基いて民間業者とも十分聯繫を保ちつつやつてゆきたいと思つてゐる。

大藏公望男 (二月十三日貴院總動員法會) 現在政府には經濟に對する中樞機關が散在しすぎてゐるやうに思ふ、また企畫院などの現在の機構では經濟界全體を改革するために不足を感じる、特別に専門の一省を設ける考へはないか。

星野企畫院總裁 官民一致した經濟の中樞機關は勿論必要であるが、形式的な改革を離れて現機構の運用により實質的に目的を達してゆきたい。

中村高一氏 (二月十二日衆院治維法委員會) 私有財産制限について、最近世間の一部で經濟統制を赤といふ人があるが内相の所見如何。

平沼内相 治安維持法が適用されるのは私有財産制度の根本を破壊せんとする場合であつて、現下戦時下においては在來の所謂自由主義的な状態ではあり得ない、

従つて私有財産制にある程度の制限が加へられることは已むを得ないことと思ふ、この制限と否定の區別は理論では明かだが實際の運用では検討を要する、制限も行き過ぎれば否定となる。

山岡萬之助氏 (二月十四日貴院總動員法委員會) 政府は經濟統制にあつてその大綱を握るにどうも、その他は業界の團體にまかす方針であるか。

星野企畫院總裁 政府の方針は統制を大綱にとゞめ業界の多年の經驗は大いに活用する考へである、いはゆる經濟新體制もその趣旨である。

西川貞一氏 (二月十四日衆院豫算總會) 計畫經濟は赤だといふ言説は一掃することが必要である、これを一掃するにはまづもつて唯物思想を一掃せねばならぬ、マルキシズムでいふ計畫經濟と今、日本でいつてゐる計畫經濟は違ふものだといふことを明確にすべきであると思ふがこれについての所見如何。

星野企畫院總裁 計畫經濟は社會主義者のいふものとは歴史的にも内容的にも異り主として分配について

はれたものである、今日わが國ていふ計畫經濟は貧弱な資源をもつて大きな仕事をして行くためには総合的に經濟各部門を計畫化し高度國防國家の建設に國の總力を最も有効に發揮しようとするものであつて全く内容において異なるものであると信じてゐる。

西川貞一氏 軍需省を設けて総合的な計畫經濟を運営することを考へてはどうか。

星野企畫院總裁 今日の事態に即應して官廳官吏制度についても十分考慮してゐるから参考にしたい。

大河内正敏子 (二月十四日貴院總動員法會) 總動員法改正案を實際の行政に移すために軍需省のごとき強力なるものを設置しなくてはならぬと思ふが如何。

星野企畫院總裁 具體的には計畫はないが十分御説の主旨は考慮する。

中山太一氏 軍需工業の資材、設備、勞力などを確保せしむべき計畫如何、現在の物價政策には種々の缺陷があるが如何。

星野企畫院總裁 軍需工業の資材などの確保につい

ては現在の不要不急の設備をできるだけ利用するつもりである、第十四條の特許權の實施も考へてゐる、今回の物價政策は大體成功してゐると思ふ、低物價政策をどこまでも堅持するつもりである。

官界新體制問題

木暮武太夫氏 (二月二十四日豫算總會) 統制が強化され総合的計畫經濟を今後やつて行くことになる各省間の連絡は特に緊密でなければならぬ七・七禁令で賣れなくなつた織物の消費税を大藏省が取立てるなども連絡の足りない事例である、各省の連絡協調のための何か機關が欲しい、政府の所見を伺ひたい。

河田藏相 各省間の事務の不連絡から思はざる損害を生ずることは従来も往々あつたことは認める況や計畫經濟になつた今ではさういふことが起るおそれがあるの關係省で案を立て、緊密な連絡をとるやう工夫したいと思つてゐる、場合によつては機構の改革まで考慮することになるかも知れない。

川崎克氏 (一月二十五日同前) 首相は施政演説で官僚新體制のことを述べてゐたが責任政治の確立といふことが官界新體制において重大な意義をもつものと思ふ

また信賞必罰の精神が肝要であると思ふが首相の所見を伺ひたい。

近衛首相 従来官界で兎角下剋上の風があることを耳にする私もこの點は認める、輔弼の責任ある者として今後は信賞必罰、官紀の肅正に努力したい、大臣責任の本義については深く考慮して行動するつもりである。

川崎克氏 今回の文官任用令の改正は官界を刷新する絶好の機會である、官紀の肅正についての軍部大臣の所見を伺ひたい。

東條陸相 陸軍大臣として、國務大臣としてその責任は十分盡くしてゐるから御安心を願ひたい。

及川海相 海軍の官紀は従来としても十分注意して来たところであり私としても深甚の考慮を拂つてゐる。

川崎克氏 官界の事務については首相は必要な改革を行ひたいと述べてゐるがどういふ改革を行ふつもりか

時局に便乗した官吏増員のため増加した人件費は莫大である、しかも能率は少しもあがつてをらぬ。

近衛首相 官廳事務の再編成については第一に不急不用の事務を整理する、第二は行政機構の必要な改正を行ふ、第三は出来るだけ事務の簡捷をはかる、この三點を目標として研究かつ實行中である。

森田福市氏 (二月二十五日同前) 企畫院が各省の事務を制肘して不圓滑ならしめてゐる事實を首相は認めるか。

近衛首相 左様な事實は認めてゐない。

森田福市氏 國民に公益優先を説く前に官吏に新體制をとらせる必要がある、公益とは國民に最低生活以上の私益を得ていかぬといふのか、それならば官界の新體制とは如何なる方向をとるか。

近衛首相 官吏が自から範を垂れるほどの氣持で自肅せねばならぬ、昨年の制度の改正だけで十分とは思はぬ、吏道の刷新につとめなければならぬ。

杉浦武雄氏 (一月二十七日衆院豫算總會) 最近官

吏は責任感が非常に稀薄になつて來てゐる、官吏の責任を明確にする方策をこられたい。

近衛首相 官吏の責任を糺すための具體策例へば監察制度などについては考慮したい。

前田房之助氏 (二月一日豫算總會) 官界新體制についての首相の所見如何。

近衛首相 (速記) 只今の前田さんのおたづねにお答いたします、現下のこの難局に對處するために高度國防國家體制の確立に即應するところの官界の新體制を確立するといふ必要のあることは申すまでもないところであります、現内閣は基本國策の要綱におきまして官界新體制の確立といふことを國內の新體制の一項目に掲げた次第であります、要するに今回の新體制は行政の運用に根本的の刷新を加へましてその統一と敏活とを目標とするところの改革を斷行致さうと思ふのであります、その具體的施策と致しましては今度改正になりました官吏制度の適正なる運用、不要不急の事務を停止致しまして重點主義に則りまして各官廳事務の連絡緊密をはかりまして

その有機的なる運営を期し、更に只今第二のおたづねでありましたやうに官紀の振肅を圖り官吏の錬成その他吏道の刷新等につきまして着々その實現をはかる所存でございます。

大藏公望男 (二月十三日貴院總動員法會) 官吏に對する信賞必罰の實をあげるために監察制度を設ける意思はないか、官吏の再訓練を行ふ必要があると思ふが如何。

星野企畫院總裁 監察制度は特徴のあることは認めるが一面弊害を伴ふことは滿洲における自分の經驗によつても明である、自分は原則として所屬長官の監督に委ねることが可と信する、官吏の再教育の必要は十分認める。

小笠原氏 政府は今日行政整理を斷行すべき時期だと思ふがどうか。

藏相 國務多端となつたため行政機構が擴大したことは事實であるがこれは整然たる組織とはなつてゐないから整理する必要がある、但し今日の場合不安動搖を與

へてはならぬから時期については慎重に考慮しなければならぬ。

小笠原氏 行政整理で浮ぶ財源で官吏の待遇を改善すればよいと思ふ、減俸前の俸給を復活する考へはないか。

藏相 俸給原額を復活することは餘程考慮を要する。しかし行政整理による財源を給與に廻すことは同感で政府としてもその方針で人員を減じた俸給残を賞與にふりかへてゐる。

生産力擴充問題

二六

櫻井兵五郎氏 (一月二十四日衆院豫算總會) 生産

擴充についてであるが、數年來國防國家の建設を目指して努力は拂れてゐるけれども果して豫期のごとく効果があがつてゐるか或ひは今までの政府のやり方に缺陷があるのではないかと疑ひをもつのである、經濟の指導原理が定まらなくては生産力擴充は遂行出来ない、新經濟體制が如何に具現されるかに國民は關心をもつてゐるが經濟原理は未だ確定されてゐないのではないかと政府の指導原理をはつきり伺つておきたい、新經濟體制は理論としてはよい、しかし生産力擴充を現在より落すやうなことになるのは困る、政府は生産能率を落しても理想の組織を確立すると考へてゐるのだといふ風に國民はとつてゐるのである、この點について政府の考へを質しておきたい、日本的性格をもつ經濟指導原理をもつべきである。

東條陸相 國防國家體制確立のために帝國としては生産力の畫期的なる擴充をし、また速かに自給自足の域に達せしめることを急務と考へてゐる、しかし帝國に對しては一方に支那事變を遂行しつゝ、他面國際政局に對處する準備を急速に整備するの必要があるであつてそこで生産力の低下といふことは一日も許すべからざることである、これを二つの見方に分けるといふことはそれ自體が適當ではなからうと考へる、すなはち生産の能率をどこまでも低下することなくして速かに強靱持久實際に即した理想的の體制を確立することが緊要である

及川海相 海軍の考へも同様である。

星野企畫院總裁 今日國家總力を強化するために生産力擴充を實行しつゝあるのであるが、國力が増強してゐることは事實である、しかし必ずしも計畫通り行つてないことも事實である、どういふ理由で計畫通り行つて

ゐないかは別の機會で説明したいが、やり方について足らざる點は十分反省して考へなければならぬ、政府の考へ方としては生産力擴充といふものは國民の協力によつてはじめて出来る、國民が時局を認識して協力するといふことが根本である、各自が十分な力をあげて行くことにもその力を最も有効に使へるやうな組織を作るべきであると考へて經濟新體制要綱を作成したのである。

櫻井兵五郎氏 總裁の説明は不十分である、もう少し突込んで説明して貰はぬと財界人の經濟新體制に對する不安は取れない、ドイツの方式を採り入れて日本の性格をもたせるべきだと思ふ。

星野企畫院總裁 政府の考へはいかにして國民が進んで協力するやうにするかといふ點であつて、國民が正當に利潤をうけることは否認するものでない、ただ利益を得ることが國のためになるといふ従來の考へ方だけではいけないのであつて利益になるかどうかの判断と同時に、國のためになるかどうかを反省することが必要である、その人の働きをどこに重點を置いて行くかが政

府の任務であると考へる。

櫻井兵五郎氏 低物價政策と生産力擴充とは矛盾しないか、と云つて物價を釘付けにして補助金政策を採ることもは再検討を要すると思ふ、物價政策にもつと弾力性を持たせるべきではないか。

小林商相 政府としては櫻井氏の懸念されてゐることが起らぬやうに努力してゐる、物價は少しも釘づけにはしてをらぬ、生産擴充をやるためには値を上げて他に害のない品物をとつて物價を公定してゐるのである、生産も増加し物資も豊富になりつゝある、世間は低物價政策を政府が堅持してゐるやうに思つてゐるがこの點を明らかにして置きたい。

櫻井兵五郎氏 産業團體法を提案する考があるか。
小林商相 提出するつもりで省議を進めてゐたのであるが、取止めとなつた、しかし戦時經濟體制の運用上必要となつてくれれば考慮したい、鐵、石炭の増産を實行するに當つてこれを効果あらしめるために必要であればこの方面について何か考慮したいと考へてゐる。

木暮武太夫氏（一月二十四日豫算總會）生産力を擴充するためには必要な生産部門への融資がまず第一であるが、そのためにはもつと積極的な方策を考へる必要がある、現在亂れがちな金融市場に對しても蔵相は何か方策をもつてゐるか、また悪性インフレ防止に對する對策如何。

河田藏相 生産資金の融資命令は銀行など資金融通令でやつてゐるが、今後勸銀、朝鮮殖産銀行なども利用する考へである、ただそのためには勸銀法を改正せねばならぬが、これを提出するかどうか検討中である、その他の金融機關を利用するかどうかについては十分考慮したうへ必要とあらば徐々にやつて行きたい、物と金との調整をはかり悪性インフレを防止するためには國民生活を一時窟屈ながらも少し切下げる、と同時に生活を確保せねばならぬので切符制などを更に強化することが必要だと思ふ、株價は低下してゐるが投資株の株價を維持することは必要であつて政府としては考慮してゐる、最近右に對する會社の設立が計畫されてゐるやうだが政

府としては内面指導の立場から相談に乗つてゐる、單なる挺入れのやうなものとなつてはならないと考へてゐる。

山崎達之助氏（二月二日衆議院本會議豫算可決賛成演説）（前略）戰時政策の中心は申すまでもなく經濟力の維持増強であつて經濟力の維持増強は畢竟するに物の増産である、しかして限られたる資源と限られたる勞力と限られたる資本とをもつて尨大なる軍備の充實と國民生活保持と生産力擴充の要求に應ぜねばならぬので實に容易の業ではない、殊に從來の國內的經濟が日滿支經濟に擴大し、さらに大東亞廣域經濟に飛躍する以上、わが國の經濟組織は最早個人主義的運營や自由主義體制を基本とせる單なる統制のみをもつては到底支へ得ないところであつて、經濟組織が心然的に計畫的綜合的運營に移行しこれによつて全生産を最高率に増強するのほかににいたることは不可避の過程である、今日の目標は一に物の増産である以上、この目標を逸脱して觀念や理論に耽るが如きことは大いに戒むべきことである、綜合的

計畫的と申しても特に民間の知識と經驗とを動員しその創意と工夫とを活躍せしむるに最善の方途を講ずることが極めて必要であると信ずる、すなはち産業行政の運用は官民の協力と責任共同の建前でなければ實績を収むることが困難であるから經濟計畫そのものの立案に際しても結局その實行に當るべき民間人の參加協力を求めるの襟度が肝要である、また政府諸般の計畫についても防諜上の嚴正なる必要以外は極端なる祕密主義を是正し民間にもこれを知らしむるの態度に出でらるゝことが望ましいのである、知らしむることによつて強き協力の心は湧き出でるものである、

右に關し最近特に官界刷新の要望熾烈なるものがあり政府は多年の懸案たる官吏制度の改革を斷行した、官吏諸君かならずしも獨善ならずとも官場多年の因襲が自らこゝに陥らしむるの弊は掩ひ難いところである、これを改め、これを正すにあらざれば眞の官界刷新は期せられない、

一、政府が増産に關し重點主義をとり特に鐵、石炭な

どの増産に一大努力を拂はれんとするのは當然のことである、また政府は昨年十一月日滿支經濟建設十ヶ年計畫を發表せられたが、抽象的方針に止まり現實の實施具體計畫は審かでない、豫算總會における政府の説明によれば滿洲の産業開發は相當の成果を收めつゝあるやうだが日滿支綜合一體の具體的計畫の力強き遂行ことに滿支における資源開發には格段の力を注ぐべきものと思ふ、

（中略）

一、増産と低物價政策はもとより大切であり、また政府は物價政策必ずしも釘付主義をとらずといふが、これは恐らく一般諸物價を指されるものと思はれるが緊迫せる増産の必要の前には重要資材および食糧生産の價格問題につき到底柱に膠するを許さざるものがあることを深く考慮に加ふべきものと思ふ、さらに昨年の金融梗塞の原因中にある種の企業不振と一般的株價の下落などの伏在せる事實と、したがつて金融の流れに生じたる變化が遂に公債消化の鈍化を招來せる事實とは特に留意を要するものと思ふ、十六年度公債發行豫定額が相當の増加を

示さしとし、一方生産力擴充に一大努力を必要とする以上今後の金融對策は一段の工夫を要する、政府においても發券制度改正などの計畫はあるけれども特に國家目的のため必要な事業に對し英斷をもつて國家補償による信用制度を活潑に運用せられることが肝要と思ふ。

一、經濟組織の變化に伴ふ失業の問題にいたつては慎重なる考慮を要すること論をまたぬ、ある意味においては失業者の存在それ自體が國家の要求する事業分量に對し實際の企業計畫がこれに伴ひ得ざることを立證するものである、政府はすべからず周到なる用意と大所高所に立つて適切なる施策を講じこの矛盾と不合理とを克服せらるべきものと思ふ。

小山倉之助氏 (二月三日總動員法委員會) 滿洲北支などから自給自足の物資が十分得られないとすれば自然南方の物資を得なければならぬ、現在の日本は限度を超えての生産力擴充を強行しなければ國際的難局に對處し得ぬと考へる、これは金によつて輸入し得るところに頼つてゐるのでは駄目だと思ふが日本の經濟力増進に

對する當局の見解如何。

星野企畫院總裁 日本國力を早急に充實するには南洋資源が最も必要で南洋こそ日本の生命線であり生存圏であると思へる、しかしてこの資源のためにはあらゆる手段をとつて極力充實して行く、その具體的方法はここではいへぬ。

小山倉之助氏 あらゆる産業能力を最高度に發揮するについては技術の公開特許の公開が必要であると思ふが第十四條の改正はその意圖に本づくものであるか。

星野企畫院總裁 お説の通りである。

中島彌團次氏 (同前) 昨年末經濟新體制で輿論が沸騰してゐた時軍部から生産擴充を低下させてはならぬとの提案があつたか、豫算面において軍部の使用する額は七十億に上つてゐる、軍は特に重要な産業の統制は第十八條により鐵鋼部門、石炭部門、機械部門等指導者原理に基く團體令を公布實施するつもりか、民間の自主的統制にまかせてゐては手ぬるいといふ考であるか。

東條陸相 陸、海軍としては現下直面せるところの

この事態に即應して一時といへども生産力の低下を生じたりあるひは民心に不安を來すがごときことはこれはい

ましめなければならぬが、同時に現下の時局に對應すべき戰時態勢力の強化特に生産力の擴充に關しては堅忍持久、整備することが必要であるといふ點は今日も痛感してゐる、しかし第十八條の話があつたが、これは以上の目的を達するためにこの規定を設けることは必要である、しかしながら將來如何に運營して行くかといふ點については今後の事態に即して最善の方法を盡すべきだと考へる。

中島彌團次氏 商工當局は指導監督の權限を民間の指導者に委任するといふことを第十八條の改正で示唆したと思ふが、さうなれば工場事業場管理令によつて工場事業場を軍部が直接管理して指導監督する必要もなくなるといふことになるがこれは大きな變化である。

東條陸相 第十八條が發動されても軍需工場に對しての管理は軍の機密保持といった見地からも當然軍は管理をしてゆくものである。

中島彌團次氏 第十八條による統制の確立により軍管理からこの統制團體に委譲すべき統制權の内容如何。

東條陸相 詳細な點は分らぬが經理の一部ぐらゐは委譲することになると思ふ。

中島彌團次氏 陸海軍の間で資材、技術などの有無相通をはかる必要はないか。

東條陸相 發達の歴史もあるので早急には出來ぬが改革の要を認め陸海軍共同委員會を作つて逐次實行しつつある。

松本勝太郎氏 (同和) わが國の資源は無盡藏なりと思ふがその開發は消極的である、ことに十分見込みのつかぬ鑛山に對する採鑛の助成は微々たるものである、これらに對し政府は積極的に増産に努力する意思はないか、鐵、石炭の増産計畫の内容を承りたい、金、銅に對し公定價格の引上げ、もしくはその採掘に對し補助金の交付を考慮してゐないか。

小林商相 昨年の鑛業法の改正により試掘權は制限されこれにより休眠鑛區の開發につとめてをり大體目標

に達してゐる、また一昨年の重要鑛物増産法により休眠鑛區の持主に對し事業の開始を命じ或ひはこれを強制し相當目的を達してゐる、鐵、石炭の増産計畫は重點主義により大いに努力してゐる、石炭については勞賃の騰貴能率の低下資材の不足のため生産費が上り増産に支障を來してゐるのであるが、これに對しては低物價政策との關係もあり石炭炭價の引上げは考慮してゐない、ただ日本石炭に買入れ補償金を出してゐるが、昭和十六年度の金額は相當巨額となつてをり、これは十六年度追加豫算に入れる積りである、また補償金を増加するかどうかは研究中である、また新鑛開發助成金および表彰制度により増産を奨励してゐるほか資材も優先的に供給し勞務對策についてもとくに便宜をはかり増産に努めてゐる、本年の増産計畫は六百萬トン、來年はさらに増産すべく研究中である。

秋田拓相 地下資源開發については外地にあつても内地の一般方針に順應したいと思つてゐる。

河田藏相 金買上げ價格の變更は爲替相場と密接な

關係があるから引上げる意思はない、増産對策としては獎勵金を出してゐるがほかに方法なきやについては研究中である。

松本勝太郎氏 産金獎勵の補償金については産金振興會社にも帝國鑛山開發會社などにも支出されたい、また多數の製鍊所を造る必要ありと思ふかどうか。

小林商相 政府も漸次御主旨に副ひつゝある、また製鍊所については何所へ何を置くべきかについて國策會社のみでなく業者の意見も聴きたい。

岡田忠彦氏 (二月六日衆院本會議、重要物資及食糧増産確保決議案提案理由説明) 本院は議會劈頭「戰時體制強化に關する決議」をなしたが今回さらに進んで鐵、石炭などの重要物資の生産擴充食糧増産の確保に關し積極的に政府に協力、もつて時艱克服の國策を確立せんがために本件を提出した次第である、わが國現下の課題は限られたる資源をもつて高速度かつ擴大的規模における重要物資の生産擴充、食糧増産確保を遂行しもつて高度國防國家體制を整備するにある、高度國防國家建設の基

本は鐵、石炭その他の重要物資の増産、自給と食糧の自給自足にあり、少くとも内外地を通じて石炭一億トン、鐵鑛一千萬トンおよび水力電氣の開發、國民食糧の自給量確保が達成せられなければならぬ、しかしこれが目標達成のためにわれらは政府に對し次のごとき對策をとるべきことを進言する。

- 一、統制政策を合理化し國民の創意と協力を啓導すること
- 二、産業體制を整備し資本、經營勞務三位一體の實をあげ企業相互間の摩擦を排除すること
- 三、戦時低物價政策の堅持と生産擴充の矛盾に對して合理的なる調和を與へること
- 四、資材、勞務の配給を圓滑適正ならしむること
- 五、科學總動員を行ひ新たな發明、發見を獎勵し産業計畫に新機軸を盡すこと

三年有半の支那事變を遂行し國際變局に備へんとするわが國においては經濟の體制と運営に根本的な改善を加へなければならぬのは當然である、しかし躁急を競つて

かへつて目的に反し現實を破るがごときはこの際に嚴慎しまねばならぬ。

統制政策の強化、企業合同の促進、戦時低物價政策の堅持などは當然の方策であるが、その緩急を誤らざるの用意はもつとも緊要なりと信する、要は生産擴充第一主義の觀點より臨機應變の處置を講ずべきである、とくにこの際留意を求むるのは科學總動員についてである、わが國の科學研究所は各狹隘なる分野を守り秘密と鎖國とに踞踏して年々巨額にのぼる科學研究費はその具體的成果を現してゐない、この際政府は生産擴充のために科學總動員計畫を樹立すべきであつて經濟封鎖を喫しつゝある今日こそ科學を動員して將來の飛躍をなすべき好機である(後略)

赤池濃氏 (二月六日貴院豫算總會) 生産擴充に關しだいたい傾向をお聴きしたい。

小林商相 生産擴充に對する現状はだいたい豫定通り進んでゐる、重要産業の生産擴充についても着着進行してゐる。

赤池濃氏 近來産業奉還論が頻りに説かれてゐるがこれに對する政府の所見如何。

柳川法相 産業奉還論が實際政治に持ち來されることは取締の一對象になると思ふ。

出光佐三氏 (二月六日同前) 時局對策の第一は生産力擴充である、政府の對策は理論にのみ走り現實に効果をあげてゐない、國民は政府に協力して國難を打開したいと思ひながらも内心大なる不安を抱いてゐる、また物價もかならずしも低物價政策によるには及ばぬ、鐵、石炭のごときは價格を引上げる方が生産擴充に効果があり、またそのことが決して一般物價に餘り影響がないであらうと考へる、商相の所見如何。

小林商相 生産擴充を阻害してゐる各種原因の除去が必要なることは同感である、低物價政策を堅持しなければならぬ、重要物產については補助金その他の手段により増産を計りたいと思ふ。

出光佐三氏 無駄排除のため適切な機關をつくる意思はないか。

物 價 問 題

木暮武太夫氏 (二月二十四日衆院豫算總會) 英米依存經濟から自給經濟に移つて行つた結果物產増産の見地から從來の物資政策を再検討する時機となつてゐる今後起つて來る生産費の昂騰を如何にしてカヴァーするかが問題である、コスト高を企業者に負擔させる餘地はなく補助金政策もインフレを助長するのみである、勿論物價の引上はきはめて慎重でなければならぬ、何らかの新しい方策を考慮すべきではないか。

小林商相 政府の低物價政策を堅持する方針は少しも變らぬ、たゞ低物價で釘付にしてゐるのではなくその時々種々の事情によつて上げたものもある、さきに櫻井氏に對する答辯に誤解があつてはならぬからこゝで明らかにして置きたい、私は物を増加する方法と並行してやることが今日低物價政策を維持する第一の條件だと思ふ輸出品の材料となる物資を増加することがもつとも必要

小林商相 民間専門家を集めて増産を計ることは鋼鐵において實行してゐる。

稻田直道氏 (二月十四日衆院日鐵會社法委員會) わが國の鐵鋼、石油政策の歸趨に關し、國民は少からず懸念してゐるが、軍當局の所見如何。

阿南陸軍次官 一、鐵鋼と石油は、決して十分とはいへないが、現在の状況においては國民諸君は安心してよろしい、現在の鐵鋼と石油をもつてすれば、國防はわれ／＼が十分に擔當しうるとお答へしたい。

二、米國の屑鐵禁輸によつて、わが國は鐵鋼一貫作業による鐵鋼の自給自足化を促されたので、どうしてもこれを達成せねばならぬ、これに移行する間は、あるひは多少その生産力が下らないとも限らない、しかしこれは一時的な現象に過ぎない、われわれは右の機會をとらへて十分なる自信をもつて新たな鐵鋼政策を樹立すべく舊臘の閣議決定の鐵鋼政策の方針にもとづき、着々としてこれが策を進めつゝある、必ずや近き將來、國防國家的見地から十分なる鐵鋼を産出しうるものと確信してゐる。

である、そのためには石炭と鐵と電力を豊富に出すことがもつとも必要である、日滿支を一體とする石炭の増産計畫を實現して物資を豊富にし物價を構成する要素としたい、これが出來れば低物價政策は維持出來る、私としては石炭と鐵の増産に全力をそゝいでゐる。

杉浦武雄氏 (二月二十七日豫算總會) 鐵、石炭を増産するためには價格を引上げるよりほかに仕方がないのではないか、單なる通貨膨脹が悪性インフレとなるのではないと思つてゐるが藏相はどう考へるか。

河田藏相 通貨に對する信用を失つた場合に直に悪性インフレといふべきかどうかその定義は難しいが政府は低物價政策を維持する方針であつて個々の物價をどうするかについてはいまだこゝで申上げられない。

松村光三氏 (二月二十九日豫算總會) 經濟新體制中物價は中庸生産費、適正利潤をもつて進めるといふが

物價によつて生産擴充が出来ないとなればどうするか。

小林商相 中庸生産費に適正利潤を加へて適正價格を考へるといふ中庸生産費は單なる平均生産費ではなく、國家が必要とする數量を獲得するに足るものの生産費であつて、この意味で減産は來さない。

松村光三氏 減産にならないとする場合、低物價と生産擴充の關係をどうするか。

小林商相 さういふ場合はプール計算で原價の適正を期し、また一方補助金などで助成することも考慮する。

松村光三氏 それでも減産になつた場合はどうか。

小林商相 その場合は篤と考慮するつもりである。

松村光三氏 石炭について例を見れば業者の七割以上は生産費を切つてゐる、日本石炭會社は少くとも三圓の炭價値上げをしなければ増産できないといつてゐる、銅についても輸入價格よりも非常に安いから引合はない商相は生産費を切つてゐる事實をどう思ふか。

小林商相 (速記)石炭の値段については私としては日本石炭株式會社とたゞ今親しく話し合ひ、事實石炭買

取補償金の運用よろしきを得ることまた獎勵金助成金を

の他において生産業者にも適當に値を上げるべきものは値を上げかならずしも抑へてゐるばかりではないと確信してゐる、しかしながら今日なほそれ以上の増産を必要とする時代であるからさらに助成金を考慮しプール計算のなかでも努めて公平に價格の訂正をする必要のあるものは漸次その方向に向つて整理しつゝあると承知してゐる、銅はまことに松村君のおつしやつた通り非常に難しい計算になつてゐるが、これは篤と研究をして差當り大方針を決めて生産の擴充に遺憾なきやう努力したいと思ふ。

松村光三氏 重要物資の配給機構の整備に政府は全力をあげるべきである、鐵と石炭についてバーター制度をやつてはどうか。

小林商相 バーター制は便宜ではあるが弊害の生ずるおそれがあるから慎重に考慮したい、たゞ屑鐵を集めるのにその何分の一の鋼鐵は優先的に配給するといふことにすれば増産は圓滑に行くのではないかといふことは

研究中であるがお説のやうに一般的なバーター制はなほ研究する。

松村光三氏 國內の鐵鑛石は輸入品よりも價格が安いため全國いたるところに鐵の退藏がある、かういふ例はほかにいくらかもあるが何故商工省は値上げによつてこれを利用することを考へないか。

小林商相 専門的なことは餘りよく知らないけれどもよく研究して御希望に副ひたい。

藤本捨助氏 (二月四日衆院豫算總會) 公債消化の立場から今後も低物價政策を堅持すべきものと思ふが如何。

河田藏相 低物價を政策として堅持するに變りはない。

前田房之助氏 政府の物價政策が最近動もすれば動揺してゐるがごとき印象を與へてゐるのははなはだ遺憾だ、物價政策の再検討などいふ言葉は悪影響をおよぼす。

河田藏相 低物價政策の堅持は何ら變りはない。

赤池濃氏 (二月六日貴院豫算總會) 公定價格を既に是正したものはいくらかあるか。

小林商相 是正したものは、値上したものの七十五種、値下げしたものの四十三種である。

赤池濃氏 公定價格を定めた品目は何點であるか。

小林商相 公定價格の品目は三萬點に達する。地方で定めたものを合すれば九萬點に及ぶ。

赤池濃氏 當初は如何なる考へて公定價格を定めたか、又今後は如何にするか。

小林商相 初めは重要物品についてのみ公定價格を定めたが、輸入の制限、その他の理由により全般の商品に公定價格を定める様になつた、將來なほ多少公定價格を擴げるであらうが、今日では大體峠に達してゐる、又今後は主として既に定めた公定價格を適當に是正する時期に達したと考へてゐる。

赤池濃氏 従前は需要、供給の關係で市場において價格が決つてゐた、政府が公定價格を定め、また配給するやうになれば市場は價格形成の權能を喪失することは

ないか。

小林商相 市場では公定価格の定めなきものが取引され、これに伴つて公定価格品も取引されてゐる實情である。

赤池濃氏 政府は低物價政策のイデオロギーで價格を決定してゐるのではないか。

小林商相 物價は單なる物價政策に局限せられずあらゆる角度から検討されねばならぬ。

赤池濃氏 國民は現政府を信じてゐるが官吏がイデオロギーをふり廻すことは慎んでほしい、イデオロギーによる施政は危険である。

小林商相 低物價政策を堅持することが今日の財政の基礎であることは何人も疑義はない。

佐々木八十八氏 (二月八日貴院豫算總會) 國民生活必需品の範圍、國民生活の最低標準は何によつて定め、衣にたいする公定價格を改訂する意思はないか、物價委員會をしばし開く必要とあらば委員の改任も行ふべきだと思ふが如何。

小林商相

生活必需品の範圍その標準如何との問題は極めてむづかしいことであるが時と所によつて必需品となつたり非必需品となつたりする、しかし現時の非常時局においては消費の規正をはかる必要があり平時における必需品も非必需品となることも考へられる、國際情勢に鑑み自給自足できるスフを奨励してゐるが今日では木綿の代用品たり得ると思ふ、全國主要倉庫の入庫物品は増してをり品物は漸次増加してゐる、政府も中小機業の維持育成を計るからその前途は悲觀するに當らない、低物價政策をあくまで堅持する方針には變りはないが公定價格は釘付にする意思はなく適時改正を行つてゐる、物價委員會をしばし開いてをり委員の改任についても研究の上善處したい。

西川貞一氏 (二月十四日衆院豫算總會) 價格の作用が經濟の本質とみるか。

星野企畫院總裁 いかなる形態となつても價格が經濟の基礎となつてゐると思ふ。

西川貞一氏 それでは價格と計畫經濟との關係はど

うか。

星野企畫院總裁 今日の目的は現下に對應する物資事業の必要といふことであり、この直接關係あるものについて價格を考へてゆくのが原則である。

西川貞一氏 然らばある時機が來れば價格を自然に放任するのうか。

星野企畫院總裁 價格は生産消費の重要な鍵をなしてゐるもので、之が物資の運行を非常に授けてゐると考へてゐる、たゞ停止令を出したのはその循環をひき起す状態を断ち切るといふ必要からやつたもので全く非常の措置であつた、種々缺點もあつたが國民に安定感を與へたことは事實である、今日最も大切なことは低物價政策をとることである。

西川貞一氏 今のまゝの物價の決め方を依然續けるつもりか。

星野企畫院總裁 物價の値上りは投機心が出て來ると國民の間に不安が起ることになるので抑制せねばならぬが全體の釣合から順調に上つてゆくことはよい、しか

し今日のように物との不釣合が大ききときにはこれを自然の儘に値上りを放任するわけには行かないと思つてゐるのである。

井上良次氏 (二月十九日衆院豫算總會) また補助金、奨励金の撒布によるインフレをどうして防止しようとするのか、低物價政策の堅持と物資増産との矛盾を解決するために政府は補助金を出すか例へば石炭にしても決して増産を來してはゐない。

河田藏相 石炭増産に補助金を用ひてゐるが、これが有効に使はれてゐないならば豫算の目的通り使用させるやう注意したいと思つてゐる。

井上良次氏 私は低物價政策と増産との矛盾を解決するのに補助金政策で行くのかどうかを聞いてゐる。

河田藏相 低物價政策遂行の爲には價格の引上げをせず補助によつて増産を計るといふ方針をとつてゐる。

井上良次氏 國民生活の消費規正を徹底し切符制を擴張しなければ低物價政策の遂行も公債消化も出來ぬ。

河田藏相 切符制をどの範圍に擴張するかはまた申上げかねる。

労働問題

四〇

三宅正一氏（二月二十七日豫算總會） 戦時における労働政策の確立が必要であるがインフレ防止のために社会保険の擴充によつて購買力を吸収することに努力をしてはどうか、**労働者年金制度は今議會に提出されるか。**

金光厚相 社会保険の整備についてはまつたく同感である、労働者年金保険は労働者の増強とともに購買力吸収策としてまことに重要であると思ふのであるべく速かに成案を得て提出すべく準備してゐる。

河田藏相 今日貯蓄獎勵についてはあらゆる手段を用ひなければならぬ、社会保険によつて購買力を吸収することは適切な方法である、労働者年金制はまだ考究中であるが早く成案を得て出したいと考へてゐる。

三宅正一氏 人口計畫を本當にやらうとすればそれに關聯して賃金政策を考へ直す必要がある、子供の多いものは能力のほかに賃金の上で考慮することが必要だと

思ふ。

金光厚相 労働者の生活安定は賃金政策のもつことも重大な觀點であり、人口政策との關聯を考へて十分考慮したいと考へてゐる。

三善信房氏（二月二十八日豫算總會） 石炭については獎勵金制度などで増産をはかつてゐるが十分ではない、私は炭價の引上げは一般物價にさう影響を與へるものでないと思ふ、補助金、獎勵金政策は再檢討を要する。また出炭量は最近低下して來た、これには能率の低下その他種々の原因があるが政府はこれに對して對策をもつてゐるか。

金光厚相 出炭量の低下は事實であるが賃金が高いためではない、朝鮮人労働者が不馴れであるためでもあるが労働者の移動が激しいのがもつとも大きな原因ではないかと思ふ、政府は移動防止令を出したがなか／＼む

づかしい、そのため労働手帳法案を近く提出する、出炭量の増加を計るために四萬五千人を増加する計畫を樹ててゐるのである、また就業時間を延長すると獎勵金を出すことにしてゐる。

松村光三氏（二月二十九日豫算總會） 今日の勞務再編成は單に量よりも質に重點を置くべきであると思ふが如何。

星野企畫院總裁 同意見である。

松村光三氏 その場合非常に障礙となるのは賃金統制令である、畫一的なところに障礙がある、また賃金の總額を一定したことは労働能率を引下げる結果となつてゐる、最高賃金を定めたことも弊害がある、これは運用において十分注意すべきではないか。

金光厚相 賃金總額の制限をしたのは物價政策の見地から賃金の一般的昂騰はこれを制限する必要があると思つてやつたが、その方法として御意見のやうに個々の労働者の賃金を釘付けにすることは労働の能率を阻害する恐れがあるので、これを避けてなるべく労働能率を害

せざるといふ見地で考案された、これの運用に當つては賃金の高いものを一律に抑へるといふやうなことをせず現狀に對する急激なる變更を避けると共に労働者の技能能率經驗年數その他の事情に留意いたして必要に應じて認可してゆく考へである、更に賃金の最高額の制限といふことは一般經驗工に對しては特に法外の賃金額でない限りはこれを抑制するやうなことはしない、比較的最高の賃金を定め易く日傭労働者については最高額を制限することにしてゐるが、これも能率に影響を及ぼさないやうに各地方の事情を考慮して金額を定めてゐる。

松村光三氏 労働量を確保するために半島労働者の移動を防止する方法はないか、青少年雇入制限令を緩和することも考へないか、滿洲移民計畫を繰延べることはいか、強制動勞を實施する意思はないか、重要工業の勞務者に對して一定期間移動を禁止してはどうか、また技術者の應召復員をすべきである。

金光厚相 青少年雇入制限令の運営については時局産業と然らざる産業との間で適當に考慮してゐる、強制

労働は今日のところ考へてゐないが軍需工業については現に國民徴用をやつてゐる、移動禁止は考へない、しかし労働手帳法を實施すれば移動防止は完全に出來ると考へてゐる、勞務者、技術者を練磨することは誠に必要で生産報國會などと連絡をとつて施設をやりたい、技術者養成は各事業場でやらせてゐるほか全國數ヶ所で幹部機械工養成所を設けてゐる。

内藤厚生省職業局長 幹部工の養成は現在約七百である、その他は申上げかねる。

金光厚相 軍需方面における技能者養成人員は相當大きい數字に上つてゐる。

西尾末廣氏 (二月二十九日豫算總會) 最近の労働能率低下は未熟練労働者の増加の結果であるが、この根本原因は戦時労働政策が確立されてゐないことにある、労働者は單に勞力の經濟價値のみに考へられ産業戦士としての人格を認められてゐない現状である、労働者が國家のため喜んで働くためにはどうすればよいか、首相の意見を伺ひたい。

近衛首相 生産力擴充のために労働能率の増進は缺くべからざる條件である、政府としては勞務者の體位などを考慮し能率増進をはかり得るやう努めてゐる。

西尾末廣氏 經濟新體制反對論者の多くは資本家、投資家の利潤が少くなり生産が減するといふことであるがそれは視野が狭いと思ふが、厚相の所見如何、時局がこの一ヶ年限りならば生産量の一時低下は避けるべきであるが、非常時局が數年續くとすれば、一時の生産量低下を冒して經濟改革を斷行すべきであると思ふが陸相の所信如何。

金光厚相 資本家の利益を云々して經濟新體制が出來たのではない、資本家も労働者も渾然一體たる有機的結合を行はねばならない、ドイツの如く利益が即ち公益になるといふやうになるのがよいと思ふ、工場において生産の減少したことは事實であるが労働者といはず全従業員が産業戦士として國難に赴くといふ意氣込を持つやうに指導したいと思ふ。

東條陸相 大東亞建設、支那事變解決、南方問題な

ど各種の問題の將來を考へると高度國防國家の建設は急務である、生産の低下は一切お断りしたい、また形態としては生産の低下を來すことなく理想的な經濟形態を作らねばならぬと考へてゐる。

小山倉之助氏 (二月三日總動員法案委員會) 總動員法第七條は労働争議を解消せしめたがこれは法の威力で壓へつたといふ傾向はないか、第六條は労働者のみならず一般労働者を含むこととなつたがこれは資本、經營、勞務を一體として企業形態の力によつて生産力に進むといふ勞資協調の態度を含んでゐるのか。

星野企畫院總裁 勤勞新體制要綱は經濟新體制要綱の主旨と同じく筋肉労働者、勞務者一體となつて進ませる考へである。

小山倉之助氏 勞資協調については遺憾の點があるが、これに對し企畫院はどう考へてゐるか。

星野企畫院總裁 勞資一體となつて進む組織を出來るだけ亂さない方針で行きたい。

片山哲氏 (二月五日總動員法委員會) 總動員法の

發動で女子の石炭山入坑が可能になるが、現在女子の入坑者數及びそれによつてどれ程生擴に効果があるか。

金光厚相 現在の女子入坑者數は約三千人で、十七年後の入坑者についてはその時の労働者の需給狀況によつて考へる。

片山哲氏 女子入坑が大して生擴に影響がないと思へば、人口政策等の上から女子入坑を禁止しては如何。

金光厚相 十分考慮して行きたい。
田萬清臣氏 賃金を構成してゐるものゝ内容をよく科學的に検討して適正賃金をきめることが必要であるが賃金の構成内容をどう考へてゐるか。

持永厚生省労働局長 細くきめることは事實上不可能に近いと思はれる、九・一八できめた賃金は高低があるが賃金統制令でその不合理を是正して行きたい。

片山哲氏 第六條改正によつて給料統制が出來るやうになるが、賃金と同じ方法で統制して行くつもりか。
持永労働局長 差し當つては同じやうな方法で統制するつもりはない。

片山哲氏 今議會に労働年金法案を提出するつもりか。

金光厚相 近く提出の豫定である。

中原謹司氏 工場において疾病にかゝり歸郷する者に對する醫療對策如何。

兒玉厚生次官 來年度の豫算にも歸郷後檢診するやうな施設の經費を計上してある。

中村梅吉氏 第六條の移動禁止は一般會社の社員にも適用されるのか。

金光厚相 職員、労働者を全部含むが重役は含まぬ、個人經營、財團法人の使用人を全部含む。

中島彌團次氏 この適用の順序如何。

金光厚相 軍需工業其他時局に重要な産業からやつて行く方針である。

中島彌團次氏 どの方面の労働者から適用するか。

内藤厚生省職業局長 現實には労働者と技術者からやつて行く。

中島彌團次氏 全國の労働者全部について許可主義

で行くのか。

内藤職業局長 現在の移動防止令をそのまま變へないで當分やつて行く。

星野企畫院總裁 法規の上では行ひうるが、實際やるかどうかは決つてゐない。

中村梅吉氏 第六條で移動禁止をなしうると同時に福利施設を命じうるものと解してよいか。

竹内企畫院第五部長 命じうる。

中村梅吉氏 移動禁止の發動と同時に福利施設の設置を命ずる方針であるか。

持永労働局長 もつともな御意見であるが、資材關係などでたゞちに施設を命ずるわけに行かぬのでよく考慮してやつて行く。

塚本重藏氏 (二月六日衆院本會議) 一、労働新體制は産業報國會の運動ととも漸次確立されつゝあるが各省に分れた労働行政を一貫し労働省を新設、これに統一する意思なきや労働省を新設せよとせば厚生省に統一する意思なきや。

一、國民労働手帳制度は労働者の職場定着を強制する結果、労働者の減少を來たさないか、また労働者の偏在を來さないか。

一、労働者の移動防止は同時にその積極的福利施設の擴充を伴はねばならぬ、工場法、健康保險法その他の労働者保護立法の改善ならびにその適用範圍の擴張を行ふ意思なきや。

一、労働手帳制を擴大して國民手帳制を實施する意思なきや。

一、労働者保護立法の十分なる運營をはかるため労働者管理制を實施する意思なきや

金光厚相 一般労働行政は厚生省が所管してをり、特殊な労働行政については各省所管となつてゐるものもあるが、これを今直ちに統一することは困難であり、各省と十分連絡をとつてゆきたい、労働手帳制にもなひ労働者年金制を實施する方針であり、また産報運動の進展とともに労働者の減少といふ惧れは解消し得るものと思ふ労働立法の改善については十分研究したい、國民手

帳制については將來その必要ある際に考慮したい労働手帳制はさしあたりの労働の問題の現實の要求に従つて提案したものである、労働者保護立法の擴充労働管理制實施は研究する。

土屋清三郎氏 (二月七日衆院健康保險法委員會)

國民労働手帳法案によれば労働者は國民労働手帳を提出しなければ備はれることが出來ず、また使用者は労働手帳を持たぬ労働者を採用し得ぬことになつてをり、そのため一旦採用された労働者が他へ轉ずる場合使用者がこれに同意せず保管してゐる労働手帳を返還せず留置權を濫用する場合があり得るわけであるが、この點に關し政府はどう考へてゐるか。

兒玉厚生次官 身體故障その他の特殊事情によるのほか、労働者が勝手にやめたり、移動することは原則として許されない、しかし正當の理由があれば轉職を禁ずるのではない、したがつて使用者が労働手帳を妄りに返還しない場合は労働者から國民職業指導所長に返還の異議申立てを行ひ得ることになつてゐる、さうして國民職

業指導所長返還すべしとの認定を得れば直ちに使用者に返還命令を行ふことになつてをり返還命令にもかゝらずなほ使用者が勞務手帳を返還しない場合は同法第十三條により勞務手帳に代るべき證明書を勞務者に交付し得ることになつてゐる、とに角使用者側の濫用抑止のためには勞務管理その他の對策によつて勞務者の不利益になるやうにはしない。

清水留三郎氏 本法を外地に適用するか。

兒玉厚生次官 外地には適用しない、但し朝鮮ではあるひはこれと似たものを施行するやうになるかも知れぬが樺太などに對しては十分拓務省と連絡をとつて行くことにしたい。

井上良次氏 (二月十八日衆院豫算總會) 勞働者の生活は日一日と壓迫されてゐる現狀に對して政府は如何なる對策を講ずるか**勞働賃金を引上げる用意はないか**、このまゝ**勞働賃金を放任すれば生産力が低下することは必然である**、公定物價指數でなく實際の商品の價格を入れて賃金を適當に修正する用意はないか。

豫算金融問題

木暮武太夫氏 (一月二十四日衆院豫算總會) 現在の非常時局は客觀的な國際情勢によるものでわが國としては避けんとして避けられるものでない、ただ十分な備へを持つことのみが喫緊の問題であるが、具體的にまづ公債の消化について昨年下半年期以來鈍化傾向を示してゐるのと今後の**公債増發とに對し應急恒久の對策を持つてゐるか**。

河田藏相 重要物資の消費を節約するため既定、新規の兩方とも豫算は出来るだけ減額し金と物との均衡化については十分考慮した、今年の臨時軍事費も昨年に比し増えるとも減ることはないと思ふ、赤字公債などは極力減額することに努力した、公債消化に對し法制的な措置をとることは却つて逆効果を起す惧れが多々ある、金融機關に對しては強制的ではないが資金の放出などに對し昨年より密接な連絡をとつてゐる。

金光厚相

當局においても從來必要に應じて初給賃金を改訂したり手当を許可したりしてゐるのである、今後物價指數の變動には不斷の注意を拂つて勞務者の生活の確保に努めたいと思ふ、なほ**賃金と物價の不均衡については絶えず注意を怠らず低物價の基礎を危ふくしないやうな範圍で出来るだけ勞務者の均衡をはかること**に努めこれがため賃金臨時措置令の運用として**低賃金勞働者の賃金の引上は原則として許可して電力休業に伴ふ手当を認めたり家族手当を許したり未経験勞働者の初給賃金を改訂したりしてゐる**。

尙亦賃金委員會は昨秋賃金統制令要綱を決定して以來開いてゐないが近く平均時間割賃金、標準賃金などの審議を願ひするはすである、これらの決定の結果は賃金の適正化に資するところが多いと思ふ、それから品質が下つてゐるといふことを考慮に入れて賃金を引上げるといふことをすると今度は他の方面で生産力が増大したからこれを適正に引上げるといふことがいたるところに行はれる、さうなるとこんど勞働者の方は物價が上つたから賃金をあげてくれといふ、さうなるとイタチこつこで際限がない。

中島彌團次氏 増税の意志ありや。

河田藏相 將來のことはいへないが今は増税の時期にあらずと考へてゐる。

河田藏相 財界狀況につき善處する。

中島彌團次氏 豫算の單價となる物價、勞銀は何年何月のを標準にとつたか。

河田藏相 物價、勞銀の標準は三種にした、普通の經費については別に増減はない、従つて物價、勞銀が昂騰すれば數量の方で減らすより仕方がない、新規のものは大體昨年の現狀により計上した。

三宅正一氏 (一月二十七日同前) 豫算編成も戦時にふさはしい編成方法をとつてはどうか、豫備金も思ひ切つて増額しては如何。

河田藏相 豫算編成の制度は憲法會計法の範圍で運用してゐる、豫備金については豫算に對する帝國議會の

協賛を考へれば出来るだけ細かく決めて置くのが本體である、然し豫備金も漸次増加して來てゐる、急の場合のために臨時事件の豫備費といふのを計上した例もあるかういふ事態は今後起らんとも限らない、また今年は追加豫算の提出も急がなければならぬからあるひは豫備金を増加することも考へられないではないが、いまのところではまだなんとも申上げかねる。

三善信房氏 (二月二十八日豫算總會) 陸軍軍事費中繰延になつた豫算があるが國防強化の益々必要視されてゐる今日これは如何なる次第か。

東條陸相 南方政策を行はんとすれば北の護りを強くせねばならぬ、例へていへば左足で蹴らうとすれば右足をしつかりせねばならぬがわが國防は極めて強固なるものがある、豫算の繰延を行つたのは新兵器の續出する今日時代に即應すべき兵備を行ふためである。

三善信房氏 海軍々事費の増加を質す。

武井海軍經理局長 一部分は物價騰貴によるが大部分は新規計畫に要するものである。

たゞ今の國民に強制貯蓄云々といふことについてはここで簡單明瞭に申上げますが貯蓄奨勵、公債應募増加に就ては眞に國民の道德一心に懇へるより他に道はありません無理やりにやる意思はありません、また國民はそれほど強制的に、強制されなければ公債に應募しないといふほどのそんな日本國民は今日一人もないと存じます、この總動員法の發動により、臨時議會を開くいまのないう時にはこの總動員法の發動によつて直ちに國民にバツと増税するか、國民に公債を徵募するというやうなことは全然私としては考へてをりません。

中村三之丞氏 (二月五日衆院總動員法會) 總動員法第十八條の改正による同條第三項の租稅特例に伴ふ稅の減免につき説明ありたし。

松隈大藏主稅局長 一、總動員法第十六條の二または三による讓渡もしくは出資に對するものは
(イ)課稅標準上の特例としては個人は原則として課稅の問題は生じないが、法人の場合は出資によつて得た株式を出資した時の財産の價格まで低減して記帳すること

藤本捨助氏 (二月四日衆院豫算總會) 公債償還の將來について藏相の所見如何。

河田藏相 現在經常部の歳入はかなり増加してゐる従つて事變終局の曉はすぐには不可能としても相當額が公債償還に振り向け得ると信ずる。

中島彌團次氏 (二月五日衆院豫算總會) 總動員法改正に購買力吸收または制限の方策が講じられてゐないが、豫算膨脹の今日總動員法中にかゝる規定を制定する要があるのではないか更に總動員で財政上の處分權と言つた様なものを得ておく必要はないか。

河田藏相 (速記) 昭和十六年度の臨時軍事費または一般會計を賄ふ公債は現状のまゝの方法をもつて十二分に消化し得ると確信してゐるのであります、たゞ零細なる撤布資金の吸收方法としてはどれだけ効果あるかハツキリこゝで申上げられませんが、近く貯蓄組合法案を提出するかまた郵便貯金の最高制限額を上げるとか、また郵便切手貯金制度を復活するかさういふ方法をとつてをります。

を認めこの場合の評価減を許容する。

(ロ)租稅の減免としては設備が不動産である場合は租稅を千分の卅から千分の三に引下げ課稅する。

(ハ)現物出資による資本増加の登記に關して登録稅を千分の五から千分の一に引ける。

二、十六條の三による合併の場合における租稅の減免は合併と同時になす増資については登録稅を千分の五より千分の一に引下ぐべく考慮中である。

三、十八條の一項もしくは三項によつて設立された團體または會社に對する租稅の減免は

(イ)法人稅及營業稅の免除は恩給金庫、産業組合の如く永久的免除と北支開發、大日本航空の如く期限附のものとして考慮する、もし設立された會社の性質實狀等によつて考慮する、もし設立された會社が投資會社であれば會社が子會社の株または社債を持つてゐる場合それより生ずる所得に付ては甲種の配當利子所得を免する。

(ロ)法人稅は適當に考慮する。

(ハ)登録稅は團體または會社の性質及び實情により

(一)設立登記その他當該法に基いてなす登記の登録税を全免するか (二)設立登記の登録税を千分の五から千分の一に引下げるかの兩者いづれかを適用する。

(二)印紙税については出資證券を免除する場合と業務に關する證書全部を免除する場合があるが團體または會社の實情によつて決定する。

大塚惟精氏 (二月五日貴院豫算總會) 今回軍事費豫算の提出が遅れたことはいかなる事情か。

河田藏相 變轉極まりなき國際情勢變化のためにしばしば變更せざるを得なかつたためその提出が遅れた次第である。

大塚惟精氏 大藏當局において物動計畫との關係をよく睨み合せて場合によつては豫算の更正または實行豫算の編成をなし、その慎重を期すべきである。

河田藏相 物との關係を考慮することについては同感である、しかし豫算の更生または實行豫算の編成をしなくても運用によつて十分實行して行けると思ふ。

石渡莊太郎氏 (二月十四日貴院豫算總會) 公債消

化率は十五年度に幾分鈍つたやうであるが、これが原因と對策はどうか。

竹内理財局長 十五年の公債の消化は十四年に比して消化額は五億圓増加してゐるが、その消化率はやゝ鈍化した、しかし十六年一月の消化率は非常によいので不安はない、昨年消化の悪かつた原因は六、七月ごろの政府資金の撤布の手控へや、納税期の變更、歐洲情勢の反映などが諸原因である、今後の見通しとして政府資金の撤布に計畫性を與へ善處したい、公債消化の手段としては金融機關の協力、貯蓄組合の強化、郵便貯金の限度の引上げ、さらに報國債券などによる購買力の吸収などを考へてゐる、いづれにしても公債消化については國民の協力をまつて遺憾なきを期したい。

小笠原三九郎氏 (二月十五日衆院豫算總會) 明年度豫算は非常な巨額に上るが、これが支障なく實行が出来るか、これに即應する物動計畫ができてゐるか、公債が支障なく發行来るかどうか、昨年と同様實行豫算を作るのではないか。

河田藏相 物との關係は物動計畫概略案と一致して

出來てゐる、臨第一號の軍事費は十五年度物動計畫の中に含まれてゐる、この財源の公債は發行するが十五年度赤字公債は歳出の節約のため相當額減らすこととなるから明年度公債發行額は八十五億圓にはならない、十五年のやうに實行豫算はやらぬつもりである、明年度は只今のところ本年のやうな節約はやらぬつもりである、問題は物資であるが年度開始に物動計畫が出來、これと照合してもし實行出來ないとなればやむを得ない、實行上生ずる變化はやむを得ないかと思つてゐる。

小笠原三九郎氏 小口公債の發行は差控へる意思はないか。

河田藏相 零細な資金を吸収する手段としては銀行預金、郵貯などの方法のみによつて小口公債發行を差控へるのも一個の意見であるが矢張りあの手この手を用ひて貯蓄を奨励することが今日のところでは必要であると思ふ。

西川貞一氏 (同前) 公債消化はあまり細工を弄し

ない方がよい、亦、通貨膨脹をどう見るか。

河田藏相 同感である、公債の消化には努力してゐるが大藏當局はさう神經過敏にはなつてをらぬ、今日の通貨膨脹は通貨の需要が増大してゐるからである、この意味で通貨膨脹は憂ふるに足りない。

中島彌團次氏 (一月二十七日衆院豫算總會) 金融新體制といふのはどう云ふものか。

河田藏相 産業と金融機關との關係は金主産従か、産主金従かといふお話であるがいづれを先にするかといふとは出來ないと思ふ、従来は金融機關の力が強いために産業の方が従であるかのやうに見えたのは本當ではない、金融機關の統制は種々考究しなければならぬ點もあり、一部分銀行法を改正するといふわけには參らず互ひに關聯してゐるので、全般にわたつて改正せねばならぬ故遺憾ながら今期議會には提出出來ない。

堤康之助氏 (一月二十八日衆院豫算總會) 現在の株價の低落は二千五百萬圓位の證券會社を設立した位で防げるものではない、株價の下落は財界の不安から出て

來てゐるからである、銀行の合同が促進される結果銀行手持ちの株が賣出されてゐるのも原因だと思ふが如何。

河田藏相 銀行の合同は信用を増すために各府縣内で非常に現在敷の多い銀行を合同せしめるといふ方針をとつたが強制してゐるのではない、政府は決して一縣一行主義をとつてゐるものでなくその地方の經濟事情に應じて合同をすゝめて行きたい。

星野企畫院總裁 株價下落は財界の新體制に對する不安によるといはれてゐるのは遺憾だが、之は其他色々の原因があると思ふ、政府としては經濟新體制を眞に官民一體となつてすゝめて行きたいと考へてゐる、今後とも民間企業の活動を万全に達せしめるやう努めたい。

松村光三氏 (一月二十九日豫算總會) 生産減退の第二の原因は金融機構の缺陷であるが日本全體の金融體制を整へるべきである、それにはまづ興銀の機構改革が必要であるが、なにか案をもつてゐるか。

廣瀬大藏次官 興銀の機構については事變直後興業債券の政府保障などによりかなり大きな活動をさせてゐる。

るのであり、今後有能な民間人を参加させることなどの改革案は興銀内部で種々機構整備を考へてゐる、興銀の改革案は今議會に提出する考へはない、なほ勸銀の機能を擴大するために勸銀法その他改正を考慮してゐる。

松村光三氏 民間銀行の爲替事務を正金に集中せしめてはどうか。

廣瀬大藏次官 政府もその考へで現に實行してゐる

松村光三氏 預金部資金運用委員會に民間人も入れて改組することを考へてゐないか。

廣瀬大藏次官 預金部資金は非常にうまく運用されてゐると思つてゐる、金融市場に對してもつ役割は非常に大きくなつてをり資金の緩急を始終補正してゐるのである、今の運用委員會の制度は不便ではない。

松村光三氏 民間の事業金融について何か新しい工夫を考へないか。

廣瀬大藏次官 預金部資金は百億を突破し全國の金融資金の二割を占め、しかも國債消化においては三割を占めてゐる、民間の公債消化率より一割多いのである、その程度に應じて配分することはきはめて複雑であり全智全能でなければならぬ、困難であると思ふがこの計畫經濟の困難をいかなる人的要素をもつて克服しようとするか。

星野企畫院總裁 政府の意思が資金調整令などのごく具體的に委員會などで民間代表の經驗有識者などの意見をとり入れるやうにしてをり將來知識の總動員も考へてゐる。

小山倉之助氏 機械的に人を集めて委員會を開くといふ以上にこのための組織が必要ではないか。

中島彌團次氏 (二月五日衆議院國家總動員法委員會) 十一條の改正によつて債務の引受または保證をなすに必要な命令をなすとあるが、この命令の内容にはコールマネーも入るか。

星野企畫院總裁 含まれる。

中島彌團次氏 保險會社に對してこの條項を發動するのは戰爭または株式激落の場合も發動するか。

星野企畫院總裁 左様な場合もあり得ると思ふ。

れだけ民間金融に事業金融の餘地を與へてゐるのである

松村光三氏 戰時事業金融に關して何か新しい案とへばスタンプ手形の如き對策はあるのか。

廣瀬大藏次官 大藏省では今研究してゐるが國情に適しないものや不適當のものもあるので現在やつてゐるほかに方策を立てるにいたつてゐない。

小山倉之助氏 (二月三日總動員法委員會) 金融新體制の大體の意向如何。

星野企畫院總裁 金融新體制は經濟新體制要綱にも含まれてゐるのであるがその根本方針は時局に必要な方面に資金を合理的に振りむける點にある、その内容とか方法については機微な點もあるので十分な注意を拂ふつもりである。

小山倉之助氏 國家のために必要であるかどうかは誰が判斷するのか。

星野企畫院總裁 國家が大綱をきめその範圍内で個々の金融機關が情勢に應じ判斷する。

小山倉之助氏 國家とは結局官吏である、資金を必

中島彌團次氏 火災保険が支拂の出来ぬ時も適用するか。

星野企畫院總裁 色々な場合もあらうが大體適用し得る。

中島彌團次氏 一般的なモラトリアムにも十一條は適用するか。

星野企畫院總裁 モラトリアムの時は豫期してゐない、銀行の債務引受は事實上モラトリアムの如き効果があるがモラトリアムといふ用語は適當でない。

中村三之丞氏 總動員法と豫算の關係は再考慮を要すると思ふ。

河田藏相 戦時豫算執行権の擴大といふやうなことは何時到來しないともいへぬが、現在のところ現在の財政豫算権の範圍内で、總動員體制を採つてやつてゆくのである、この具體的方法としては豫備金を要求するつもりである。

中村三之丞氏 第十八條の三による租税上の特例は如何なることを考へてゐるか。

經理統制令問題

森田福市氏 (二月二十五日衆院豫算總會) 會社經理統制令で株價の値下りとなり生産力擴充を妨げてゐるが、藏相の所信如何。

河田藏相 昨日木暮氏に對し答へたのは投機株と雜株は下り方が異なるといつたのである、株價の維持のため挺入れといふ意味でなく何らかの策をとるべく金融業者に内面指導をやり近く發表する段取になつた、經理統制令は配當制限令と給與統制令の期限が來たのを二つ合せてその不合理不明瞭な點に對し改良を加へたものである、しかし從來の自由主義的のまゝでは行けない時局となつたので、融資命令なども出せることになつてゐる増賞與、増配などの認可申請も昨年六月には門前市をなしたが、十二月にはよほど減つたと思ふ、それは經理令などによつて前もつて標準が示されたからである。

森田福市氏 藏相のいふ二つの命令は戦時下の臨時

松隅主税局長より租税の減免などにつき詳細な説明あり
中村三之丞氏 企業合同の場合は融資命令を伴ふか
相田銀行局長 別個のものとして取扱ふ。

中村三之丞氏 興銀の興業債券發行限度を引上るか
河田藏相 廿億圓とするはずである。

中村三之丞氏 一般市中銀行に債務の引受または保證命令を發動するか。

河田藏相 實際は發動しない。

小笠原三九郎氏 (二月十五日衆院本會議) 預金の自由性を拘束するやうな言動をするものが最近出て來たこれは非常に弊害を生ずるものである、かゝる言動を取締らないか。

平沼内相 貯蓄心を萎靡させるやうな言動は嚴に取締る方針である。

小笠原三九郎氏 金融國營論なども世間を惑はすものであるが政府の取締方針如何。

平沼内相 今日の時局において直ちに國營が行はれるといふやうな言動については取締るつもりである。

的措置であつた、經理令は永久的なものである、經理統制令で財界が萎縮しかけてゐる。

河田藏相 現在程度の經理統制令で財界が萎縮してゐると思はぬ、統制經濟には資金の統制はやらねばならぬ、同時に配當の制限もやらねばならぬと信ずる、増配などの認可申請のあつたものは適當と認めればほとんどん許可してゐる。

森田福市氏 經理統制令で初任給と昇給率を制限すれば人材は實業界に入らぬ、實業界に希望をもたして行くことによつて物資の増産は可能である、經理統制令修正の意圖はないか。

河田藏相 經理統制令が増産を阻止してゐるとは考へぬ、この程度の統制は必要であると思つてゐる。

中村三之丞氏 (二月三日總動員委員會) 會社經理統制のうち原價銷却または財務諸表の點は未だ決定、實

施されておいてはないか。

竹内企畫院第五部長 未だ実施してゐないが財務諸表については政府として一貫し統一した形式を決定するため目下協議中で出来得る限り早く行ひたいと思つてゐる。

堤康次郎氏 (一月二十八日衆院豫算總會) 會社經理統制令は第二條に會社企業は國民經濟の責任を分擔すべき旨の指導精神を示してゐるがこの條文は財界に非常な不安を興へてゐる、努力して利益をあげることは國家目的に反するといふことを感ぜしめ企業心を萎縮させるものであると思ふが如何。

河田藏相 第二條の意味は利益をあげることを認めないので決してない、同條文の第四號にも利益分配を適正ならしむる云々と利益を前提としてゐる位である。會社經營の本義を條文に示しても企業心を萎縮させるものではない。安心して企業心を起されんことを希望する。

貿易問題

木暮武太夫氏 (一月二十四日衆院豫算總會) 貿易の振興をはかるべき時にそれが振はないのは戦時貿易の危険を業者が大部分負擔することになるからである、政府は戦時貿易によつて生ずる危険を國家が全部負擔するといふ大きな方針を樹てるべきではないが、また貿易については統制に伸縮性をもたせるべきで過去の實績に捉はれるやうなやり方は改めるべきではないか。

河田藏相 貿易振興策として昨年輸出損失補償制度を擴張することになりこれに關する法案を提出するつもりである、戦時保險の擴張は立法事項でなくやることになつてゐる。

小林商相 昨年末輸出貿易振興會社が新設されたが現在どの方面に進出するかを研究中であり、また商工省としても種々考慮を重ねてゐる、過去の實績主義に捉はれることは百害あつて一利なしとの御意見はごもつとも

である。

堤康次郎氏 (一月二十八日同前) 米國が生糸を輸入するかどうかは、生糸に對するわが嚴然たる對策の有無如何にかゝつてゐる、はつきりした對策を示してほしい。

石黒農相 生糸は重要なものだが米國に輸出することだけに依存するのはよくないと思つてゐたのである、輸出先を變へるとか新用途研究開拓に相當苦心した、東洋のやうに湿度の多いところでは羊毛と繭纖維を混織した下着が最も適當してゐることが實驗の結果現はれてきた、それで今後は大衆の實用方面に向つて行くべきだと考へたのである、アメリカの難しい注文に應じて行くよりも、簡易にできる繭纖維を研究して今日では羊毛と變らない様な纖維もできるやうになつた。

堤康次郎氏 米國の對日重要物資輸出許可制擴張に

對する對策如何、また商工會議所を廢止するのか。

小林商相 アメリカの重要物資の對日禁輸に對してはすでに十分手を盡して對策は講じてあるから御安心願ひたい、商工會議所は産業團體法の線に沿うて改革するやうに考へてゐたが廢止は毛頭考へてゐない。

小笠原三九郎氏 (二月十二日衆院爲替委員會) 外國爲替管理法の改正法律案は現下の國際情勢に對處し、高度の爲替管理を企圖し、その全面的な改正を行はんとしてゐるが、第三條においては外國爲替銀行その他對外取引をなすものに對し、政府がこの財産の處分を命令しうる事項が著るしく擴大し、従つてこれら業者の蒙るべき損失發生の危険も増大し、業者に多大の不安を與へるおそれが多分にある、政府は之に對し何等かの損失補償を考へてゐるか。

廣瀬大藏次官 第三條の命令事項の擴大によつて外國爲替銀行その他外取引をなすものが損失を蒙るおそれが増大することは當然豫想されるので、政府はこれらの損失を補償する必要を十分認め、豫算外國庫の負擔とな

るべき契約に關する件を十日議會に提出し、外國爲替管理法第三條の規正による政府の命令にもとづき外國爲替銀行その他對外取引をなす者の蒙ることあるべき損失を補償するため、總額五億圓を限り十六年度以降五ヶ年度内に國庫の負擔となる契約を十六年度に結ぶことを得ることにしてゐる、しかして損失が豫め期待される場合には、この限度内においてこれら業者に融資をなし得ることにもならう。

電力問題

横川重次氏 (一月三十一日豫算分科會) 配電管理案の提出を取止めた理由如何、總動員法を採用する意志があるか。

村田逵相 昨年九月の基本國策要綱には官民協力して計畫經濟の確立を期すとあり、更に重要産業の生産、配給、消費は一元的統制機構の整備を斷行しもつて肇國の大精神を發揚するとある、この精神に基き戰時體制整備の上から配電の管理は斷行したいと考へてゐる、斷行に際しては摩擦を廻避するため議會中關係官廳、業者と懇談會を開き十分研究する、現行法を適用しても配電管理はできるが、それでは却つて業者に免税、出資等の關係に於て不利益が多いこの點を考慮し完全な目的達成のためには、改正總動員法にもし採用できる條項があるならば援用する、總動員法を改正強化する政府の趣旨は戰争の前夜と云ふ今日の情勢において、國民から或程度の

全權を委任され、政府は萬一の場合に備へると云ふのである、電力の如きはその一部で改正總動員法でなんでもやると云ふわけではない、官民協力の下に目的達成を圖る爲には、改正總動員法も援用するつもりだ、單行法不提出となつたのは業者の一部に猛烈な反對があつた爲である、若し業者が協力したならば本議會に單行法は提出されたのである、業者としては組織の變更等の點から不満はあるであらう、この業者の不満が議會に反映し、ひいては政府と議會との摩擦となることを懼れて提出を見合せたのである。

松尾四郎氏 (二月一日衆院本會議) 日發會計法改正案は政府の近く實施せんとする電力管理案の前提である、第一次電力管理を斷行して以後現在におけるわが電力事業體制は水力發電事業は民有民營で配電事業も民有民營でこれを結ぶ送電事業は民有國營である、元來一貫

すべき発電、送電、配電がばら／＼である、これに對する政府の統制方針はこれを一貫して國家管理を行ひ、更に配電事業は全國を八ブロックに分けて行はんとするものである、昨年における電力飢饉は日本發送電會社と電氣廳との有機的關係を缺いたことが原因であり今回さらに配電の國家管理を行へば電力飢饉を再現することになりはしないか、第二次電力國家管理はさらに第三次の國家管理を行はねばならないのではないか、日發が樺太および北海道にある炭礦を買取つたがそれは如何なる法的根據によるものなりや、また今回の改正案中の政府補給金の増率については卸賣料金をキロ二厘の値上げすることによつて損失がカバー出来るから補給金増額が不用となるのではないか、配電管理は總動員法をもつてせず單行法として議會に提案せよ。

村田遞相 電力事業の一貫的處理に關しては遞信省の案が最後のなものと思はぬが現下のわが國の情勢にもつとも適合したものと考へる、電氣廳と日發の有機的連絡については十分考慮してゐる、樺太、北海道の炭礦

買收は電氣廳と日發の馴合ひでは斷じてない、買收價格も適當なものと思ふ、電力料金の値上げは最後の手段である、補給金の交付は日發の更生するまである程度の増額を行ふのは適當の處置と思ふ、また今日戦時下において難然たる配電事業の存立は電力の需給に萬全を期し難い、したがつて政府としては配電國家管理を斷行する方針である。

堀内良平氏 (二月三日衆院日發委員會) 日發法改正の意義如何。

村田遞相 日發が配當補給を四分より六分に引上げてもそのみで日發の建直しができるわけではない、さらに日發の組織人的關係等を考慮することにも配電會社との關係も検討する必要がある、電力料金については炭價の昂騰、炭質の低下等の諸點よりみて日發と配電會社とは折衝の余地あるものと考へる、配電會社は湯水、炭價の昂騰には直接的影響をうけてゐない、この點から推して炭價の昂騰と卸賣電力料金を照應せしめるのが當然である、現在の契約にはこのスライディング・スケール

式條項がない、この點考慮したい、それだからといつて消費者にたゞちに電力料金値上げの負擔を轉嫁する意向は今日ないが、右の卸賣料金の値上げによつてもなほ日發の更生不可能の場合はいたしかたない、電力料金は物價指數中低位にあるのだから、相當値上げしても低物價には反しないと考へる。

堀内良平氏 日發買收の炭山の出炭状態はどうか。

田村電氣廳長官 樺太珍内炭山は來年度より出炭の見込であるが北海道北陽炭山は計畫自體に疑問の點あり再調査を促がしてをり現在専門家に研究方を依頼中である。

中島彌圓次氏 (二月六日衆院總動員法委員會) 電力問題についての根本方針如何、業者をしてもつと自由によらせた方がよいか、國家管理を強化した方がよいか。

村田遞相 現在の國家管理を元に還して民有民營にするとは出来ない、日發創立當時と現在とは事情が異つてゐる、石炭不足と湯水の現状および國防國家體制強化

からみて今日のやうな亂雑な状態に放置することはできない、電力企業は四百數社あり經營は無秩序で消費は濫費されてゐるやうに思ふ、他方需要は増大一途である、重要産業の総合的計畫を實現するために電力問題は再編成しなければならぬ、これには官民協力で速に實現したい。

中島彌圓次氏 總動員法第百十八條を適用して統制を強化するのであるか、水力發電に對して全體的に第十八條を適用するののか。

村田遞相 水力發電は日發では管理されてゐないがこれまでの經驗では面白くないので日發に管理させたい、然し無理はしない、配電については管理法案は提出見合せとなつたがその再編成は必要である、電力の濫費防止、節約を一日も早く實行しなければならぬ、官民の意見を徴して成案を得たい私見では配電を數ブロックに分ちブロック別に信用ある人を推薦して經營してもらひたいと思つてゐる、單行法は出さなかつたが、かゝる方法でやりたいと思つてゐる。

中島彌團次氏 配電は總動員法第十八條でやるか、第十六條でやるのか。

村田遞相 總動員法も電力事業法もあるので最も實現し易い方法でやりたい、したがって總動員法の何條でやるかも決つてゐない。

中島彌團次氏 現物出資は第十六條でなければやれないと思ふが如何。

村田遞相 いろ／＼な法規でやる。

中島彌團次氏 第十六條も適用されることがあり得ると考へてよいか。

村田遞相 しかり。

中島彌團次氏 電力料金はどうか。

村田遞相 日發の建直しのためにあらゆる努力を拂つてゐる、これについて炭價昂騰は日發獨りで負擔したことは不合理である、日發も配電會社も同様に負擔すべきである、この不合理を是正したい、しかしながらあらゆる手段をつくしたのも卸賣料金について考へたい、小賣料金は動かすべきではないと考へる。

中島彌團次氏 卸賣料金はあげるのか、あげないのか。

村田遞相 あらゆる努力をつくしたのち最後に考へる、小賣料金は非常に安價にあるが、原則的にはあげない、しかし不合理な點は是正したい、すなはち自由主義的に決定されたために缺陷はあるが原則的には上げぬ。

中島彌團次氏 石炭は自給自足とする考か。

村田遞相 自給自足は困難である、商工省と相談し必要量を配給して貰ひたいと思つてゐる。

東條貞氏 (二月七日衆院日發法委員會) さきに逓信省はあくまで國家管理を斷行する旨を聲明したが、軍は之についてどう思ふか。

阿南陸軍次官 電力が今日不足を告げてゐる際軍需工場に對しても重大影響があるから逓信當局としては萬全の方策を講ずるであらうが、軍は不急の配電を節して重要産業に重點的に配電し生産力増加をはかる方針を同様と堅持する、したがって配電を一元化し管理統制を行ふことが適當であると信ずる、さらに配電統制は防空な

かんづく燈火管制などに關しその系統を整へ機能を敏速ならしめるために至大の關係があるから軍は重大關心をもつてこれが達成を希望してゐる。

東條貞氏 配電統制についてさらに重大な希望があるか。

阿南陸軍次官 軍需工業の見地からすれば計畫はさらに一層大なるを希望するが國家の一般情勢から見ると逓信當局の計畫に一應満足すべきであると思ふ。

東條貞氏 既存設備の統合により兼營の事業が經營困難となる場合、當局は如何なる處置を講ずるか。

田村電氣廳長官 配電事業が兼營事業と切離して統合され残存の兼營事業が經營困難の場合において新設配電會社がこれを引受けるか、あるひは投資會社を設立してこれを援助する。

中村高氏 電力料金問題についての政府の所見如何
村田遞相 炭價の昂騰は獨り日發が負擔すべきものでなくスライディング・スケールの契約を日發と配電會社との卸賣契約に附加してもよいと思ふ、小賣料金は原則

として値上げしない方針であるが、現在の小賣料金には非常に高いものと非常に安いものがあるので新配電會社が設立された暁には適當に調節したいと考へてゐる。

農業問題

六四

櫻井兵五郎氏 (一月二十四日衆院豫算總會) 十年で人口一億を目指してゐるが、十二ヶ年にわたる二百萬石の米増産計畫との關係、人口と食糧政策との聯關性如何。

石黒農相 滿洲においては二百萬町歩近い水田可能地があり夏期氣温の安定のため昨年夏移住した二百名の農民が僅かに九十日の勞働で五十町歩の水田から反當り一石三斗の米を穫つた例があり日滿を通する米穀政策確立や滿洲以外の地でも可能の地方での増産を急ぎつゝある。

櫻井兵五郎氏 内地の増産は限界點に近づきつゝあり、滿洲の増産も生活程度の上によつて消費が増加する、食糧確保の具體的な方法として共榮圈内の佛印、泰國等に對し一定量の買付計畫を確定する方法を考ないか。

石黒農相 御心配の點は同感である。外米買付の長

期的計畫は考へてゐる。

木暮武太夫氏 (同前) 食糧問題が起つて來たのは從來の政策に遺憾の點があつたからであるが政府は外米依存の態度を捨て食糧自給對策として差當つて内地、朝鮮、臺灣を打つて一丸とする増産、配給、消費の徹底的統制を行ふべきである、又米價が他のものに比して割安であることは消費を増加し増産を阻む原因となつてゐる何等かの方策をとるべきではないか。

石黒農相 内地の消費のみでなく最近朝鮮、臺灣も消費が増加して來たことは生活の向上と共に免れない傾向で適度に増加することは歓迎すべきであるが特殊の事情で特異の増加を示すことは困るのである、これを無理に抑へることは問題だが適當に消費を規正することは考へてゐる、さうすれば窮通の道は出て來ようと思ふ、その意味で外地當局と密接な交渉をしてゐる、内地で米

の出廻りが一時的に悪くなつたのはまことに遺憾であつて過般の地方長官會議でも特に國全體を考へて有無相通する様にすべきである事を話して各府縣における米の消費を餘り遣はぬ様にしたいと語つた結果、地方長官は今ではプロツク的な考へ方は捨て中央の指揮を受けるやうになつた。

木暮武太夫氏 現下の米價の割安状態は米の消費を異狀に増大せしめると同時に米増産遂行を阻止してゐると云つてこの際米價引上げを行ふ事は一面に於て勞働賃銀を引上げる事となり物價昂騰の悪循環を惹起するおそれがあるが農相はこの際如何なる方策を持つてゐるか。

石黒農相 早場米に對しては石當り四圓三十錢の獎勵金的なものを交付したが一般産米に對してはかゝる措置を講じなかつた、然るに農民は如何に米が國民經濟上必要であるかをよく諒解し幸にして國家管理も順調に進み三月末日迄に買上げを行ふべき政府米千五百萬石の出荷計畫も非常によく進んで政府は千五百萬石に加ふる百萬石近く餘分の買上げを行ふ方針である、従つて十五年

産米價格については全然引上げの意向はない、現在引上げ其他改訂を云々することは、かへつて農民の先高見越しの思惑を誘致し、折角順調な供出を阻害する事を慮れるものである。

森田福市氏 (一月二十五日衆院豫算總會) 米の増産のため政府は米價引上げの意志はないか。

石黒農相 わが國では特に米について數量價額の統制手段が備はつてゐるが、雜穀についてはかういふ手段がなかつたため遅れて不十分な手段で價格が定められてゐるのである、多少米價との間に均衡を失してゐる點がないでもないから、この點は十分注意したいと考へてゐる、産米の統計が控へ目に報告されることは決してないとはいへないかも知れぬが、農民が米を隠してゐるとは考へない過渡期に當つて多少の準備をしてゐるものは或ひはあるかも知れないが、故意に隠してゐると思はない、農民の手許に米があれば適當の時期に供出して貰ふ積りである、供出米の買上についてはできるだけ農民の便宜を圖りたい。

平野力三氏 (一月二十七日豫算總會) 米穀増産には農地政策を根本的に確立する必要があると思ふが如何
石黒農相 農地制度の確立は増産のみならずその他の方面にも必要であるから政府は穩健適正なる改善を加へて行く積りであるが、何分に重大なる問題であるため速急にやることには慎重でなければならぬ。

平野力三氏 農相の答辯は抽象的である、米の生産量を比較すると自作農が最も高く、次が小作料の安い小作地で、小作料の高い地が最も少く、第一と第三の差が反當り一俵である、自作農増加に對し具體策をもつか。

石黒農相 御指摘の三種の耕地につき生産量の差のあることは認める、現内閣も自作農政策に力を注いでゐる、小作農についても漸次小作料の適正化を計り耕地に對する政策を施して行く考へである。

平野力三氏 國內の全耕地百七十萬町歩を全部自作地とする意圖があるか、高率小作率引下げに如何なる策を有するか。

石黒農相 刈分け小作料の弊害は認め、これが改善

も小作官の斡旋等によつて漸次行はれてゐる、近き將來に全耕地を自作化する法案の今議會提出は困難であるが漸次その方向に進みたい、高率小作料の引下げが増産に向ふか、或は小作人の消費になるかについては一部では論議があるが私は大體再生産に向けられるものと思つてゐる、高率なる小作料の引下げについても努力してゐる。

平野力三氏 最近の農村の雜農傾向は小作料の高いことに原因してゐる、小作料統制令の運用範圍を擴める用意があるか。

石黒農相 土地制度の改善は實行が困難のため、地方の自然的實情に放任してゐるのではないが小地主も多いので早急には進みかねる。

平野力三氏 小作料の紛争に専門的知識なき警察官が立入るのは適當と思ふか。

橋本内務省警保局長 警察官の介入は治安上必要な場合に限り、専門的知識なき場合は小作官等と密接な連絡をとつてゐる。

平野力三氏 増産に必要な耕作權確立のため民法

改正の意圖なきか。

三宅司法次官 農地調整法は民法の特別法として民法の缺陷を補つたものである、現在としては調整法の運用に俟ち民法改正の意圖はない。

平野力三氏 農地調整法の運用では民法の缺陷は補へぬ事例が多い、少くとも戦時下だけでも何らかの對策をとるべきであると思ふ。

柳川法相 よく立法上、行政上、國民相携へて行けるやう努力したい。

石黒農相 小作官の活動も必要であるが制度上の改善も必要であるから近く總動員法の改正によつて農地に關する管理の法令を出すことになつてゐる。

平野力三氏 根本的に小作爭議を絶滅する方法として全國小作地の國有案に對して農相は如何に考へるか。

石黒農相 詳細に調査の上回答したい。

平野力三氏 農作が四年續いた結果、地味は相當低下してゐる、今年の肥料は二百萬トン程度の供給は必要であると思ふが、當局の所信如何。

石黒農相 肥料については過日の祕密會で説明した通りである、本年は昨年よりも多少供給量を増した供給時期についても改善し得ると信じてゐる。

重政農林省資材部長 肥料については資材の優先的配給はしてゐるが、電力石炭等の供給難から製造能力を百パーセント動かすことは困難である。

平野力三氏 資材關係もあるが製造會社の利潤が少いから硫安の供給が足りないのではないか。

重政農林省資材部長 硫安製造會社が時局下に必要な硫安以外のもの、製造に従事することも硫安製造不足の原因である。

平野力三氏 肥料專賣に對する當局の意見如何、出來秋に米で肥料代を納入せしむれば、米の供出を圓滑に行く。

石黒農相 農村の實情では肥料商と雜穀商が兼業し産組でも双方を取扱つてゐるが肥料を專賣にすることは輕々に賛否を表明し得ない、肥料專賣は肥料製造につき電力石炭等の國有問題にまで關聯するからである。

平野力三氏 滿洲百萬戸移民の方針は現に堅持されてゐるか、また滿洲移民は内地の人口政策からか、滿洲へ日本人を移す必要のためか。

秋田拓相 堅持したいと思つてゐる、滿洲移民は大陸政策の根幹である、大陸政策の起點たる滿洲へ日本人を進出せしめる目的である移民計畫は濫に變更すべきものではないが、實行に當つては勞務計畫、國土計畫その他と睨み合せて伸縮性を加へるべきである。

三宅正一氏 (一月二十七日同前) 食糧増産問題は今の農林省の施設だけでは十分でない、土地問題を解決せねばならぬ、今年の減收も土地制度の不合理から來てゐるので小作地の水田耕作が畑作に比して小作料が高く非常に不利益なところに原因があると思ふ、畑作と水田耕作の小作料の均衡を圖るべきである、又農業用の必需物資の統制を強化してこれが價格を引下げるべきであると思ふが如何。

石黒農相 土地制度の改善殊に水田の小作料については土地制度が農産物の生産上重大な關係をもつてゐるれらを勅令で行へる様な法律を作る必要がある、國家が土地公益管理を行ひ、農産物の作付について強制を加へるべきであると思ふが如何。

石黒農相 御意見のあるところは十分考慮したい。
助川啓四郎氏 (一月二十八日衆院豫算總會) 農村では政府の計畫してゐる農業新體制が公にされてゐないため不安の念をもつてゐるが、農村を現状のままでは農業新體制はできぬと思ふ、産業團體事務を町村事務の中に包含せしめた方がよいといふ意見があり、兒玉元内相は前議會で産業活動は産業團體に委せるべきだと答へたことがあつたが、政府の意見はどうか。

石黒農相 産業團體は産業者の團體であり、町村民は産業者に限られてゐない、町村は地方行政團體の基礎をなすもので、綜合團體である、町村長は各知産業團體の連絡協調を圖るべきだといふ意見には同感である。
平沼内相 町村行政は町村長がこれに當るのであるが、住民の經濟生活はこれと密接な關係があるから町村が大いなる關心をもちねばならぬ、しかし一切の經濟活

ことを考へるから改善したい考へは持つてゐる、唯その方法として農地國有をやることは十分研究しなければならぬ、農地の或種のものも公共團體、農民の組合等で適當な管理をすることは相當うまく運営出来るものと思ふがこれも十分研究したい、米價を畑作農産物と睨み合せて考へるといふことは價格公定の上に十分の注意をもつて再検討したいと考へてゐる。

三宅正一氏 小作制度についてもつと統制を強化してはどうか。
石黒農相 物納小作料は金納小作料に漸次變りつゝあると考へてゐる、しかし土地制度は革新的にやつて行くことは考慮を要する、小作人も多數であるが地主も小さなものが澤山あるから一朝にして改革することは困難である、明年の増産のために直ちに土地制度を變更することは考へてゐない。

三宅正一氏 小作料について一つの標準をつくつて小作料の引下げをやる必要があるのではないか、又土地の交換分合を行ひ勞力を節約しつゝ増産を圖るべきで、この動について町村が實行に當ることは不可能である。産業團體との間に密接な連絡をとるべきで反目を生じることにはあるまじきことと考へてゐる。

助川啓四郎氏 町村が産業團體の仕事まで吸収するといふ考へ方は適當でないと思ふが如何。
平沼内相 すべて町村の行政をもつて産業活動の一切に當ることはできないのであるから今述べられたやうな意見は尤もだと思ふ。
助川啓四郎氏 農村問題については内務農林兩省の密接な協力が必要であるが連絡機關を設けては如何。
平沼内相 農林大臣と十分連絡をとつて協議することは勿論のことである、その具體案については未だ申上げられない。

助川啓四郎氏 農業團體統合案は議會提出を見合せたが、農業團體の指導精神に再検討を加へ團體間の摩擦を防止し連絡を密にすることを圖ることが今日の要務である農相の所見如何。

石黒農相 農林關係團體の整理組合の法案を提出す

る積りであつたが、團體が統合するには面倒な問題で日を送ることが多いと思はれる、現在相當國家に貢献してゐるものであるから團體はその儘にしておいて時局に即した指導精神でもつて活動して貰つた方がよいと考へて提出を見合せた、時局に即した指導精神で今後農林團體の活動を期待したい。

助川啓四郎氏 農業新體制に關聯して土地制度を強化徹底することが最も必要なことで農地の保全改良、人口との調和を考慮すべきである。

石黒農相 農業新體制は決して不安を起すやうなものではない、自作農を本位とする堅實な農家をつくつて行くことは現内閣でも歴代内閣の方針通り踏襲してゐるわが農業は古來國家と農民が協力して發達せしめて來てゐるのである、新體制といつても國家の農業政策に従ひこれと共に發展して行くべきものである、助川氏の意見以外に農家の規模を稍々擴大して適正な農家をつくつて行くことに考へを進めて行きたい。

助川啓四郎氏 農業の計畫生産は實情に副はない點

安製造技術の公開、低位能率工場の管理などをなせば増産は可能と思ふが如何。

小林商相 硫安に對する石炭配給は軍需品に對する配給と同程度に重要視してゐる、硫化鐵の統制は是非斷行する意思で、方法については目下研究中である。

村田逕相 硫安、石灰窒素に對してはできるだけ優先的に電力を供給してゐるが、湯水と石炭の量、質ともに減少低下のため電力の供給は思ふやうにならぬ點もある。

助川啓四郎氏 食糧は自給し、飼料は已むを得ず輸入する方針を採り、飼料輸入不足のため食糧を食込むやうなことは避けたい、農業用資材についても、地下足袋の配給も政府は昨年三千萬足を配給するといひながら事實はその一割に及ばなかつた、勞務動員計畫では農村勞力確保について如何なる考慮が拂はれてゐるか。

石黒農相 昨年食糧を飼料に供した例は聞いてゐるが極く少部分である、飼料も自給策をとり圓域内で供給したい、滿洲の飼料用穀物の收買も順調である、家畜の

が多い、まづ昨年大豆、大豆粕の滿洲よりの輸入は二百二萬トンと前年より三十六萬トンの増加豫定であつたが輸入実績は百四十萬トン前後であつた、本年の輸入計畫は百六十三萬トンであるが、豫定量の輸入は困難の様である、政府の所見如何。

荒川對滿事務局次長 一昨年專管公社ができ當時大豆價格も他物價に比して安かつた、大豆生産は四百萬トン近くあつたが專管公社の取扱高は百六十萬トン程度であつたため對日輸入計畫に齟齬を來した、本年は專管公社の方法も變へ、價格も出荷獎勵金を出したため順調に收買が進んでゐる、昨年の百五十八萬トンであつたが本年度は二百七十萬トン計畫のうち十月からは三ヶ月間にその半分の收買を了した好績である、本年の大豆九十九萬トン、大豆粕七十三萬トンの輸入計畫は十分完了し得る見込である。

助川啓四郎氏 魚肥についても昨年程度の生産は困難のやうに思ふ、無機肥料増産のため電力、石炭の供給を豊富にせよ、また硫化鐵の統制も必要ではないか、硫

百萬羽増産計畫もできる限り廣く農家に分散せしめ飼料は自給せしめる計畫である、鐵鋼の配給が後れた、め農器具の配給が後れたこともあるが、今後は優先的にやりたい、農産物増産計畫に對する勞力の補給は種々の方法によつて移動勞働の方法等を考慮してゐる。

金光厚相 勞働者の不足は事實であり、各町村に勞務動員協議會を設け、無理のないやうに勞力動員をやつてゐる。

小林商相 地下足袋について年に三千萬足月に二百五十萬足の製造をなし農林、漁業用として七十七萬足を配給してゐる。

星野企畫院總裁 勞務動員計畫は農村勞力に急激な影響を與へるやうなものではないことを申上げておく。

助川啓四郎氏 戦時下食糧政策としては内外地連絡といふ以上に内外地一貫で確立する程度にまで進まねばならぬ、米の供出について農家の庭先價格と販賣價格と異り依裝等にも費用を要する、農家各戸で供出せしめる方法は農家に不利であり供出を澁らせる、供出を町村單

位としては如何。米の生産費は本年は昨年より石八圓見當昂騰してゐる、米價引上げが困難ならば出荷奨励金制を採用する意思はないか、米穀管理が強化された今日では持越米は不用である、麥野菜その他食糧となるべきものを全部管理すれば食糧の自給自足は可能と思ふ。

石黒農相 農林省豫算中の雑多な補助々成金は整理すべきものと思ふ、食糧政策につき内外地を一貫して樹立することは趣旨は賛成であるが實行は困難である、米穀管理實施上の不備は認めるが、漸次改善して行く積りである、供米を町村單位とする案については實行困難である、**出荷奨励金については考へてゐない**、食糧自給策については我國の農水産食糧品のカロリーで昭和十年國勢調査による年齢別職業別、總人口の生存と活動を維持し得るとの調査がある、しかし本年輸入の外米は貯蔵用でなく本年消費用のものである。

三善信房氏 (一月二十八日豫算總會) 米の急激な増産は期待出来ないのではないか、七千五百萬石の増産は容易ではない、凡ての穀物を考へ併せて行けば米不足

はないと思ふ、私は甘藷で十分米の不足を補へる、五割増産は困難ではないと考へてゐる、**又肥料は一元的に配給せねばならない**、産業組合と商業組合とでは時期も違ふし値段の違ふこともある、一つの配給組合を作るべきではないか、資材の配給についても考慮すべきである。

石黒農相 御趣旨に従つて善慮したい、甘藷の増産には同感であつて本年度、明年度追加豫算において甘藷一億一千萬貫の増産に關する經費を要求してゐる。

前川正一氏 (一月二十九日同前) 農地開發法案について、開發の程度その勞務計畫、生産計畫等は如何。

石黒農相 不日提出すべき農地開發法案の内容は未だ明示し得ないが、十ヶ年間に米麥千二百萬石の増産を企圖してゐるものである。

高田耘平氏 (三十一日衆院豫算分科會) 内外地を通ずる一貫した米穀統制機關を設ける意思ありや。

秋田拓相 食糧問題につき、内外地を通じて一貫する方策を樹てることは現在の時局において、また最近における米穀事情において、最もその必要性があることは

萬人の認めるところであるが、これは決して一米穀年度

に限ることなく、將來永久にわたる内外地の生産、消費配給、すべての點に對し、一貫した働きがそこについて行くのでなければ國家態勢確立の完きを期することはできないと思ふ、差當り十六年度において、農林省よりは朝鮮に對し五百萬石、臺灣に對し三百五十萬石の移出を要望してゐるが、要望通り參らぬといふことは甚だ遺憾に思ふ、若し根本方策が決定してをり、水も洩らないやうな仕組がついたならば、かやうな遺憾な状態は見えずに思ふ、そこで**食糧問題について根本的に内外地一貫の方策を確定するやうな一つの機構ができて、水も洩らさぬ働きをすることが必要と思ふ**、これに對し只今のところ、内外地の現有機構がなるべく打合せをして、そこに齟齬のないやうにといふことでやつてゐるが、これをもつてはまた足らざるところがあるやうに思ふので、これは農相と自分との間において、十分に話し合をして、その結果かういふ重大な問題であるから閣議においてもよく相談を遂げ何分の考慮をして取り運びたいと思

ふ。

深澤豊太郎氏 (二月五日衆院總動員法委員會) 農業新體制は總動員法によりどの程度迄實現されるのか。

石黒農相 農業關係團體は沿革が古く、各部門が縦に段階的に細分されて發達してゐる、よつて之を統合するの必要は前から唱へられてをり、昨秋來特別委員會を開いて協議をしてゐたのである、しかし何分にも組織が複雑なるため、財産、債務關係など錯綜してゐるやうだが、これは議會終了早々一元的にまとめざるもりである、來議會に**農業新體制を提案する意思はない**、總動員法と農林水産團體の整備統合案とは一應切り離して考へる、しかし時局の必要が起れば總動員法を利用することがあるかもしれない。

小山倉之助氏 國民の主要食物たる米穀だけは絶対に確保し、配給について營業者の立場に考慮を拂はれたい。

石黒農相 配給機構については營業者の發案にかゝ

る組織を出来る限り尊重採用してゐるが、如何にしても
轉失業者の生することは已むをえない。販賣所の数が少
くて家庭が迷惑してゐる點については、多少の経費の増
嵩は犠牲にしても増設するやう府縣廳を指導しつゝある
外米依存體制離脱は理想的であるが、いかにしても現實
の場合には不可能である、外米は出来るだけ豫備貯藏の
方面に振り向け、日常食はできるだけ内地産食糧をもつ
て充當しうるやうに努力してゆきたい。

山本条吉氏 農産物増産目的達成の方策として農村
労働力を確保するため總動員法中にもこの主旨を盛るべ
きである、米穀価格は中庸生産費で適當なるものと考へ
てゐるかどうか、他雜穀價格に比して低位に失するから
増産出来ないのではないか。

石黒農相 農村勞力の保留につとめることもに農業
經營規模を引上げて労働力の節約をなす必要がある、雜
穀價格との不均衡については何とか是正してゆくが、米
價を鞘寄せ的に引上げる意思是絶対にない、たゞし將來
引上げるか否かについての問題は返答をいたしかねる。

年度の價格引上げの意志ありや。

石黒農相 十五年産米については米價問題を云々す
ることによつて折角順調に進捗しつゝある米の供出を阻
害するやうなことがあつては困る、十五年産米は絶対に
引上げを行はぬ、たゞし將來の米價については諸般の事
情を慎重に考慮して研究するが、こゝではこれ以上の言
明はゆるしてほし。

高田耘平氏 (十四日衆院豫算總會) 來年以後の食
糧については今日までの実績からみて不安である、政府
は相當思ひ切つた施設を講ずる必要がある、精神運動も
必要であり農地改良も必要であるが私は農民が喜んで農
産物をつくる様な方法を講ずべきだと思ふ、肥料増産は
資材配給の充實と、にも重要なことであるが、無機質肥
料がある程度値上して増産をはかる必要はないか、勞力
不足が田畑を漸次荒廢させて行くのがこれが對策はどうか
食糧増産のために學生を動員するといふが授業時間との
調整をどうするのか、また市町村の勞務動員協議會は青
年を無暗に軍需産業の方面へ動員しようとしてゐるが農

中島彌團次氏 總動員法第十八條によつて設立さる
べき農林關係會社があるか。

井野農林次官 さし當つては一つもない。

赤池濃氏 (二月六日貴院豫算總會) 近來産業奉還
論がしきりに説かれてゐるが、これに對する政府の所信
如何。

柳川法相 産業奉還論が實際政治に持ち來されるこ
とは取締の對照になると思ふ。

石黒農相 農林關係において私有權否認論の如きは
許すべきではない。

小林商相 農林大臣と同意見である。

赤池濃氏 今度の農林新體制の要綱にはソ聯のソル
ホース的集團農民の考へがないか。

石黒農相 隣保相扶け部落が協同して田植を行ひ地
曳網をひくのは古來からのわが國の美風であるからこれ
を助長し、新しい農林體制を作らんとしてゐるので、決
してロシア的思想はない。

吉植庄亮氏 (二月十三日衆院) 米穀増産のため本

村における勞力不足もよく考慮されなければならない、
これに對する農相の所見如何、二毛作の獎勵については
何か特殊の方法を講じなければならぬと思ふが政府に
用意があるか、總動員法に基く農地等管理令によつて作
付命令を出し補償金を交付すれば相當の増産を期待し得
るが追加豫算にこれが計上されてゐないのは遺憾である
政府は衆議院の食糧増産決議の趣旨を取入れてゐないで
はないか。

橋田文相 學生生徒を動員して農村の勞力不足を補
ふについては組織的な計畫が必要であつてこれは農林省
とよく協議する、著しく勞力不足するやうな場合には學
業を短縮してもよいから食糧増産に協力したいと考へて
ゐる。

高田耘平氏 尋常科の生徒などは動員しても却つて
邪魔になるやうなものであるが大政翼賛會が生徒を動員
するやうなことを計畫してゐるのはどうか。

橋田文相 私はさういふ計畫は知らない、學校生徒
を動員することは相當勞力を補ひ得るが全部を一齊に動

員する必要はなく計畫を立てた上で具體的にきめるべきだと思つてゐる、今農林省とよく協議して案を作りつゝある。

橋田文相 翼賛會の計畫は趣旨の宣傳といふ意圖であらうが翼賛會とよく話合つて善處したい。

石黒農相 翼賛會の計畫は承知してゐる、農林省としては學生生徒の自分を學業の完成にあるがこの時局下における學生生徒には國情をよく認識する訓育が極めて必要である、それを食糧問題に結びつけることは最もよいことだと考へてその計畫に賛意を表してゐる、食糧増産に就ての御意見は全く同感である、衆議院の決議の中には外米依存を離脱するやうにとあつたが、今日の國情からたゞちに外米輸入を斷念することが出来ない事情にあるのを遺憾とする、食糧の問題は内地、外地、外國まで供給の源泉を確保せねばならぬが最悪の場合には國內の生産に依頼することが最も安全なのでその意味から國內農業保護は絶対必要である、そのために國土の開発、國土の地方の維持に全力を盡さねばならぬと考へてゐる

この見地から應急、恒久兩方面から増産案を考慮して一億圓餘の豫算を要求してゐるのである、總動員法に基く作付命令については勅令制定當時具體案が出来てゐなかつたから豫算には計上されてゐないが、畑作物を食糧作物に變へる必要が生じて來れば他の財政手段で補償金を支出したいと考へてゐる、今考へてゐるのは六萬六千町歩の桑園を食糧作物に變轉させることである。

高田耘平氏 町村勞務協議會の運用をどうするのか農業新體制の具體的内容如何、自作農維持のため土地賣買を制限すべきであると思ふが如何、また適正小作料を決定するのに何かよい方策を考へてゐないか、産業組合法を改正し全購聯に肥料の集荷、配給、統制を行はせては如何。

石黒農相 勞務を供給する根源である農村でよく調整するため厚生省とよく協議して町村勞務調整協議會を運用して行きたい、農業新體制はまだ正式に決つてゐないが新聞に掲載された通りである、農村に不安を與へてゐるといふのはこの案ではなく世上種々意見がいはれ

てゐるものが不安を與へてゐるのではないかと思はれる

自作農維持策として土地の賣買制限は一策であらう、不在地主を防ぎ村民に土地を結びつけることが必要でこれら土地制度の問題は慎重に研究したいと考へてゐる、しかし全部を自作地にすることは事實上困難であるしまた小作地を残しておかなければ農業經營は圓滑に行かないとして小作地はよい條件の下に置かれなければならないと考へてゐる、土地制度としては小作料統制令、農地調整法の制定によつて漸次改善されて來たが今後もよく研究したい、小作料統制令の適用について例を引かれたが小作料統制令は小作料の引下を一般に命令し得ることとなつてゐる、著しく高い小作料があるやうな場合一般的に引下命令を出して下げさせる方が個々に交渉するよりはよい運び方だと思ふ、たゞ手續は慎重にせねばならないと考へる、産業組合については農民の福祉にそふやう機構を考へて行かねばならない。

高田耘平氏 農業技術員の待遇についてどう考へるか。

石黒農相 農業指導員は現在薄給であつて十分將來活動して貰ふためには大いに考慮しなければならぬ。

釘本衛雄氏 (二月十五日衆院本會議) 一、一ヶ年五萬町歩の農地開發に對し果してその勞働力供給に確信があるか

一、軍はこれに對して協制する用意があるか

一、水利問題は根本的對策を必要とするが政府の所信は如何

一、政府の肥料問題に對する見解は常に樂觀に過ぎるが十分な用意があるか

石黒農相 本計畫の遂行には勞力上多大の困難がある點は認める、しかし國土開發は今日ですでに遅れてゐるのであるから農村勞力に少しでも餘りあればこれを動員して遂行したい、水利問題については慎重を期し水力發電の利用策は今後も續けて行く、肥料の不足は將來に残すことは出来ぬからその生産擴充には十分努める、國土計畫との關聯は農地管理令の適用については只今こ

れを高めるといふわけには参らぬ、しかし將來については十分考慮して行くことを私はすでに言明してゐる。

秋田拓相 農地開發の勞力問題に對し滿洲開拓民送出計畫はそれほど打撃を與へると思はぬ、ともに兩立せしめ得るものである。

星野企畫院總裁 農工併進の國策大綱の下に適宜配して行く方針である。

阿南陸軍次官 農地開發の勞力補充に對し軍隊は協力する用意がある、すでに農繁期に兵に歸休を許した、この權限は師團長にあり、その必要を認められた際これを實施してゐる、陸軍は全國に廣大な演習地、飛行場を有してゐるのでこれらがその目的に反しない限りその一部を青年團などに開放して農作物を作つてもよろしいと最近指令を發した。

山川頼三郎氏 最高米價を据置くことは種々の不合理的を來してゐる、外地米移入の不圓滑消費の増加はこれに發する、技術員優遇策を講ずべきである、肥料の國家給與を斷行すべきである。

石黒農相 技術員の優遇については追加豫算に計上したが十分とは考へぬ、將來大いに考慮したい。

廣瀨大藏次官 低物價政策は米のみに限らぬが特に米價は影響するところすこぶる大きいから、これの検討には周密を期さねばならぬ、米價獎勵金交付のために追加豫算を計上する考へはない。

西川貞一氏 營團と國策會社はどう違ふのか、本案は食糧問題の恒久對策を狙ふものであるが、應急策はどうか、空閑地の徹底的利用、荒廢地の防止、町村技術員の擴充などについての具體策如何、また米價に對し生産補償を出すか否かはさしせまつた問題である。

石黒農相 營團とは最近の法律用語であるが公益的性質を多分に持つ公私人である、株式會社のごとく多くの出資者を豫想してゐない、空閑地利用その他については十分努力する。

廣瀨大藏次官 米價生産補償金については言明出來ぬが、米穀の生産費低下については今後も大いに考慮する。

須永好氏 勞務補充計畫の具體策を承りたい、農地制度の改革により農民の土地への愛着を強化すべきである。

石黒農相 農地制度の改善については將來も十分考慮し相當規模の自作農を増して行きたいが、小作地を絶無にするわけには行かぬ。

松浦周太郎氏 今日の森林荒廢の事實に直面してもつとも必要なるは造林事業である、政府は造林殖拓會社を設けるのが配給統制を行ふための木材統制會社をつくるより先決問題である、また森林行政の統一を行ふ必要がある、國有林の特別會計を設定する意思はないか、さらに現在國有林に比し民有林の伐採率は著しく高いが、今回の木材統制法案には民有林に對する伐採命令の規定がありこれはさらに民有林の荒廢に拍車する恐れがある、木材生産業者の金融難に對する處置如何。

石黒農相 山林行政には各省間に十分連絡をとつて行きたい、治水關係についても内務省と協議を進めてゐる、立木の讓渡命令についてもこれが適用に慎重を期す

るつもりである、造林の必要についてはこれを痛感してをり十ヶ年百三十二萬町歩の造林計畫を樹て、これを明年度豫算に計上してゐる。

廣瀨大藏次官 森林事業は内外地にわたつてをりこれを一貫しなければならぬが、これは外地の特別會計の關係もあり、實施はかなり困難である、その他の點を合せて國有林の特別會計設置についてはさらに慎重考慮せねばならぬ。

杉山元治郎氏 森林新體制の樹立を考慮しないか、木材統制會社の設立は材政の不統一、森林事業用資材の供給難、業者の金融難など幾多の問題を合せて解決しなければ無意味である、また幼齡林の保護育成に關し森林法改正の意思なきや、造林に關する補助増額の意思なきや、森林金融については低利資金の融通、森林組合中央金庫の設定などの方策を講じないか、建築様式の全國的統一は行ふか。

石黒農相 林道の開發に就ては十五年度五百萬圓の助成金をもつてこれを獎勵し、この結果奥地の開發は著

しく促進された、建築規格の統一に關しては各地の生活慣習を考慮し一律化することは困難である、住宅營團の事業については木材の圓滿な供給を期してゐる、木材統制會社はとも角生産配給消費の一貫的體制を樹立するわけであるから森林新體制の最も重要な部分である。

廣瀬大藏次官 低利資金の融通はなるべく多くして行きたい、森林組合中央金庫については勸業銀行をしてその機能を果さしめて行きたい。

金光厚相 建築用材の規格を漸次統一し、さらに建築様式も追々統一して行きたい。

高田耘平氏 (二月十五日衆院豫算會) 食糧増産に關する豫算はいかにも少ない、よく考慮されたい、煙草專賣益金は三億三千万圓に上つてゐる、煙草植付を非常に奨励してゐるが果して豫期する五萬町歩の植付が出来るか、賠償金をある程度引上げ段別を減らして質本位から量本位でやればどうか。

河田藏相 煙草の賠償價格がよいとは思つてゐないしかしこれを轉々と上下させることは一般物價に影響す

るので考へられぬ、換金利益もあることだから直に價格を上げなくてもよいと思ふ、煙草は嗜好物であるから需要に應ずるだけは供給するとも品質を落すわけに行かぬ、しかし食糧に支障なきやうやつて行きたい。

石坂榮氏 (二月十五日衆院米穀委員會) 將來米價を決定する際獨斷で決定することはないか、殊に本改正法律案の第二條第一項によれば米または代用食糧の政府買上げに際しその價格および數量を米穀統制委員會に諮問するを要せぬこととなり、米價決定は政府の獨斷になる處れがある。

石黒農相 米穀統制法に本づく最低最高米價の決定方法を適用せぬことになるから残るのは米穀配給統制法の最高販賣價格であるが、これには法制的に何ら算出の基準も諮問機關もない、従つて勝手に決められる譯だが政府としては今までの米價決定の沿革を重視し率勢米價物價參酌值家計米價生産費など諸々の條件を考慮して決定する方針である、また諮問機關の點についても法制上の根據はないが、米穀統制委員會にも諮り米穀顧問會議をも開いて十分獨斷を避けたいと思つてゐる。

中小企業問題

木暮武太夫氏 (二月二十四日衆院豫算總會) 中小企業の轉失業者に對しては勤勞の機會を與へることが最も根本的な對策であると考へる、この勞力を國防國家建設のために必要な軍需生産の強化擴大に向けるべきであるが商相の所見如何。

小林商相 國家の力によつて凡ての失業者を收容して明るく働かせることは同感である、中小業者の轉向を一樣に生産擴充に持つて行きにくいのであるが努めてそれに持つて行きたいと考へ職業指導所で訓練して轉換させて行く方針である。

森田福市氏 (二月二十五日同前) 中小企業の轉失業者についてはどう考へるか。

小林商相 中小商工業者についてはできるだけ失業者を出さないために現業を維持して進むことを原則としてゐる、中小の貿易業者に對しても決して業を奪ふこと

を考へてゐない、小さい取引についても指導鞭撻するものが政府の方針である。

杉浦武雄氏 (一月二十七日衆院豫算總會) 轉失業を要する中小商工業者は相當多數に出ると思ふがどの位の數に上るか。

小林商相 政府としてはなるべく失業者を出さないやう努力してゐるが、今日失業者がどの位出るか計數は分らない。

杉浦武雄氏 中小商工業者を維持育成するといふがどういふ對策をもつてゐるのか、特に中小工業に對してはどうする積りか。

小林商相 中小工業に對しては、轉業者に對する指導機關を設けるとか更生金庫によつて、間違ひのない様にした。

杉浦武雄氏 それは維持育成に關係ない、單なる轉

業対策ではないか。

小林商相 中小工業を維持育成することは、必ずしも其業を続けて行くことではなく、業者の希望等によつて解體合併せしめそれに必要な金は補助して行きたいと考へてゐる。

杉浦武雄氏 中小商工業者を如何に維持育成するといつても失業者は相當出るだらうと思ふ、商相は維持育成を聲明することだけでも業者は安心してゐるといつたがこれはとんでもない間違ひである、その対策として府縣營農場を設けること、國營又は公營の工場を設けること、外地へ人を送ること、軍事若くは生擴工業へ勞力を送ること等をどしどしやればどうか、又同業者の中において轉失業問題を解決する様にすべきだと思ふ、これらの點について商相はどう考へるか。

小林商相 只今の御意見は同感である、すべてこの方向に向つて善慮したい。

星野企畫院總裁 現在一方で轉失業者が出てゐる反面、他方では人が足りないのである、人手が要る方が多

する上に何百臺の機械がないとやらせぬといふやうなことはやらない積りで、小さいものについては合同するやう指導してゐる、中小企業は種々雑多な職業で一律には行かないが、失業者を出さぬ方法を考へることが親切であり、又やり易いと考へてゐる、家族主義の長所を發揮する様な方法を研究してゐる。

中村三之丞氏 (二月三日衆院總動員法會) 整理統合される中小企業形態の軍需工業は今後如何に維持育成するののか。

東條陸相 (速記) すべての工業力をあげて全能力を發揮して行くといふことが主眼でありまして、考へ方といたしましてはいま仰せになりましたやうに中小工業といふものゝそれから軍事工業その他との聯繫を十分計つて行くといふ御主張には全然同感であります、即ちつとめて中小工業と整理合同せる企業これは當然親工場と結びつけて行つてそこに全能力を發揮して行くといふやうな考へ方をもつて指導いたしてをります。

及川海相 (速記) たゞ今の點につきましては陸軍

いのである、總體として考へると特に人手を要する施設をする必要はないと考へてゐる、今の失業問題は一つは中小商工業の企業主をどうするか一番難しい問題である、又轉業者をどういふ風に始末するかが問題であつてそのために轉業を圓滿にするための施設に主力を注いでゐるのである、なほ中小商工業者が資材等の關係からどうしても仕事を續けることが出来ないものについては十分の施設を整へておいて圓滿に轉業させたいと思つてゐる。

三善信房氏 (二月二十八日衆院豫算總會) 統制の名の下に企業の合同を強制してゐるやうな風があるがこれは十分注意されたい、又中小商工業者の轉業については業種別に計畫を立て見透しをつけて轉業を圓滿にするべきではないか。

小林商相 企業合同の必要なものはもつと強度にやるが、必要のないものには手をつけない、生産力擴充方面だけはどうしても間違ひなく進行させたい、中小企業をどう指導するかはなかなか難しいが、共同經營を促進

大臣と全く同感であります、海軍は海軍自身で各所に相當大きな工廠を澤山もつてをりますので、これらを運營する上から見まして、その下請工場がなければ全く運營出来ませんので、これらは數年前からいろいろな工夫をいたしまして中小工業の維持育成については御承知の通りこれにつとめてまゐつてをります、なほこれからその方面に十分力を注ぎたいと考へてをります。

中村三之丞氏 中小工業にも合併命令が發せられるか。

星野企畫院總裁 條文の上からは入るが運用上は經濟新體制要綱に従ふべきであるからして濫りに發動するやうなことはない、しかし合併命令の發動は色々特權が伴ふから實際上には自主的でも形式的に合併命令を出すことがあるかもしれない。

中村三之丞氏 (二月四日同前) 中小商工業者の維持育成に関する具體的方策如何。

小林商相 具體的な方法としては小工場は大工場の下請工場として部分品専用工場とし、小工場独自の生産

分野を作つて行くつもりで指導機關も設けてゐる、中小商業者は種々雑多であつて一律には行かぬが、問屋、小賣業者を潰すのではなく現状に即して生活出来るやうに工夫してゐるのである、この點が國民に徹底すれば小賣商たちの進み行く道は決ると樂觀してゐる、日本の小賣業者は家庭の内職といったやうなものが多い、従つて物が無いからといつて直ちに轉業することも無い、現に政府の轉業施設も開店休業の状態である、現在は人手が足りないのであつてむしろ失業の恐ろしさはデフレの時代、平和の時代になつた時である、ともかく日本では生産配給、消費の各業者をつぶして組合にすることなどはないのであるから、あまり失業々々といはずにゐれば自ら道があると思つてゐる。

浅沼稻次郎氏 商相は平和産業から時局産業に轉ずるといはれるが、現在の段階ではすでに違つた方針が必要ではないか。

椎名總務部長 今日では中小商工業者の維持育成が困難なのも事實である、従つて政府は金屬工業等に對し

て物資から見透しをつけ各地方廳に通達し、この見透しに従つて各地方で轉業等を考究してゐる、昨年末興銀に融資命令を出して二千萬圓を國民更生金庫に廻した、また不動産金融については更生金庫の仕事を勸銀のやうな全國に支店網を有する機關によつて代行させる方針である。

赤池濃氏 商工大臣はしばしば重點主義を主張してゐるが重點主義と中小工業とはいかなる關係にあるか。

小林商相 戦時體制に必要な軍需工業、石炭、石油などの工業に對しては生産擴充をはかるために重點主義をやつてゐるが一般中小工業は決して壓迫しない、ただ能率のあがらぬものは整備を進めてゐる。

赤池濃氏 わが國の産業は中小工業を基礎とし、ことに家庭工業に重きを置いてゐる、重點主義によつてかかる中小工業、家庭工業を壓迫することは絶対に慎まねばならぬ、新體制の名の下において企業を合併し中小工業を破壊すべきではない。

小林商相 無理に合併せしめようとはしてゐない、

實際必要なものまたは資材が少なくてやむにやまれぬもののみを合併を助成してゐる、家庭工業を壓迫しようとは決して思はない。

赤池濃氏 今度の總動員法によれば政府は勝手に企業を合併廢止ができるやうになつてゐるが實際に勝手に行ふ積りか、もし減多に行はないものなら制定する必要はあるまい。

小林商相 國家總動員のなかには企業を合併や廢止について規定してあるがこれは傳家の寶刀であつて實際は減多に行はない方針である、たゞ現下の國際情勢は豫測し難いから萬一に備へていまから整備しておくのである。

赤池濃氏 (二月六日貴院豫算總會)かゝる非常時に政府の権力が強化されねばならぬことは當然であるが、事業の合併についても非常な無理が行はれ、壓迫干渉も強かつた、合併の際は從來の實績によるのであるか、さうであるならば企業が固定化し、また新たに企業を起すものを壓迫することゝなる、なほ最近の合併件數如何。

河田藏相 合併の際に舊來の實績によることはもちろん安全な手段であるが、われわれは將來の見込ある企業も決して輕視しようとは思つてゐない、臨時資金調整法施行以來十五年末までに合併をした企業は二百七十五件であり、その金額は三十三億三千萬圓である。

日・満・支問題

八六

中島彌團次氏 (一月二十六日衆院豫算總會) 支那事變處理の方針を擧げて國民に徹底せしめ戦時體制の確立をはかることが必要である、事變をどうするかといふことが明確でないと國民は迷ふ、外相は支那事變をどうするかについて率直に答へられたい。

松岡外相 蔣の反省を求めた實質は南京政府と合流せよといふことが根本であつたが遺憾ながら南京政府を承認するまでには合流するにいたらなかつた、これからも機會があれば合流を促すつもりであり南京政府はあくまで支那の中央政府として強化するやう援助する、蔣にこれと合流することを勧める方針である、根本は一日もすみやかに事變を終了せしめることにある。

中島彌團次氏 私は徹底的に蔣政權を叩きつける方針で行くべきだと思ふ、租界返還は何時やるかまた第三國にどうしてやらせるか。

松岡外相 時機についてきめてはゐないが日本としては出来るだけ速に返還する、他の國の租界については日本としては日本の行き方にならつて租界を返還するやう斡旋する。

東條陸相 重慶を合流せしめる見込があるとの外相の言葉には同感であるが反省するまでは陸海空軍をもつて徹底的にやつて行く、そして一方國民政府の育成にとめる、租界回収については日本は支那の獨立尊重の立場から機を見て返還する、各國も日本にならふことと思ふが、もし出来なければ國民政府が適當の措置をとるであらう。

中島彌團次氏 合流出来るといふのはどういふ點からいふか。

東條陸相 強壓によつて反省を促せば合流は出来るものと思ふ。

下村宏氏 (二十七日貴院本會議) 支那事變解決の

基調は日支兩民族の心からなる同調協和にある、したがつて帝國政府としても汪精衛氏の南京政府が支那人民の人心を眞に收攬し民心がこれに歸一し眞の日支兩國民の提携が成立するやうな方策に關して如何なる方針をもつてゐるか。

松岡外相 下村氏の御質疑の中で外交に關する問題についてお答へする、一般國際情勢特に支那事變および支那問題についてお述べになつたところは全然御同感である、すでに下村氏の御指摘になつた通りの方針で政府は進みつゝあるのである、それから方策について御質問になつたが、一々方策については述べる時期に達してをらぬものもあるしまた述べ得ないものもあるのでその點は御諒承を願ひたいが御指摘になつた工場その他の管理これは私から説明申し上げるまでもなく戦鬪上眞にやむを得ずして支那側の工場その他を管理したのであるが、これは南京政府を中華民國の正統政府として認める以前において皇軍の方ですでにその管理の必要が去つたと認

められるものは隨時支那側に返還をしてゐるのである、特に探しても申出るものがない場合はむしろ皇軍の方で困つてゐるやうな次第でなほ引きつゞきその點についてはあくまで中華民國人のものは戰鬪行為の絶對必要とするものを除いてできるだけ持主に返還して行きたいといふ考へで進んでゐる、また中華民國人の民生問題についてはとくに重きを置き、南京政府において有効適切なる措置を講ぜんことを熱望してゐるのであつて、わが軍はじめ帝國の支那における諸機關はことごとくこの問題については南京政府を支援しまたその政策に協力せんことを期してゐる、これを要するにすでに汪精衛氏を首班とする新政府を民國の正統なる中央政府として認めた以上從來に比してさらに一段の力をいたし一日も速かに一般民生の安定と新政府の政治力の浸透について帝國政府はあくまで支援協力を期してゐる次第である。

東條陸相 ご主旨は全然御同感である、およそ皇軍はいふまでもなく勅諭の御精神を本旨といたして八紘一宇の大義に本づいてあらゆる行動をいたしてゐる、皇軍

の十から十までの行動はこれにみな歸結する、現に戦地においては作戦的に敵を控へあらゆる手段を盡くしてこれが撃滅を期してゐる、然しながらそれは膺懲のための手段である、親心をもつて子を折檻する氣持ちである、これが参つたといつた場合は喜んで左手で抱いてやるといふ氣持ちである、これすなはち當初に申した御勸諭の精神である、八紘一字の御精神であると拜承する。

三善信房氏 (一月二十八日衆院豫算總會) 日滿支三國を通じての食糧政策ありや、滿支における重工業資源開發の計畫と内容如何。

宇佐美興亞院經濟部長 現在の支那では日本に食糧を供給するまでには至らぬが、米、小麦の増産計畫を行つてはゐるが治安の問題もあり急速には参らぬ、石炭、鐵礦石は相當程度日本に供給してゐる、殊に石炭は製鐵用の良質炭が産出するのであり、對日供給量も相當の量になつてゐる、鐵礦石の利用については目下計畫中である。

東條陸相 鉄鐵の生産設備は今日においては昭和十

二年度に比較し二倍となり、鉄鐵の對日供給量は當時に比し約八割を増加してゐる、米國の屑鐵禁輸の折からわが國鐵鋼業に寄與するところ大なるものがある、鉄鐵の生産高は昭和十二年度と比べて十五年度は約四十六パーセントの増で、對日供給は約六十八パーセントの増となつてゐる、次に石炭であるがこれが生産もまた飛躍的增加を示し昭和十五年度においては昭和十二年當時の生産の四十七パーセントの増産となつてをり、石炭の對日供給についてはやゝ減少してゐるが、これは滿洲國內の官業事業に充當された結果である、電力設備については昭和十二年に比し約八割の設備増となつてゐる、右の基礎産業のほかに鹽、硫酸、バルブ、アルミニウム、鉛、亜鉛、人造石油などの増産についても着々相當の成果をあげつゝある。

今井新造氏 (一月二十九日同前) 授將行爲を絶滅すると首相はいつてゐるがその具體的方策はどうか。

松岡外相 私は事變解決の要點は授將行爲の絶滅にあるが英米が授將行爲が出来ないやうに外交的に措置す

るといふ意見を事變勃發以來もつてゐた、しかし外相になつた時は全く手がつけられないやうな情勢になつてゐた、それでも私は努めて來てゐる、未だ絶望はしてゐない、しかし非常な決意をもつてゐなければ論することも出来ない、しかし非常な決意を擧げて支那事變を處理するに來ないのであるから國力を擧げて支那事變を處理するに、最後に戦ふといふ決意を蔣政権にも、英米にも知らせることも日本に日本の實情、經濟壓迫によつてもわれわれの決心を止め得ないことを知らせ、またわれわれの精神はあくまで公明正大であることを知らせるべきだと考へてゐる。

今井新造氏 支那事變に對しては軍が最大の責任を負ひ事變解決に就て國民の輿望を擔つて當るべきだと思ふが陸相の所信如何。

東條陸相 只今私の信念についてお尋ねであるが先般近衛總理から時艱克服に關する嚴肅なる心境を承つたとくに身をもつて全責任を負ひ護國の英靈に對して深甚なる哀悼と感謝の眞情を披瀝されたことと承知致した、私は國務大臣としてまた陸軍大臣として將また一日本國

臣民として衷心からこれに敬意を表すると同時に洵に意を強うするものである、率直に申して近衛總理の御心境は僭越ながら私の心境と全く同一であるを申し上げたい、私は今次事變勃發以來萬事にわたつて陸軍が重大なる責任を負ふべきものであると確信をしてゐるものである、時局今後の推移に關しては深甚なる注意を拂ひこれが完遂について日夜苦慮してゐるものである、ことに上天皇陛下の事變勃發以來の御軫念を拜察いたして洵に恐懼措く能はざるものがあるのであつて骨を碎き身を粉にしても一日も速かに事變に有終の美を收めしかして上は天皇陛下の宸襟を安んじ奉り下は護國の英靈を慰めると同時に銃後國民の熱烈なる後援に應へんことを期してゐる次第である。

こゝに言葉はつくせないが現在の私の心境のお尋ねがあつたので申上げて置きたい。

及川海相 只今の陸軍大臣の御答辯と全く感を同じくする、先日近衛總理の御答辯は今井君と同じく涙を浮かべて伺つたものである、海軍としては私のみならず下士

官兵一人一人に至るまで近衛總理一人に責任を負はせてはいかんことを十分承知してゐると考へてゐる、簡單であつて言葉は足りないが一言申しあげておきたい。

前川正一氏（同前）支那の農民を赤化から救ひ農業生産民として組織することは根本的な大問題である、

新民會や派遣軍でもその方面に努力してゐるが事變が新段階に達した今日何らか新しい方法をもつてゐるか。

東條陸相 支那民衆の把握に最も重大な關聯を有するものは農民の教濟指導であるが軍は新民會などと協力して支那政府の力の滲透に努力してゐる。

宇佐美興亞院經濟部長 實際の施策は治安の確立に伴つてすゝめてゐる、土地制度の改革が根本であるが支那民衆は舊慣を重んずるので土地制度の改革は慎重を要する、さし迫つた問題としては生活に安定を與へる、生産物が相當の價格に賣れ生活品が得られる點にある、これには物資の流通をよくすることが第一であるが舊慣を重んずる風習に鑑み急激な變化を與へることなく農産物流通、配給組織の改善を計つてゐる、華北産業科學研

究所などにおいて農業技術の改善を計り、棉花などについては相當な成績をあげてゐる、目標が大きいため速急の効果は期し難いが將來は相當の成績を收め得ると信じてゐる。

前川正一氏 圖ブロックへの物資輸出緩和について大藏省の所見如何。

河田藏相 第三國向輸出が困難となつたことは事實である、圖ブロック向を制限し第三國に輸出のため内地に滞貨を作るやうなことは可及的に避けたい考へである

前川正一氏 内地の開墾は多額の費用を要するが滿洲は内地よりも樂である、滿洲の開発計畫を一層促進する意圖はないか、朝鮮についても鮮米の増産を促す方法はもつてゐないか。

秋田拓相 滿洲に於ける開拓の仕事は滿洲國とも十分協同致しまして、前川氏が述べられた趣意で大いに發展して行きたい、鮮米の増産計畫もいろ／＼考へて居る。

小山倉之助氏（二月三日衆院總動員法委員會）日本の工業組織を變更して強力なものにする考へはないか。

ゐない、國內の實際の權威者を現地に派した支那人その他の現地有力者を参加せしめるのがよいと思ふがどうか。

東條陸相 大體御主旨に同感である。

鶴見祐輔氏（二月四日衆院豫算總會）支那の治安が亂れてゐるのは共產黨の勢力を増大させる温床となつてゐる、これは大東亞建設の一つの癌とならうが對策を説明されたい。

松岡外相 鶴見君の見方には同感である、南京政府の基本條約で蒙古、北支に軍を駐屯するものもそのため軍事上、外交上、共產黨をどうするかの問題については十分考慮してゐる、歐米殊にソ聯に對する外交上の措置についても十分注意し考慮も拂つてゐるのである。

鶴見祐輔氏 事變處理について等閑視できないのは華僑である、華僑對策についてはどうか。

松岡外相 獨り對重慶工作の上のみならず全體の支那と日本の國交調整については在外華僑殊に南洋における華僑と渡りをつけることが重要な要點である、また南

また支那や南洋で原料を得るについての根本方針がなくはならん、これなくして生産力擴充は不可能である、大陸における増産については國策會社がだいたい當つてゐるがこれで産業の全面的開發擴充をやり得るか、大會社は大綱をつかむだけで、あとは中間の企業家に委せた方がよいのではないか。

星野企畫院總裁 滿洲の産業開發は短くかつ舊政權との闘争裡に行はれたので多少の無理もあるが今度は將來ながきにわたる發展の情勢を考へて完全な體制で進んで行くつもりである、滿洲の産金、石炭、一般鑛業などについて國策會社が大綱を決定して他は中小企業家をして一任するといふ方針に變つて來てゐる、中小工業も多數移駐してゐるほど日本人があらゆる方面で堅實な産業開發の中核をなすことを根本方針として進んでをりわが政府もこの方針に協力してゐる北支、中支についても同様である。

中村梅吉氏 圖ブロックにおける物資の蒐集は二、三の大資本にのみ委される結果蒐集が思ふやうにいつて

方問題についても佛印、泰における華僑は國交親善の上
に大きな役割をもつのであつて十分工夫をこらしてゐる
私が見るところでは南洋華僑は漸次日本を理解し抗日的
態度を轉換しようとしてゐることは確かである。

今井新造氏 (二月四日衆院豫算總會) 租界の存在
は事變の解決を遷延させる、一日も早く解決するやう考
へてほしい。

松岡外相 租界の返還には種々複雑な事柄があるが
事情の許す限りお説のやうにしたいと考へてゐる。

今井新造氏 援蔣物資を運ぶアメリカ船のごとき撃
滅せねば事變は解決できないと思ふがどうか。

松岡外相 交戦権については政府でも慎重に考へを
練つてゐる、交戦権は行使し得るのであり現に軍におい
て必要なりとする範圍で交戦権を行使してゐる、たゞ極
度にこれを行使するかどうかについて慎重に考へてゐる
のである。

中村梅吉氏 (二月六日衆院豫算總會) 法幣對策と
して如何なる方策を考究してゐるか、更に揚子江並に珠

江は開放してゐるが、これが航行再禁止を考慮してゐる
か。

河田藏相 中支方面の通貨政策は大藏省としては南
京政府の政策を支持するだけである、また航行禁止につ
いては何も申上げられない。

關屋貞三郎氏 支那事變の處理については日支提携
せねばならぬと思ふがこれにつきわが國の支那における
文化施設、經濟施設は歐米各國に比しすこぶる貧弱であ
る、これらに對する施設の必要につき外相の意見を問ふ、
醫療の問題についてもわかりであるが政府は支那に研究
機關を設ける意思はないか。

松岡外相 御主旨には全然同感である、わが國が經
濟文化工作において歐米に立遅れたことは否めぬところ
であるが最近廿ヶ年においては學校にしろ醫療施設にし
る相當見るべきものがある、殊に地理的理由により留學
生の便宜の點においては斷然歐米に勝つてゐる、日華基
本條約においても特に文化に對する規定を置き文化方面
で互に提携協力することを約してをりこれについては汪

精衛氏もすこぶる熱意を示してゐる。

松村興亞院文化部長 醫療方面ではわが同仁會病
院はロックフェラー病院などに比すれば外觀上貧弱なも
のであるが内容においては日本醫學の特色を十分發揮し
その効果彼らを凌ぐものがある、歐米人は個人としての
献身的努力において尊敬すべきものがあるがそれ以上の
理想がない、わが八紘一字の精神の如きにははるかに及
ばない、また西洋醫學は分析的なるに對し東洋醫學は全
體の調和を基調としてゐる、われ／＼はこの東洋独自の
調和的醫學發達に大いに努力し萬般の施設をなしたいと
思ふ。

中山福藏氏 (二月十五日衆院豫算總會) 國民政府
の中央儲備銀行の新法幣についての見通しはどうか。

河田藏相 新法幣は目下舊法幣と等價としてゐるが
舊法幣があまりに下落すれば切離す方針をとつてゐるの
で政府としてもこの方針を援助したいと考へてゐる、舊
法幣と新法幣を等價とするのは支那民衆に損失をかけた
くないといふ意向からである。

中山福藏氏 英米が舊法幣價值維持のために資金を
與へたがこれについての影響はどうか。

河田藏相 効果はなかつたと思ふ。

世耕引一氏 (二月十八日衆院赤字公債委員會) わ
が國は支那新中央政府を承認してから大分期日を経過し
たが、獨伊兩國の新政權承認の時期は如何。

大橋外務次官 獨伊兩國の汪政權に對する態度につ
いては種々内部的の事情があり、今申上げることではでき
ないが、こゝ一ヶ月もしくは一ヶ月半の期間中には外部
に表はれて來るものと考へてゐる。

共榮圈の問題

九四

櫻井兵五郎氏（一月二十四日衆院豫算總會） 共榮圈建設につき確固たる國家意志を内外に明確に示して貰ひたい。

松岡外相 八紘一字の精神をもつて大東亞共榮圈を建設するのみならず、それを全亞細亞に及ぼすべきものである。

櫻井兵五郎氏 何ゆゑに一層果斷なる決心をもつて臨めぬか、佛印、泰國においてはわが國に好意を持つてゐるのに第三國より兩國に對する壓迫があると聞くが如何。

松岡外相 わが國の實力の及ぶ限りできるだけのことはしてゐるが公表し得ぬ事情もある、大東亞共榮圈の確立は卅年くらゐ経てば輪廓が出来、五十年くらゐたてばやゝ目鼻がつくかと思ふ、かゝる大問題については早急に考へてはならぬ。

櫻井兵五郎氏 共榮圈内の經濟計畫はわが國のみでなく圈内全體の綜合的のものでなくてはならぬがその内容如何。

星野企畫院總裁 わが國が南洋に何を期待してゐるかはこゝで言明出來ぬ。

中島彌團次氏（一月二十六日衆院豫算會） 外相の演説が蘭印へどう響いてゐるか、蘭印がアジア・プロツクに包含されることに反対し世界共榮圈に包含されるべきだと經濟長官が聲明してゐるがわが方は反對的の聲明を發してゐない、これは今後どう取扱ふつもりであるか。

松岡外相 反駁はしないがしばしば日本の方針は言明してゐる、ファンモーク經濟長官の言明は意見の相違である、これはどうしても矯正することに努力するつもりである、すでに急を要し重大な問題にはわが主張が貫徹されてゐるのである。

三宅正一氏（一月二十七日同前） 外相の外交演説中「各々その處を得せしむ」とあるは具體的にはどういふことか。

松岡外相 ところを得せしむとは必ずしも平等といふのではない、天稟によるものである、その各々の力量による範圍内において均等であるといふことである共榮圈内における歐米人を驅逐して各々獨立國たらしめるといふやうに誤解しないで欲しい、しかし歐米人が自ら改めるといふやうになればよいのである。

三宅正一氏 インドの民族解放運動については日本は積極的に聲援した方がよいのではないか。

松岡外相 一應もつともこのところがあるがわれ／＼としては一體英國が蔣介石を助けるといふことすら言語道斷であると思つてゐる、従つてその言語道斷であると思ふやうなことをまたこつちがして果していゝかどうか、それは疑問だと思ふ、また英國は敵國になつてゐない（中略）ガンヂーはじめ正當なる要求に對しては現に私は日本國民は同情してをると信する、またこれからも

これは十分にわが國民が同情して、獨り同情するのみならず聲援すべきであると思ふ。

三宅正一氏 大東亞建設の上に足りないものはわが國に民族政策が確立してゐない點である、異民族に對しては日本人だけ解る觀念をもつてしては動いて來ない、民族政策を具體化しこれを異民族の中に滲透させる組織をもつことが必要である、民族政策の確立について如何なる用意があるか、大陸においてもつとも注目されてゐるのは東亞聯盟運動であるが國內においてはどの程度に力を入れて行く方針であるか。

松岡外相 異民族に對する方針が確立されてゐると思はない、大東亞圈内の民族研究さへもしてゐない有様であり、中國人の民族性でさへ本當にわかつてゐる人があるかどうか疑をもつものである、われ／＼は同種同文の民族であるといつても現代の支那人について錯覺をもつてゐる、況や南方の諸民族について知つてゐる日本人が何人あるだらうか外務省では民族研究を今さかんにやつてゐるところである。

鈴木興亞院總務長官 現在の大東亞共榮圏といふことがいはれて來たのも餘り前ではない、現在の段階においてどうすれば共榮圏が確立出来るかといへば日滿支三國が各その民族その特性を發揮して互に目標を一にして進むことが考へられるのである、民族問題が出てきたのは資本主義形態による經濟壓迫から逃れようとしたところから起つてきた、この民族問題をいかに取上げるかは一つの地域の民族の指導によつて共存共榮をはかることにある、東亞聯盟について注意を要するのは東亞共榮圏を指導するのは大和民族でなければならぬことはもちろんであつて、この大和民族の信念が傷つけられることがあつてはならない、東亞共榮圏における大和民族の國體の本義に本づく民族運動がますます發展して行くことを願つてゐる。

東條陸相 外相、興亞院總務長官の答辯に同感である。

三宅正一氏 東亞聯盟運動についての所見如何。

鈴木興亞院總務長官 日本國內におけるこの運動も

結局日本臣民の翼賛運動の一つであると思へる、そして國內における活動を活潑にし大陸におけるこの運動と氣脈を通じて行はるべきである、國民自身のもつ力としてこの運動が進められることを望むので官憲がこれに深入りすると運動は鈍ると思ふ。

松岡外相 三宅君は私の答辯が不満足だといはれたが私自身もよく分らないのである、われ／＼の考へを異民族に説くことは必要だがその相手についてよく解してゐない有様なのである。

堤康次郎氏 (二十八日衆院豫算總會) 蘭印の態度は三國同盟締結以來反目的である、事實の真相はどうか蘭印政府はわが東亞共榮圏の確立の大方針を擲擧してゐる、この調子では日蘭會商はまよるはずがないと思ふこれを打ち切つたらどうか。

松岡外相 過去においてわれわれがみて日本人としてきはめて穩當であると思はれる幾多の要求もその大部分は容れられない、また容れるにしても甚だ遅々としてゐるやうな状態であることは御承知の通りである、そこ

で昨年小林商工大臣を代表として派した、またいま芳澤元外務大臣が代表としてまゐつてをり、これらの障礙、また不都合の點を除去せんとし折角努力してゐるのである、私は序でに申添へて置くが惡意といふことはどうか知らないが、とにかく相當日本人の入國、企業、貿易上に不當なる制限を加へてゐることは事實である、過般も經濟長官が聲明をしたなかにも日本以外の國、主としてヨーロッパであるが、と現に貿易を九割占めてゐる、この事實に顧みても蘭印の立場は分るではないかといふやうなことを申してゐるが畢竟過去において九割になつてゐるといふのが日本に對して相當障礙を横たへ、また制限をしてゐる結果でもあるといへるのである、かういふ事態をこれから改善して行きたいと考へてゐる、私も交渉は非常に困難であると考へてゐる、また今の時期においてはお出するだけ外交手段によつてこつちから至誠をもつてあくまで先方を諭すあらゆる手段をとりたいと考へてゐる、たゞこれだけつけ加へて置く、惡意ともいへぬだらうといふ意味のことを私が申したのは外交辭令では

ないのであつて彼の經濟事情を考へてみても、また出先の話合ひ、またオランダの東京にゐる公使らの話などから見ても出来ることなら先方もこの際日本のいふことをある程度聞き入れて話をまともなといふ意思はあるものと信じてゐる、それは殊に經濟事情からいつてヨーロッパに送り出す輸出品が激減した、御承知のやうに農産物はゴムも農産物であるが、何年も貯藏して置くわけに行かぬものがな／＼その中にある、どこにか賣らなければならぬ、かういふ經濟事情に迫られてゐるのでそこに彼が何とかしてある程度で妥協してまよめようといふ考へが本當ではないかと思はれるふしがあるのであつてなほ極力交渉も繼續したいと考へてゐる、たゞ堤君のいはれる御意見は私は恐らく國民の多くがそのとほり考へてゐるだらうと思ふが今こゝで引揚げる決心をするか、またはそれを實行するかといふことはいはば外交作戰に屬する事柄であるから私としてはそれに明快なるお答へを致しかねる。

平川松太郎氏 (一月二十八日同前) 南方特に蘭印

に對しわが國は六千萬圓の出超を示し、なほ出超を増加することも可能である、これらの南方資源利用に對し政府はいかなる方針をもつてゐるか。

秋田拓相 南方資源に對する政策を具體的にいふことは避けたいが東亞共榮圈の確立といふ國是は要するにこれら資源の開発利用を含んでゐる、蘭印、佛印に對する外交折衝などもその目的である、拓務省としては南方華僑の經濟的地位その他南方の特殊事情によつてこの方面への商業人の進出は相當困難であるが、努力して今後進出すべき商業實修生の訓練などにも力を入れてゆく最近拓南局を設置したのもその主旨である。

平川松太郎氏 (一月二十九日同前) 一、佛印とタイとのその後の停戰交渉の經過

二、石油の問題について芳澤使節と蘭印當局との交渉においてある程度購入の諒解が成立したことである出來得ればその内容を承りたい

三、バタヴィヤ等における蘭印側のわが方に對する國旗凌辱事件、邦人毆打等邦人に對する暴行事件が續發して

ゐる。また過般ファンモーク經濟長官がわが東亞共榮圈に反するが如き聲明があつたが、これに對し外相は去る廿六日この議場でなした如き心強い聲明をしては如何。

松岡外相 第一點については英米等の策動があつて多少行惱んでをりはせんかとの御懸念であるが、さういふことは今日まで認めてをらない、先日述べたやうに私としては今後どうかといふと日本の調停申出を受諾せしめるに至るまでの間は某々國が相當猛烈な裏面工作をやつてゐることは事實であるが、一旦わが調停申出を佛、タイ兩國が受諾してからはその形跡を特に今日まで認めない、ただまだこれが秘密に懇談を遂げてゐるのであるから遺憾ながら今日御話することは出來ないが、停戰をどの地點でするか戰停交渉を行ふ場所については議論もある今折角これについて懇談を遂げて早く纏めようとしてゐるのである。

第二の蘭印から輸入する石油問題についてであるがこれは私も全然同感であるが、私としても一日も速かに國民に數量を發表致し安心を與へたいと希つてゐるが、諸外

國の方面では私は一一承知してゐないが洩れてゐるのではないかと思ふが、蘭印當局とわが當局との間では過般漠然とした公表をした、あれ以上公表することはまた相談が纏つてをらぬからだ、これだけ申上げておく、小林代表の引揚げるまでに一番大事な石油の問題については過般本會で私が簡單に述べたやうに、むしろ私共が非常に交渉が困難であらうと想像してゐた困難の中にもこれだけはせめて得たいと思つてをつた量よりもずつと澤山の量を蘭印當局者と決定したのである、なほその以外に普通の商取引としても相當の量が得られるのではないかと想像する、この席上で數量などを擧げることだけは差控へて置きたいと思ふ。

第三は私が議會における言明に對して蘭印のファンモーク經濟長官が聲明を發してゐることについては過般すでにこゝで私のいふところは明かにして置いた、それで御諒承を願ひたい、簡單にいふがどうも歐米人にはわれわれの八紘一字といふやうな考へがわかり難いのである、われわれのこの根本の思想わが國のこの大理想といふも

のは歐米人にはわからぬ、日本人にもわからぬ人が隨分あると思ふ、そこでこれは私共が根氣よく彼等に説いて聞かすよりほか仕方はないと思ふ、たゞこの機會に私ははつきり言明するが帝國政府は斷じて軟弱な態度をとつてをるのではない、また根本において堅い決心をもつてゐるものである、唯、私は、東亞共榮圈樹立についてわが國が指導者たらんとし期してゐることについて、何か過渡期の意味で大東亞を支配するのではないかとか、甚しきは侵略征服を夢みてゐるのではないかとか、いふ疑惑をもつた向も絶無でないやうに見受けられる彼等が、わが國の大理想、近代文明の一つの大疾患であるのも力をもつて強行するとか、または征服するといふ考へ方の人から見るとわが民族の考へ方、われわれの念願など理解出來ない、われわれはこの機會にわれわれの企圖してゐることの意義を明かにして置きたい、これは必しも無益ではあるまいと存じます。

鶴見祐輔氏 (二月四日衆院) 印度の國民會議派はほとんど重慶政權支持に傾いてゐると聞く、これは將來

大東亞共榮圏の確立に由々しいことであると思ふ。

松岡外相 この問題もわれ／＼は印度民衆をしてわが眞意を理解せしめねばならぬ、それでなくては大東亞共榮圏の確立に大きな缺陷があると考へてゐる、しかし何分にも國民會議派の人々は日本は弱い支那をいぢめてゐる、われ／＼も日本に近づくとあんな目にあふと考へてゐるやうだ、われ／＼としてはこれが誤りだといふことを十分説いてゐるのであるがまだ遺憾ながら効果はない、わが方が印度民衆を説かうとすることに對してイギリスは妨害の手を伸べてゐるのであつてまことに遺憾であるがわが説得は不成績である。

世耕引一氏 (二月十八日衆院赤字公債委員會)

一、蘭印と本國政府との支配關係如何、わが國は何れを對手にするか。

一、ドイツの支配下にあるオランダ本國と、英本國に逃避したオランダ政府との關係如何。

大橋外務次官 一、蘭印はオランダの植民地に非ずしてその領土の一部を成してゐる、たゞその政府が今日

英國に移つてゐるといふ、異常な形にある、これがためわが政府は、英國にあるオランダ政府を認めて交渉を進めてゐる。

一、英國がドイツに敗れば、恐らくロンドンにあるオランダ政府は蘭印に移るのぢやないか、オランダ政府がどういふ措置をとるか、この措置に應じて當方も適當な處置をとらねばならぬが、現に蘭印政府そのものは残つてゐるのだから、同政府が相手である。

外交問題

窪井義道氏 (一月二十六日衆院豫算總會) 米國民

ルーズヴェルト大統領、ハル國務長官、スチムソン氏の言動は故意に事實を歪曲し世界動亂に導かんとするもの、如く見られる、我國が數萬の英鎊と巨額の國帑を費した戦争により支那より領土も賠償金も求めてをらぬ、かゝる精神はアングロサクソンには理解出来ぬ、ハル長官が

一、滿洲事變は世界文明破壊の第一歩であり

二、東亞の新秩序に對して日本の利益獨占となし

三、米國は日本に平和的であるのに日本は反米的である

四、米國は支那大陸をもつて米國國防第一線とし援蔣行爲を續ける限り日米戦争は不可避であると述べてゐる四點につき外相の意見如何

松岡外相 第一點の滿洲事件に關するハル國務長官

の見解は大統領の「瀘邊閑談」教書、それからハル國務

長官の言説があつたのであるが随分ひどいこともなかにいつてをるのであるが私から見れば別に新しいことをいつてゐるのではない、たゞ用語が激越なる點、不用意なる點もあるやうであるがけれども實質は過去においてもアメリカ朝野の人たちのよくいつてゐることである、この際これを政府において反駁して見たところがなか／＼おさとりになる御仁ではないのみならず最早日米の間は言論の争ひをなすべき時でもあるまい、そこで私は相手になつて議論をする勇氣すらないので聞き流して今日までなるべく來るといふ方針でまゐつた、ところが今御質問があつたから私はその方針を少しく變更して御答へするからどうぞそのおつもりでお聽きを願ひたい、ハル國務長官の言説は甚だ考へも間違つてゐるが措辭もまた亂暴極まるものがあり私は日本人としてこれを讀んでも腹がたつのである、今述べたやうな方針で口をつぐんで

見送つてをたつたけれども西太平洋を日本が支配せんとし
てゐるといふ點については、また世界の平和を阻害する
といふ點については一言帝國政府の考へを明らかにして
置くことが至當であると思つて過般の本會議における私
の演説においてはさういふ點を明らかにして置くにとゞ
めたわけである、しかし今ハル國務長官の言説の細目に
わたつての御質問があつたから逐次御答へする。

第一の滿洲事件をもつて世界文明の基礎に對する破壊行
爲の第一歩であるを述べてゐる點は如何にも淺薄な、皮
相なる觀察であつてこの事件は世界文明の基礎に對する
破壊行爲の第一歩ではないのであつてそれは世界文明が
やゝもすれば混亂し崩れてゆくところのわづかに一つの
現れにしか過ぎない、**アングロサクソンがこの東亞に徒
らに現状を維持しようといふことに汲々としてゐる、こ
れに對する自然の反駁であるとも見られるのである、し
かしこゝに注意しなければならぬことはアングロサクソ
ンは奇態なることを考へ、かつ行つてゐる、それは大體
において現状維持に汲々であるが、どういふものか東亞**

においては現状を打破することが日本の不利益になるや
うな場合にはそれを聲援してゐる、現状維持に今なほ汲
々としてゐるかと思へば支那人が日本の勢力を支那から
驅逐する、甚しきはあれだけ日本と歴史關係がありわれ
／＼は國を賭してロシアを撃退して死をもつて滿蒙にわ
が權益を設定したその滿蒙の現状を打破して日本を滿蒙
から驅逐しようといふ行動に出ればこれを陰に陽に同情
しかつ支授し來つたのである、この支授があればこそ彼
はいゝ氣になつて日本はいくら踏んでも蹴つても何もよ
うせぬのだとしか見えない政策を當時とつてゐた、そこ
でたうとうさすがの日本人も堪忍袋の緒を切らして柳條
溝の一撃を見るにいたつたのである、さういふことが事
實である、議論ではない。

それから第二の點に關しては私はかう思つてゐる、支那
事變なりまた大東亞における共榮圈または新秩序建設に
ついでの見解は全然窪井君の御見解と同感である、われ
／＼は一點やましいところはない、八紘一字の精神でや
つてゐることはしばしば私が朝野の人達に言明してゐる

通りである、私からいへば分らぬのではないのであると
思ふ、分らうとされないので思ふ、百萬言述べてもア
メリカには分つてゐる人もあるけれどもどういふものか
**現代のアメリカ政府の要路にある人達は頭から分らうと
思はない、**しかして私はこの點についてアメリカの朝野
が今少しく虚心坦懐になつて反省しないからにはこれは
いたし方がない、私どもはもとより反省を促すことに努
力はしてゐるけれどもしかし反省しない、日本の考へな
り日本の行動について正しい諒解を持たないからには**わ
れ／＼はわれ／＼として所信に向つて邁進するより仕方
がない、**アメリカ人の見解を都合よく成立たすためにわ
れわれの所信を曲げるといふことはこれは所詮できない
といふことをもつてアメリカに對するよりほか仕方がない、
けれども今も申したやうに過去においても努めてゐ
るがこれからもなほ失望せずに、絶望せずにかういふ根
本において間違つた考へを是正して行くやうに努力を繼
續する考へである。

第三にいはれたことは率直に申すと前内閣時代或は前々

内閣時代もやはりアメリカも決して日本を攻撃してゐる
ばかりでなく何とか日本と諒解をとり親善關係を回復し
たいと考へて多少の努力をした跡はある、この點はハル
國務長官の言明も事實に合してゐると認める、しかしそ
れは日本の大陸政策なり南方政策を抛つとまでは考へて
ゐなかつたかも知れないが平たくいへば半數くらゐは後
すぎりをするとはいふ前提條件である、それならば日本と
親善する理想からいへば戦争も早くきり上げてさうして
わが軍も支那から撤収するといふまでいつてやるなら無
論アメリカは日本と諒解を遂げよう、親善増進に向はう
他方あり餘つてゐる金があるから金を貸してやつてもい
ゝといふ話があつたらしいのである、この點については
わが財界人の中には金が借りられゝばといふやうな人も
あつたやうであるが、それは非常に高い代償を拂はなけ
ればならぬ、わが國策を中止するかまたは半ば止めると
いふ代償を拂はなければできない相談である、それは私
は日本中に一人でもわが大陸政策または南方政策大きく
いへば八紘一字のこの傳統的精神を貫かうといふ根本の

この國是を抛つかまたは止めよといふ人はないと思ふ、それではこの親善をつとめられたといはれてもはじめからできない相談をしてられるのである、あたかもわれ／＼が地位を異にすればモンロー・ドクトリンをお止めなさらんか、少くとも半分くらゐにおやめなさらんか、西半球を事實において支配するといふやうな考へは間違つてゐる、またはフイリッピンをすぐ獨立させなさい、これならアメリカと手を握りませう、といふやうなことをいふのと同じことである、アメリカ側で考へてくれるなら問題は非常にはつきりすると思ふ。

それから第四の御質問について詳しく申せばまことに厄介であつて私の知る限りでは二十五年くらゐ前に支那がアメリカ國防の第一線である、またアメリカ國防の半ばは支那にあるのである、もうすこしつき進んで申せば日支を仲よくさしてはいかんのぢやないか、支那を援助し、さうして國防をしつかりさせて日本に對せしめることがアメリカの國防の半ばである、少くも支那はわが國防の第一線である、かういふ説をなすのが一人か二人くらゐ

しかなかつた、有名なサンブライスといふ當時ウイルソン大統領が非常に信頼してをつた著述家をはじめ極東に來てさういふことを喝破した、その時などはアメリカでかゝることは耳を傾ける人はなかつた、ところがその後だん／＼この考へがアメリカでひろまつてまゐつた、近年は全部とは申さないが一部の人もそれは有力なる地位を占めてゐる一部の人達の間にはこの考へが漸次昂まつて來てゐる、これはわが國民もはつきり知つておかなければならんことである、いま蔣介石をあつておで援助してゐるのは一つはデモクラシーの擁護であり、また日本とかドイツのやうにはゆるる暴力に訴へてまで現状を變更せんとするものに對しあくまで争ふといふ考へからも來てゐるだらうが、いま申した思想が漸次全部の力を占めたからである、これは一面からいへばもし私がアメリカ人ならやはりおなじことを大いに主張するかも知れないと思ふのである、よし誤つてゐるにせよ簡單に考へると日本と支那が眞に提携をして國防を堅くしたならば彼らからみればこれは大へんなことなのである、

だから支那と日本を割つて置いてさうして支那の國防をしつかり固めさせてアメリカのいふことをさくやうにすればこんな日本を牽制するのに有力な手段はないのである、私は二十五年前ワシントンで書記官をしてゐたころサンブライスがさういふ思想をもつて筆を執つたのを讀んでこれはまことに困つたことをいひだした、これもしだんだん昂まつてくるならば日米の間は容易ならぬ形を醸し出すのではないかと秘かに憂へてをつたのであつて、その後注視してゐるとその支那を自國の國防第一線にせなければならぬといふその考へ方が非常に昂まつて來たのである、このことはわが國民も考へてそんな生やさしい支那でのアメリカ人の損害を讓歩して寛大に解決してやれ、もしくは百尺竿頭一步を進めて明日でも皆でないまでも半分でもわが軍を撤して支那から退却をするならばそこに折角がつくであらうといふやうなそんな事態はとうに過ぎ去つてゐる、皆歸つたなら支那をもつていよ／＼アメリカの國防第一線に固めて來る、その結果は我々はどうなるか、段々進んで行つて東太平洋だけ

ではない、西太平洋南洋にまで脚足をのばしてこれをアメリカの國防第一線に編入しようといふ口ではいふぬか知れぬが、その行動をみてゐるとさういふ考へで動いてゐるんではないかと想像するよりほかないやうな行動をする最近のアメリカの相當要路ある人は東は太平洋の眞中までがアメリカの國防第一線である、その行動をみると歐洲が東方におけるアメリカの國防第一線である、といふやうな行動を新にとつてゐる、イギリスをあつて露骨に援助するのも畢竟するにそれを意味してゐる、アメリカ大陸におけるモンロー主義といふものは既に過去のものである、これどころか中南米を誘つて國防を共同にするといふ、さういふことはモンロー・ドクトリンにならぬ、そこまで事態は進んでゐる、それだけならよかつたが東太平洋だけで満足しておいでになればわれ／＼は文句はいはぬのであるが日本は西太平洋を支配しようとする、けしからぬといつてゐる、自分はヨーロッパまで國防第一線にして中南米とも共同の國防を考へてかつ行動してをられるのみならずさらに進んで新聞の傳ふるこ

ころによればオーストラリア、ニューギランド方面にも国防共通の線を張らうと試みてゐるかの如く見ゆる筋がある、フィリッピンは自分の領有してゐるところである、さういふ風にいふとアジア全體および南洋がアメリカの国防第一線であるといふことをいひ出されはせんかと私は豫想してゐる、アメリカが自分のことを棚にあげておいて僅に日本が存立上、またわが鞏固以來の大理念を貫くために絶対に必要であるところの西太平洋だけを支配することすら言語道断なことである、かういふのである、私はいま支配といふ言葉自體であるが極端にこれを解すれば左様な野心はもつてをらぬと言明するが、しかしある程度までわれ／＼は支配しようとしてゐる、隠す必要は何もない、日本の行動にしたつてその通りである、わづかに西太平洋を日本が假に支配するとしてたゞそれに對して今申したやうにアメリカが文句をつける資格があるであらうか、これが私がこれに對してあまりにも身勝手ではないかといつたゆゑである、あれは言葉をやさしくして置いたのである、この事項に對してのお

答へをしたついでにさきほど申したやうにアメリカの誤つた觀察または結論をたゞすためには從來も帝國政府は努力してゐるがなほわれ／＼は日本の利害といふ見地からではなくしてそれも無論あるにはあるが、それよりもつと大きなこと、まさに没落せんとしてゐる現代文明を救はうといふこの見地からどうしてもこんなまぢがつた考へはたゞさなければならぬ、かう考へてをりそれは極力努力する決心をもつてゐるのである、どうしてもこの日本の正當なる主張および行動を理解しないと、どうしてもことなら甚だ外務大臣としてさういふことをいひにくいのであるがハルさんほど亂暴な言葉を使つてゐないからかまはんと思ふが、それはもう所詮日米の間に國交を改善することは絶望であるといふことを言明しておく、私の願つてゐるところは先程から窪井君が述べられるやうに現代文明の没落線に轉するや否やといふことは今日一つに大國アメリカの進退にかゝつてゐるのである、人類の福祉といふ大局から見れば心から私は日本の正當なる主張および行動に對して理解を持つて貰ひたいと念願してゐ

るのであり、またその決心をもつて私はなほアメリカに對して悟らせるだけ悟らして見ようと思ふのである、しかしここで誤解を避けるためにもう一言つけ加へておく、それは媚態で行くのではなく日本の堅い決心でさう、一縷の望みしかないかと思ふがそれでも一縷の望みは私はなほ断たぬのである、これしか日本として行き方はないとかやうに確信してゐるものである。

窪井義道氏 次に日獨伊三國同盟についてであるが日本が過去において如何に同盟に忠實であつたかは日英同盟が裏書してゐる、しかるに米國の一部には米國が歐洲戦に参加しても日本は参戦しないだらうとの考へが行はれてをり、この考へが日本を甘く見、對日壓迫を強化する原因となつてゐる、米國人に反省を求め重大時局に日本人の覺悟を促す上にもこの點につき外相の所信を明らかにせられたい、さらに條約には攻撃せられたる場合とあるは如何なる意味か、現在米國の政策は軍艦が商船を護衛して交戦水域に入つてゐる、これらの場合の措置如何、第三に軍事委員會にかけて参戦するか獨自に参戦

するの

松岡外相 一點私から付け加へておきたいと思ふのはアメリカ最近の態度が硬化した理由にもう一點あると思ふ、それは事變三年になり日本が武力を非常に消耗してゐる、ある程度まで消耗してゐることは事實であるがその實際より何倍も日本は消耗して弱つてゐる、強硬な態度をとつても足腰立たぬ、かういふ錯親も手傳つてゐると思ふ、私の想像ではなく相當確な情報に本づいてお話しするのであるが日本國內において相當有力な筋で三國同盟條約にはひそかに反對である、アメリカが参戦をよしにしてもなか／＼日本に有力分子がをつて参戦はさせぬやうにするといふ印象をもつてゐるのである、この點については日本人がいざといふ場合に態度を濫りにするといふことはあり得ないといふことを全國民の態度によつて明らかにしてもらひたい、言説ぐらゐでは駄目だ、この點は特に注意しておきたい、日獨伊三國號約第三條にはゆるる攻撃のあつた場合には當然に第三條で規定した参戦の義務が生ずる、ドイツが何ら故なくしてアメリカ

カ大陸を襲撃にかゝつた場合は第三條に入らぬことは確
だ、他の場合は大概入るだらうと思つてゐるが、しかし
それもその時は何しろこの第三條によつて國を眞に賭す
るか賭せんかといふことを決するのであるからわが政府
においても朝野をあげて極めて慎重なる審議を遂げらる
べきはづのものと思つてゐる、私はこれだけははつきり
申しておく、またわが民族の名譽のために日本國民は斷
じて逃げたいために詭辯を弄して尻ごみするといふこと
はない、それから日本獨自の見解で攻撃があつたかない
かを決するかといふ御質問に對しては日獨伊は獨立國で
あるから自己のこの點に關する見解を決することは當然
である、日本一國だけで判斷して攻撃せぬから入らぬと
いふことは同盟國である以上はいへない、三國が寄つて
協議をとり認定を確立する、再び繰返すが私はこの場
合に日本がゆるぎなくしてたじろいたとか、自分の利害の
みから判斷していま入らぬ方がよい、喧嘩をやらして高
見の見物をすればそれだけ得たといふやうな狡い動機が
その間に混入することは斷じてないと思ふ、眞に國運を

賭する場合といへどもわが國民は同盟には加る、現に日
英同盟が明らかにこれを立證してゐる、日英同盟の義務
によつて日本は参戦したといふことを當時の政府は言明
してゐるが當時ある代議士から地中海に海軍を派遣する
こともあの同盟條約における義務であるかと質問したら
確か時の加藤外相はそれは精神によつてやつたんだと答
へられてゐるが私からいへば當時参戦する義務は日英同
盟に斷じてなかつたといふ意見をいまでももつてゐる、
イギリス政府はどうか入つてくれるなといつてゐる、そ
れでも入るといつて日本は入つたが、喧嘩が好きで入つ
たのではない、その精神に省みて條文からいへば参戦す
べきでないかも知れぬが精神から見れば日本國民として同
盟國の運命を坐視することが出来ないといつて入つた、
現にノースクリップ卿はそのことをすつば抜いてゐる、
入つてくれといつたんだではない、入つてくれるなといつ
たんだ、われ／＼は有色人種を使つたんだではないといふ
ことをいつてわが民族を侮辱してゐるがしかしそれはま
た歴史に顧みても私はアメリカが参戦した場合にどうす

るかといふ質問すら日本人の中にはあり得ないと思へる

○参考 日獨伊條約第三條

日本國、ドイツ國及びイタリヤ國の前記の方針に基く
努力に附相互に協力すべきことを約す、更に三締約國
中何れかの一國が現に歐洲戰爭又は日支紛争に参入し
居らざる一國に依つて攻撃せられたるときは三國はあ
らゆる政治的、經濟的及び軍事的方法に依り相互に援
助すべきことを約す。

窪井義道氏 三國同盟に對し破壊的批評をなすもの
を取締る必要がある。

平沼内相 わが國是に反するものあらば當然取締る
がいままでのところ公開の席で左様な言説のあつた例は
ない。

窪井義道氏 日ソ國交調整について日ソ條約はどう
なつてゐるか。

松岡外相 昨日もこの席上で申したやうに外交とい
ふものはいきなり拳固ではりこばすといふほど早くゆか
ぬことは窪井君も御諒察になつてゐると思ふ、日ソの國

交がだん／＼悪くなつて來たのは少くとも十年以上經つ
てゐる、これを調整することはなかなか困難である、し
かして最善の努力を拂ひつゝあるのであつて殊に建川大
使を赴任せしめて以來出先大使においても極力やつてゐ
る、最近の模様はいへぬこともかなりあるから御承知願
ひたい、漁業暫定協定の取極めでさへ漁期開始前に一日
前でもいゝから出來ればと思つて、どうかしたら出來ぬ
のかも知れぬあるひは本年は遺憾ながら自由出漁するよ
りほかないのではあるまいかとさへ一時は思つたのであ
るがすでに御承知の通りこれは成立したのである、のみ
ならず昨年の暫定協定において約束した本條約の締結に
ついても日ソ兩國の混合委員を設けてこれで引締めて行
かうといふことになつてこれについても最近ソ聯側は
極めて誠實な態度をもつて一日も速に成立させたいとい
ふ様子が見える、今なほモロトフ氏にしても私の見ると
ころでは眞に國交調整をやりたいといふ考へは捨てゝを
らぬ、それから今日はまだ發表出來ないがその他にも相
當重大な條約について交渉をつけようといふ合意は成立

つてゐる、先程申したやうに悲觀的形勢であつたものが一變して暫定協定の取極めを見たといふことで日ソの國交調整はどの方向に向つてゐるかといふヒントを擲んで戴きたい、恐らく英米においてもたゞ魚の問題だけでなく日ソ國交調整がどの方向に進みつゝあるかといふことに重大關心を持つてゐる。

窪井義道氏 一體ソ聯との國交調整については二つの重要なことがあると思ふ、一つはクレムリンの外交は與へるためにはまづとらねばならぬとの極めて數理的な頭の持主である。

このことを記憶してゐなければならぬ。第二はロシアには傳統的な宿願と申すか一貫した政策がある、即ち、ソ聯の南進政策である、この二つを考慮して日ソ國交調整に對する外相の所信を承りたい。

三國同盟は歐洲に於て獨伊が指導力を持ち、所謂歐洲大地域と云ふものを目標として努力してゐる、東洋では日本が指導力となつて大東亞共榮圈を建設しようとしてゐる、この三國同盟による世界新秩序建設の大理想を達成

するには、先づソ聯の地域圏と云ふものを考へなければ所謂ソ聯との國交調整はできないのではないか。

松岡外相 日ソ國交調整といふがごとき問題は眞に根本にわたつて國交調整をしようといふ考へならば餘程大きな見地から、窪井君の御考へ通りにならぬとしても、全世界にわたつての大局に着眼して日本の考へを認めるべきものであると信じてゐる。

東條陸相 ソ聯が日本の國防力を過少評價してゐるのぢやないかと云ふが、陸軍としては支那事變を遂行しつゝあつても、今後如何なることが起つても國防の萬全を期してゐる。

窪井義道氏 この際わが國と泰國との條約を一層強化する必要を痛感する、三國同盟に参加せしめるなどについての外相の所信如何。

松岡外相 泰國を三國同盟條約に参加させる考へであるかどうか、また條約を強化するかどうかといふ點は遺憾ながらこの機會にお答へはできないが大東亞圈内の一員であるといふことに根本の考へをおいてあらゆる方

法で大東亞親密の度を増して行きたいと考へてゐる。

窪井義道氏 アメリカがなほ太平洋を授蔣ルートの水域化するため日米關係は一觸即發となる危険性がある日本としては敵性第三國の行動に對して我慢を重ねて來た、アメリカはアメリカの國防線は支那にあると言明しイギリスはビルマ・ルートを開してゐる、かゝる事情に立ちいたつてわが國は行動の敏速のため交戰權を發動すべきものと思ふ。

東條陸相 第三國の授蔣を禁絶することの重要性は當然で政府としても軍としても關心をもつてゐるが、交戰權の發動については慎重考慮してゐる、軍としては發動の如何にかゝはらずその禁絶の目的を果したいと思つてゐる。

窪井義道氏 最近の報道によると南洋にドイツの通商破壊船が横行しその船がわが國より補給を受けてゐるかのごとく第三國では報ぜられてゐるが眞相如何。

及川海相 その船が日本の港で艤裝出發したとか補

給を受けてゐるとかの事實はない、その船が日本の國旗マークをつけてゐたと英國が發表せるに對しドイツ政府に照會したがドイツ政府は右の事實を否定してゐる。

窪井義道氏 現下の時局に對し海軍としてはいかなる決意を有する、かまたアメリカの大建艦計畫に對し十分なる準備を有するか、一九四六年にアメリカ海軍が三百二十萬トンの大海軍となり日本は大東亞共榮圈の廣範圍を防備する必要が生ずる、われわれの心血を注いだ八艦隊計畫によつてアメリカを叩頭させたのである、この歴史にかんがみて海軍力を一層強化することに對していかに考へるか。

及川海相 (速記) 第一はこの危急なる時局に對して海軍はいかなる用意をもつてゐるかといふ點、第二はアメリカの海軍は大擴張をしてゐるがこれに對して帝國海軍は擴張する意思か、用意があるかといふお尋ねと考へる、第一の危局に對して海軍は如何なる用意をもつてゐるのかといふ點については海軍は慎重なる考慮を拂ひ

最悪の場合に對する用意については手ぬかりなくしてゐる、最後についてはこれは勿論申しあげる必要はないと思ふが、第二の米國の海軍の擴張に對して日本海軍は擴張計畫があるかといふことであつたが、これも本年すでに提出してゐる豫算案あるひはこれから提出する豫算案などについてその考慮をもつて帝國海軍は帝國海軍の擴張に對して自主的に安全だと思はれる限度において若干の考慮をしてゐるからその點は御安心を願ひたい、米國の建艦費と日本の建艦費との比較は正確なことは申上げられぬが、大體數倍になつてゐることはたしかである、

したがつてもし假に米國の大擴張費を私が頂戴したしたなら米國の備へんとする以上の軍備を備へることもこれもまた確實である軍備と申すものは御承知の通り量のみではない質も自らその間にあるものである日本帝國海軍特有の工夫を加へ、特有の兵器を研究したたならば必ず米國の大費用を費した艦隊に對抗致すためにも、米國と同じ金をかけなければならぬといふことはいへない、日本としては自らそこに成算がある、軍艦が何隻、飛行

機が何機といふ詳しい御答は致しかねるが、大體におい

て帝國海軍はすべての場合に對して必要と思はれる成算のあるたしかな軍備を確立してその一部は先程も申したやうにすでに御協賛を願ひ、隨時これからも豫算面に現して御協賛を願ひたいと考へてゐる、いままでの日本とさらに大東亞圏の防備を擔任した日本としてはさらにまた軍備をますます強化しなければならぬといふ考へは御もつともである、それらの點は十分にわれわれが只今もつてゐる軍備計畫に盛り上げて行きたい、左様御承知願ひたい。

中島彌團次氏 外相はアメリカ國民の反省を促すといはれたが野村大使を派遣して望みがあるか、對米問題に對しわが方に用意ありといはれたが一體どういふ用意があるか。

松岡外相 野村大使はアメリカの有力者を反省せしめることがもつとも大きな任務である、反省を促すにしてもこちらの用意が必要でもとより軍事、經濟、外交の各方面について固い決心の下に出来るだけの用意をもつ

てしてゐる。

中島彌團次氏 シベリア鐵道を通じてロシアは日獨間の物資輸送に盡力してくれることになつてゐるか。

松岡外相 昨年以來シベリア鐵道と滿洲國との連絡は餘程圓滑になつてゐる、今後とも日獨協同してソ聯と協同し物資輸送の圓滑をはかりたいと思つてゐる。

作田高太郎氏 外相によれば東亞共榮圏の確立が三十年も五十年もかゝることであるが現在當面してゐる高度國防國家の建設と軍備の充實とはどう關聯してゐるのか。

松岡外相 私のいつたのは東亞共榮圏の確立が焦眉の急だといふのを否定した意味ではない、國民に向つては焦眉の急務として奮闘すべきだがその反面これは大事業だといふことも考へて肚を作つてほしいと思つて云つたのである、諸外國に向つてはかういふ大事業であるからその道程において誤解を起すやうなことも相當あると思ふから藉すに時日をもつてせよ、日本を信じて見てつてくれといふ意味である。

堤康次郎氏 (二月二十七日衆院豫算總會) 米國が

日本を過小評價してゐるのはわが國內が一致してゐないといふ見方に本づくものであると思ふがどうか。

近衛首相 今日アメリカといはず蔣政權といはず日本の眞の國力を誤つて評價してゐる、この際日本の國力が過小に評價されては事態はますます悪化するから眞に舉國一致の實をあげることが必要であると思ふ。

今井新造氏 (一月二十九日衆院豫算總會) 蘭印の英米依存、日本に對する敵性から見て日本との間はうまく行かぬと思つてゐる、その場合の決心はどうか。

松岡外相 私も交渉は非常に困難だと思ふ、しかし蘭印があくまで日本の要求を卻けるものとも考へられないのである、私の立場としては決裂の一瞬前までは纏めてかゝることに努力したい、南進政策遂行のためには非常に強い決心を固めてかゝらねばならぬ、日本は相當強い決心を固めてゐることは蘭印も感じてゐるのである。

笠井重治氏 わが外交の根本精神は八紘一字であるこの精神を外相はもつと強く中外に聲明する手段をとる

必要がある、ソ聯の外交方針は端倪し得ぬものがある、對ソ外交交渉の實情を今少し詳細に知らし得ないか、ソ聯の援蔣行爲をやめさせることはできないか。

松岡外相 ソ聯との國交は最近十年來悪化の一途を辿つて來た、一朝一夕の國交調整は困難である、あまり焦らぬやらに行くほかはない、ほとんど絶望的に思はれた漁業暫定協定も調印し、とにかくにげがちであつた漁業本條約の交渉に入ることの合意も成立した、先日本委員會で「重大なる」といつたのは誤りで「重要な」といふ意味で漁業本條約を指すのである、この最近はソ聯の態度變更の原因には觸れたくない、先年モロトフ氏が日ソ國交調整の更思を表した態度は變へてゐないと思ふ、援蔣問題については機微な問題であるので觸れたくない。

笠井重治氏 外相は先日對米問題について大膽率直なる意思表示をなしたがそれによれば國交調整は絶望なるごとく感ぜられる、この點をもう少し明確にされたい。

松岡外相 先日來私が日米關係について述べましたところは自分の見るがまゝの状況およびその状況からし

て豫見さるゝと思はるゝ見透しを述べ、それが悲觀的に聞えたのでありませうが、しかし絶望はしてをらぬのであります、外交の衝に當るものに絶望といふ二字はないのであります、これは字引にないのであります、あくまで、たとひ決裂にいたりまするにしましてもその一分間前まで絶望せずに最善をつくすこと、人事をつくすこと、かういふ考へでなければならぬと平素から思つてをります、私はその考へをもつて日米關係に處しつたのであります、従つて野村大使の如き日米人双方何人が見てもまた駐米大使の候補者としては第一人者である一あつて二ないと思はれる、殊に大統領とは若い時から非常な懇意な人であります、この最善の候補者と思へる人を無理に願ひまして大統領とも膝を接して殊に私がしばしばいうてをりますやうに米國が參戰することか、日米戰爭をやることか、これはただ米國とか日本だけの問題ではない、全人類の運命にかゝつてゐるといふ大きな問題であります、これを私は特に野村大使に大統領、國務長官その他米國朝野の有力者にわかつて貰ひたい、そし

て無論さきほごからいふやうにわが大和民族の眞の目的また抱いてゐる考へをも併せてわかつて貰ひたい、さうしてこれによつてわれわれの決意の強いこと、これは問題ぢやない、もう示してある、一面さういふやうに野村大使に骨を折つて貰ひたい、かういふ考へで私は二度も斷られましたか諦めずに無理にお願ひして行つてもらつたやうなわけであります。

鶴見祐輔氏 (二月四日衆院豫算總會) 日米關係を悪化せしめるものはアメリカ國內の反日派よりもむしろこれによつて漁夫の利を占めようとする第三者があるからであるアメリカ國民の大多數は反日でもなく親日でもない、この大多數によく日本の眞意を説明すべきである最近アメリカの對日感情が悪化した原因はわが實力の過小評價、わが南進政策に對する脅威、國內に百五十年來あつた帝國主義的な西進思想の擡頭などにあると思ふがこの點に對し米國民に率直にわが眞意を説明すべきではないかと思ふが如何。

松岡外相 わが國のこれからの外交は三國同盟が樞

軸として運行さるべきものである、しかし米國のみならずいづれの國でも誤解があれば解く、決裂しやうであればこれを避くべきである、三國同盟の大きな目的は米國の誤解をいって日米戰爭のごとき不祥事を起さぬところにある、日米間の紛争は極力避けなければならぬ、實際關係でもつとも恐るべきことはお互ひに目的や眞意を誤解すること、近來の戰爭の多くはお互ひの錯覺が原因となつてゐると思ふ、今日ほど日米の間が互ひに錯覺を抱いてゐることは稀に見るところである、米國に訊きたいのは日米開戦してどうする積りか戰爭になつたとして一體どうするのかといつてあくまで米國を説きたい、數字をあげてわが國力を知らしめることについては努力したい、三國同盟についてもアメリカと戰爭するために作つたものでない、却つて戰爭を避けるためのものであると説明してゐる、今後也十分説得したいと考へてゐる、わが南方政策についてもアメリカと相容れぬものでないことを知らしめなければならぬ。

鶴見祐輔氏 わが眞意を外國に知らしめるためには

八紘一宇の精神といふものを出来るだけ分り易く説くことが必要である、アメリカ國民は東亞におけるわが政策の限度を知りたがつてゐる、日本の具體的な政策を知らせるといふことが必要ではないか。

松岡外相 私も同感である、日本の政策は機會があれば明らかにするがよいと考へてゐる。

今井新造氏 (二月四日同前) 三國同盟條約にはアメリカが歐洲戰爭に參戦すれば日本は起つことになつてゐるがソ聯が日本に向つて來れば獨伊は起らないといふ説があるがさうか。

松岡外相 そんなことはない、日本はソ聯と國交を調整し獨伊はソ聯と親善關係を結ぶといふことになつてゐる、情勢の推移に對しては肚で行くべき將來のことは考へればよいのである。

一宮房治郎氏 (二月十四日衆院豫算總會) 日ソ國交調整は目下の急務であるが實際どこまで兩國間の國交調整が進められてゐるかを見ることなほ解決しないものが相當ある、國交調整は容易ならぬと思ふがさきに外相は

將來の見通しを漁業暫定協定の締結が樂觀してゐるやうだが國境問題その他北樺太の石油、石炭の利權に關する重要懸案は圓滿に解決して行けるか。

松岡外相 いつぞやこゝで私が申上げた通りの状態である、政府も日ソ國交調整には重大なる關心をもつて出來得る限りのことをしてゐると同時に一宮君のいはれる通り非常に困難なことであるといふことも認めてゐるそれに相手も御承知のやうななか／＼氣の長い連中であつて十年もしくは數年間解決し得なかつた北樺太におけるわが利權に關する問題または日ソ國交調整といふやうなものななか／＼容易に半年やそこらで行くべきものでないといふことは事實である、漁業暫定取極めのごときこれは大したものではなく當然のことであるが、しかしそれさへ一時は出漁直前までにどうしてもせめてこれだけでも纏めなければならぬと思つたが一時は出漁を斷念せねばならぬ状況であつた、それがいろ／＼原因は多々あつたであらうがともかく突如として折れて來てともかく成立したのである、これが成立すると同時に、それ

だけでなく先日も述べた通りあの時は重要な條約としかまだいひ得なかつたのであるが、實は通商條約であるこれは北京基本條約締結によつて明らかに規定されてゐるに拘らず幾らやつても行詰りになつて條約締結の見込みがなかつた、いまもまた見込みがあるかと押しつめてお問ひになると努力してゐるといふ以外にはちよつと答へかねるけれども、てんで問題にならぬやうな通商條約ですら同時にこれも交渉を開くといふことに同意した、

それからもう一つはよく漁業暫定取極めは出來ても一昨年の暫定取極めのときに約束した漁業に關する本條約をあらたに締結することなどはほとんど絶望視されてゐたがそれもまた通商條約と同様にこれから交渉して果してどうなるかは別として、ともかく混合委員會を作つてこれをもつて協議せしめようといふのである、わが提案になか／＼應じさうになかつたのが敢てこれに應じたのみならず人の任命も向ふから督促して來たやうなわけで、委員は任命され、いま現に委員會で議してゐる、それに通商條約もいま申したやうにまたどうなるか私は今日豫斷

は公の席ではいへないが、しかしいままでになくこれを成立させようといふ態度でロシア側でも應じてゐるやうなわけで、あの氣の長い相手にしては相當よく順調に交渉が進行してゐる。

それから最後に御指摘の滿ソ國境の問題とか北樺太の利權もこれまたわが方で非常に重きを置いてゐるがこれも逐次交渉を進める決心であるがこれらはまた交渉に上つてはゐない、私の考へを率直に申すとそれはどうしても先方と此方が本當に兩國の國交を調整しようといふ誠意をハッキリさせ、また相互に誠意を疑はないといふ氣圍氣ができぬとさういふ個々の問題もなか／＼抄らぬのである、ところが私の見るところではこの内閣成立以來もすつとやつてゐたがさらに建川大使が參り非常に努力をして段々モロトフ氏も建川といふ人を諒解して來たらしい、そこへもつて來て一番ソ聯が疑つてをつたのは日本はあんなことをいふけれどもどうも國交調整は本氣でないのぢやないか、本當に欲してゐやせんのではないか、あゝいふ態度をとるのは他に思惑があつてゐるので

はないかと疑つてなか／＼その疑は解けぬ、こゝにあるソ聯の大使とも私は會談して見たがなか／＼解けぬのであるがそれが近ごろになると本當に日本政府も國交調整を欲してゐるのだといふことがやゝわかつたらしいのである、私はさきにもこゝで言明したやうにモロトフ氏即ち、ソ聯の政府は日本と國交調整をしたい、このしたいことについて向ふは向ふで注文はあらうけれどもとに角日本があるところまで互讓精神で来るならば國交調整をやりたい、かういふことは前からモロトフ氏がその意味のことを演説してゐるがあの氣持はいまでも變つてゐないやうに感ずる、このやうに雙方が本當に國交調整をしようといふことが段々わかつて来た、そこへ三國同盟條約の與りもありドイツの動きも關係してゐる、また英獨伊の戦争の影響も相當大きいだらうし、また米國の施策も影響するだらうし、またわが大使の動きも餘程關係してゐるから、非常に煩雜で一概には簡單に斷案は下せないけれども根本の氣心がいまいつたやうに段々わかつて来るところまでは來てゐる、そこでしかく悲觀すべきも

のではあるまいと思ふ、相手がロシア人の場合は焦るといふことが一番禁物であると思は昔から考へてゐる、さういふ心構へで政府は最善の努力をしてゐる。

一宮房治郎氏 三國同盟條約第五條はソ聯に適用しないことになつてゐるが日米間の不祥事が起き而も萬一ソ聯がわが背後を攻撃した場合獨伊は立つ義務を持たないのである、日米關係が悪化してゐる今日他の方面では相剋摩擦を避けるべきでこの第五條について何らかの補強工作を考へなければならぬと思ふ、獨伊は不可侵條約を結んでゐるが日本とソ聯の間は不可侵條約その他これに代るべき手を打つてゐないのである、外相は第五條の補強工作あるひは不可侵條約の締結を考へないか。

松岡外相 第五條については先日答へた通りで條約だけについて見れば國民が憂へてゐるやうな事になつてゐるのであるが、締結當時日ソ國交調整は獨伊も重きを置いて考へたのである、外交は條約がすべてではない日ソ國交調整には獨伊も斡旋するといふことで條約を結んだのであつたが將來をよく注視し最悪の事態が起るやう

な場合には有效適切な方法を考へねばならない、補強について御意見もあつたが私は具體的に今不侵略條約を結ばんとしてゐるとかいふやうなことは申上げかねるがこの點は三國同盟締結以來非常な重點をおいて考へてをり施策もいたしてゐるがそれ以上のことは言明出來ない。

一宮房治郎氏 防共協定はかつては有效なものであつたがドイツとソ聯の間では意義を失つて來てゐる、わが國も防共協定にこだはる必要はない、國交調整のためには廢棄してもよいではないかといふ論者がある、しかし防共協定はわが國に取つて意義はなくなつたものではないと思ふ、これについて外相の所見如何。

松岡外相 重大事で機微にわたる問題であつたが目下の情勢のうへからいへば防共協定は廢した方がよいが、しかし重大な考慮を要する、防共とは共產黨、共產主義を排するものでソ聯を排斥するものではない、東亞全部にわたつて共產主義を斷乎として排撃する決心をもつてゐるのである、ドイツも防共協定は廢してゐないし話も出たことはない、日本としては中華民國とも防共につい

て明確な取りきめをしたのである、しかしこれは日ソ國交調整に關係はないと思つてゐる、防共協定は輕々に廢することができない、この點は政府でも深甚な考慮を拂つてゐるのである、ソ聯でもあまりやかましくいつてゐないことは事實である。

一宮房治郎氏 南京政府の承認は獨伊その他防共協定をした國家もまだやつてゐないが、これを促進する考へはないか。

松岡外相 私は明確な答へをすることが出來ないが國民政府との基本條約締結前からわが國は獨伊兩國とは意思を通じてある、決して捨てゝあるのでもなく、日本が誘つても應じないといふのではないことを申上げておく。

翼賛會問題

一一〇

櫻井兵五郎氏（二月二十四日衆院豫算總會）今の時局に於ては國民の心からの一致が必要である、時局の真相を知ることにより最も早く心からの協力をなし得る、出來得る限り政府の全機關を通じて國民に真相を知らしむべきではないか、さらにこのやうな時局においては政治の指導原理に動搖があつてはならぬ、國體の本義に本づき憲法を恪循することは確固不動の政治原理でなければならぬ、しかるに近時或は憲改正を云々する種々の論議が行はれてゐる、例へば大政翼賛について見れば近衛首相は憲法の範圍に限るものであるといはれてゐたが、これらの點に關して疑ひを持つものがあるやうに思はれるこの點について首相の所見を伺ひたい。

近衛首相 只今櫻井君よりお尋ねの第一の點、國民に出來るだけ時局の真相を知らしめることによつてはじめて舉國一致の實があがるのであるといふことに對して

は全然同感である、政府もこの主旨をもつてさきに議會直前であつたが官民各界の有力者を招待して時局の真相についてお話し上げたのもこの主旨にはかならぬのである、また過日本議においても特に祕密會を要求してお話し上げたのもこの主旨である、なほ今後も一般國民に對しては軍、外交の特に機密にわたらざる限りにおいてできるだけ時局の真相を發表してこれが國民各層の間に徹底して眞に心からなる協力が得られるやう努力して參考考へてある、第二のお尋ねの最近政治經濟の指導原理殊に政治の指導精神について憲法上種々の疑を起すがごとき論議が行はれてゐることは私も聞いてをり、誠に遺憾に存じてゐる、これは政府としても責任のあることで十分に今日までその説明が行届かな結果であらふと存じこの點は誠に相濟まぬと思つてゐる、大政翼賛會の問題についてもこれについても憲法上種々の疑義があるやうに

承つてゐる、この點はかつての翼賛運動のはじまつた當初においても申述べた通り元來萬民翼賛といふことは我が國肇國以來の政治の大原則根本原則であると思ふので憲法を御發布になつたのもこの大原則をさらに一層實效あらしめるといふ御精神に外ならぬ、これは憲法發布の當時の御詔勅、御勅語などによつて臣民翼賛の途を擴めるといふやうなことが書かれてある、要するにこれは外國からの思想の輸入に本づいて御制定になつたのでなくその根本の精神は肇國以來萬民翼賛の根本の政治原理を實際において一層有効に發揮せられたものと思ふ、今度私どもが大政翼賛運動といふことも提唱したのもまたこの憲法によつて擴充せられ、發展せしめられた肇國以來の萬民翼賛の政治原理をさらにこの時勢の必要に應じて一層これを擴充し發展せしめるといふ主旨にはかならぬのである、憲法を混淆するがごとき考へは毛頭ないのみならず、むしろ憲法の御精神を一層發揮するといふことに根本の考へがある。

川崎克氏（二月二十五日同前）大政翼賛運動にお

いて上意下達、下情上通が核心をなすといはれるが、かういふことになる政治性をもつて来る。

近衛首相 大政翼賛會のあるひは大政翼賛運動の主旨とするところは政府の立てましたる政策を國民に出來るだけ徹底せしめるやうに政府と協力してやる、すなはち、いはゆる上意下達といふ方面に、それからいはいゆる下情上通である、すなはち國民の間におけるあるひは希望あるひは不平かくの如きものを調査し研究いたしましてこれを參考として政府の政策の樹立に資するやう努めます、この兩方面があるるのであります、すなはち大政翼賛運動は政府と協力する運動でありまして獨自の政治上の意見をもつて行動する政黨とは異なるのであります、すなはち政府と協力する一つの機關であります、また政府と國民國民の間の意思の疏通をはかる機關であるといふこともいはれるのであります、大體かくのごとき意味において政治性を有する一つの運動である、かういふ風に思ひます。

川崎克氏 大政翼賛の意義如何。

近衛首相 大政といふことは天皇の國家統治の御行動、大御業（おほみわざ）と解せられる、この大御業を輔け奉るために臣民がこれにあたるのが大政翼賛である。

川崎克氏 大政翼賛は憲法上大臣の輔弼と議會の翼賛以外にはないといふことが明確に憲法に記されてゐるこの點を説明されたい。

村瀬法制局長官 政治の根本組織は國務大臣の輔弼によつて行ふべきは勿論であるが、大政翼賛會は法律上の形式の定つてゐるものに限てをらすもつと廣く翼賛し奉るものである。

川崎克氏 立憲國では大政翼賛の機關が定つてゐる議會は臣民を代表して大政を翼賛し奉つてゐるもので責任の所在は明確である、大政を翼賛するに他の機關を要するといふ法律の根據はない、道義的觀念で翼賛するのは萬民翼賛でよいが、大政翼賛となる問題が起つて來る、總理が翼賛會の行動について説明されたものは帝國議會の職責としては行ひ得るものである、何故この當然

の機關を通さないか、他の機關があることによつて却つて紛淆を來すのである。

近衛首相 大政翼賛會あるひは大政翼賛運動は憲法上において認められたるこの上意下達、下情上通の機關であるところの帝國議會の權限に對して少しもこれを犯すものではないのでありまして、上意下達、下情上通といふこの作用を、帝國議會の行ひまする作用を補充するといふ意味において行ふものであります。

川崎克氏 これはます／＼不可解である、補充するといふ法律上の根據はどこにもない、責任の紛更はあくまで避くべきである、憲法上定められた機關以外に大政翼賛の機關を作ること責任を紛更するものである翼賛會が教化團體として活動することは意味はあるが、政治運動をすることは憲法の大義に悖るものである。

議會はこの時局にあつて小異を捨て大同につき國務の遂行に總意を示して活動して來たこの議會を何故尊重しないか、この機關に遺憾の點があれば議會を解散して新しい分子によつて大政を翼賛させればよいのである、翼賛

會が出来たために行政各部との摩擦が起つて來てゐる、官界の空氣を悪化せしめてゐる、かういふ摩擦を生ずる機關を作ることこの時局において避くべきである、行政機關が整然としてをれば首相のいふ上意下達は十分出來るのである、議會が翼賛會の助力を受ける必要がどこにあるか。

近衛首相 憲法上議會との關係につきましては政府の考へと川崎君の考へとは一致してをらぬやうに思ふ、この點はどうも見解の相違と申しますか翼賛翼會がいろいろ動きますうへにおいて政府部面といふ／＼の摩擦を起してゐることはこれは事實であるやうであります、この點は翼賛會がまだ生れたばかりでありましていろいろ／＼不備な點もありますのでかういふ點はだん／＼改めて出來るだけさうふことを少くして参りたいと考へてをります

川崎克氏 見解の相違といふことでは不満である、法律上の根據を示さないでは問題にならぬ。

村瀬法制局長官 只今川崎さんから翼賛會と或は議會その他の機關との間に紛更が生ずる制令が二途に出る

といふやうな御意見でありました、またある翼賛會の方

面においてあるひはその以外でありましたか、憲法の改正は容易になすべきものでない、また議會の權能は十分に尊重しなければならぬ、したがつてこの憲法に定めてをりまする機關、それからさうでない大政翼賛會との間にいろいろ／＼混亂が生ずるといふやうな御主旨の御質問がございました、しかしながらもちろん憲法の改正はこれにはなすべきものではない、憲法の條章、憲法の精神は十分に格循して参らなければならぬのであります、それで大政翼賛會と申しますのはこれらの憲法の規定に従ひまして統治が行はれます場合にその統治が隔々まで徹底致す、すなはち先ほど總理大臣から申し上げましたやうに戦時でございますからいろいろ／＼難しい政策が行はれます場合に政府の主旨によつて國家が決定致しました政策が隔々まで徹底して行はれるといふことは只今の戦時の政治の上において必要である、もちろん國家の政治の機關がこれに對して十分の措置をとりますことは當然であります、それがそれと協力致しまして只今の政治を十分に隔々

まで徹底をせしめるすなはち國家の機關と協力せしめることが大政翼賛會の性質でございますからその意味で申上げたことと思ひます。

川崎克氏 いまの説明も法律上の根據がないことは明確である、大政を翼賛する機關は國務大臣と議會がある、これを通して行ふべきである、内閣情報局も上意下達をやるために五百萬圓も豫算をとつてゐる、こんな機關によつても上意下達は行へる、また帝國議會を通してやればよいではないか、いまの答辯は不備である大政翼賛會が三千五百萬圓の經費を要求してゐるが、これは何の尺度によつたものか、大政翼賛の嚴然たる機關たる帝國議會の經費は僅かに四百五十萬圓を出でない、政府でも一年二十萬圓ぐらゐしか使つてをらぬ、大政翼賛會は挺身してやるといふのが建前であるのに高い報酬を目當ては入つて来る人間を集めて仕事が行はれるものか議會の經費に比して翼賛會の經費が桁外れであるのは常識では考へられぬ、また第二豫備金を支出した理由如何

河田藏相 政府は翼賛會の必要を認め内閣の仕事を

に對して共同して仕事を認めて助成するので、これは往々例のあることである、それで九十三萬圓の第二豫備金を支出したのである。

政府が補助金を支出するのに法規に反する團體に補助することは出來ぬ、翼賛會は憲法違反に非ずといふのは政府全體の意見であるから私も憲法違反にあらずとして補助金を出すことにしたのである。

川崎克氏 大政翼賛會ではしばしば統裁といふ言葉を使ひ多數決をもつて民主主義であると排斥してゐるが帝國憲法はこの多數決主義を認めてゐるのである、多數少數の上に立つことは天皇陛下以外にはないはずだ、かういふ考へ方は間違つてゐる、憲法を肚の底から諒解すればかうした考へ方は出て來ないはずである、私は輔弼の責任者と議會とが一致して大政を翼賛してゆく以外に道はないと信する、よくこの點を諒解して改むべきは改めて欲しいと思ふのである。

平沼内相 只今川崎君から大政翼賛會は憲法に違反するといふ主意の御質問でございました、この大政翼賛

會は現内閣に於てこれを是認いたしてをるのでありますこれが憲法違反といふことでありますればこれに對しては明に辯明いたして置かねばなりません、簡単にその主旨を申述べて置きます、萬民翼賛といふことはわが國家におきましては古より今日にいたりますまで渝らざることであります、古より皇室は萬民の輔翼を望ませ給ひ萬民は常に輔翼の責任をつくり來つたのであります、この關係は古より今日にいたりますまで少しも渝らないのであります、今後も決して渝るべきものではありませんこの萬民をして翼賛の實を擧げしむるといふことはすべての人がその職分によつて輔翼の誠をつくすといふことであります、一切の職分はすべて公に奉じ、すなはちこれが皇室輔翼の實を擧げるゆゑんと考へるのであります憲法におけるところの輔翼の責任これは明白に憲法に記載してございます、憲法上責任を負ひますところの範圍はこれは定まつてをります、國務大臣、帝國議會のおその職掌によつて輔翼し奉りその責任を負ふべきものでございます、大政翼賛會におきまして翼賛といふこと

はいはゆる萬民翼賛の責任を各國民がつくす、これを完からしめるといふのが趣意である、憲法において定められましたところの輔賛の責任を紛更するといふ意味は少しもないのであります、萬民が輔翼の責任をつくりしめるには必ずや國家の對策をおの／＼承知いたしましたその下にその職分によつてその輔翼をつくらねばならぬ經濟方面におきまして、文化の方面におきましてもおの／＼これをつくらなければならぬのであります。

すなはちこの萬民が輔翼し奉る、この趣意を完ういたしまするために大政翼賛會といふものができたのであります、この趣意において内閣はこれを是認してゐるのであります、先刻、總理の申上げました主旨とはすなはちこの主旨にはかならぬのであります、これがためには政府の立てましたところの國策といふものはすべての階級によくこれを知らしめなければならぬ、これを知らしめてはじめて國民全體が輔翼の重責を帯びてをりますところの政府と歩調を一にしておの／＼その職分をつくりて公に奉ることができるのであります、すなはちこの

意味において大政翼賛會の仕事といふものが存在するの
であります、何もこれによつて憲法上定められたところ
の輔翼の責任を紛更するといふことは少しもないと考へ
るのであります、その點は明らかに辯明をいたして置きま
す、これは憲法違反でないといふことを明白にお答へい
たして置きます。

川崎克氏 私は大政翼賛といふことは上意下達、下
情上通これが憲法上定められた機關によらねばならぬと
いふのである、ここに憲法違反があるのである。

森田福市氏 この時局下に國論の分裂を避ける必要
があるが帝國議會と大政翼賛會の協力會議と二つ存在し
て國民をしてそのいづれを信じてよやかに迷はしめる、
この點について首相の所信如何。

近衛首相 どうも私は協力會議を議會よりも重く取
扱はなければならぬといふことを申しした覚えはないので
ありましてこれは申すまでもなく議會は憲法上の機關で
ある、協力會議と議會といづれが重きかといふことはこ
れは申すまでもないことでありまして、協力會議の決議に

ついては、國民に尊重したしてをります、しかしこれに對
する我々の考へ方としては議會とは比較にならぬと思ひ
ます。

森田福市氏 翼賛會の豫算が三千五百萬圓と聞くが
單なる補助機關のごときものならばかゝる龐大な國費を
費す必要はないと思ふ。

近衛首相 翼賛會の豫算案はまだ見てゐないが、不
當な經費などがあれば改めるつもりである。

河田藏相 經費豫算の要求については翼賛會關係經
費は内閣所管であるが、大藏省としてはまだ豫算の要求
をうけてゐない。

杉浦武雄氏 (一月二十七日衆院豫算總會) 政治力
を作る方法は第一は翼賛會を強化して翼賛會と議會が中
心となり志のあるものが集る、第二は翼賛會が政治性を
放棄すれば政治力は自然に生れてくる。

平沼内相 政治の中心は輔弼の責任を負ふ國務大臣
にある、内閣としてはその責任を果たす決心である、翼
賛會については政府のたてた方針を國民に徹底せしめる

のが任務で政策をたてる中心はどこまでも内閣にある。

杉浦武雄氏 翼賛會の高度の政治性とはどんなこと
をいふのか。

平沼内相 高度の政治性といふことはなるほどしば
しば使はれてゐる言語である、それは翼賛會について使
はれてゐるのであるが先刻申しした通り内閣において確立
したる方策は翼賛會としてはすべての方面においてこれ
を國民全體に徹底せしむる任務を持つてゐるのである、
これはもとより各方面にわたり經濟に關することもある
文化に關することもある、すべてこれを本當に遂行して
行くといふことが翼賛會の任務であつてこれによつて政
府に協力するといふのである、政府の樹てた方策を遂行
するといふことはこれは強い政治性を持たなければ出
來ない、このためには翼賛會もある意味において政治性
を持たせなければならぬといふことは明白である。

杉浦武雄氏 それは廣義の政治性といふことか。

平沼内相 政治といふものゝ意味はいろいろ用ひ方
がある、一時は政權の爭奪の盛なときには政權の爭奪が

政治といふ意味に使はれた時代もあつたやうである、今
日はさういふやうなことは決してない、今おつじやつた
廣く政府の國策を遂行するためには必要な事柄はすべて
政治に包含される、あまり狭くおとりにならぬやうに願
ふ。

赤池濃氏 (一月二十七日貴院本會議) 第三に翼賛
會企畫局は政府の施策よりもつと根本的な政策の考究な
さしむるといふが、これは政府の能力が足りないせい
かまたは翼賛會の能力が政府より優れてゐるためか。

近衛首相 次に翼賛會のことについてのお尋ねであ
るが、翼賛會が何か或る政策を考へ、其政策を翼賛會の
力によつて政府に強要するといふやうな風にお讀みにな
つてゐるやうに拜聴した、翼賛會といふのは決してかゝ
る性質のものではない、翼賛會は屢々申上げたやうに上
意下達、下情上通の機關である、翼賛會自身政策を或は
樹立し、或は實行するものではない、その點が政黨と違
ふところである、政黨といふものは独自の政治的の意見
を持つて活動するところの團體である、翼賛會は自ら政

策を決定しその政策によつて行動するのではない、政府の定めたる政策を國民に徹底せしめるやうに政府と協力する、これが上意下達である、又民間における希望或は不平、これを調査研究してこれを政府に傳へ政府が政策を樹てる場合の参考に資するといふ、これがいはゆる下意上達、この點において政府の政策樹立の参考にならうが、翼賛會自身が政府に強要して或る政策を實行せしめるといふが如きことは絶體にない、その點については翼賛會の性質に鑑みてよく御諒承を願ひたいと思ふ。

平川松太郎氏 (一月二十八日同前) 大政翼賛會の議會局は議會前に豫算や法律について研究し政府と緊密に連絡するといはれてゐるが議會前にこれらの調査研究をすることは何も議會局を必要としないと思ふ、議會局が存在するためには國民の疑惑を招くことはないか、議會局で法律、豫算を審議することなれば議會は要らないといふ誤解を招く虞れがある、有害無益なものではないか、政府との連絡は議員俱樂部で十分だと思ふが如何。

近衛首相 翼賛會の内部の組織などについては議會

でも終つたらさらにこれが改革などについて研究を致し案が出来たら實現いたしたいと考へてゐる、殊に議會局については特に考慮いたしたいと考へてゐる。

平川松太郎氏 大政翼賛會が衆議院議員選舉の際に候補者を公認するといふ説があつたがどうか。

近衛首相 翼賛會はその性質から議員候補者を公認するといふやうなことは絶對にやらぬ。

平川松太郎氏 大政翼賛會は治安警察法の適用を受ける政事結社でないといふが私は政事結社だと思ふ、政府と表裏一體をなすといふのは法律上何處にも根據がない、また取締を受くべきものが治安警察法の適用を受けないと斷定することが出来るか、翼賛會と同じ目的を有する團體ができればこれも治安警察法の適用を受けないことになるのか。

平沼内相 大政翼賛會は自己の政見を樹て、これによつて活動するものでないといふことは前回に申した、すなはち政府で樹てた國策について協力し、これを一般國民に徹底せしむるといふのが翼賛會の目的であるかも知る。

自ら政見を立て、これを遂行する、これを基礎にして活動する團體ではないから治安警察法にはゆる政治上の

結社といふなかには入らない、政治上の結社としてこれを扱つてをらない、しかしながら一つの團體であつて結社には相違ない、治安警察法の対象になる結社といふものにはなる、その點において治安警察法の支配を受けなければならぬ、政治結社として翼賛會に治安警察上の取締をするといふことは今日はない。

平川松太郎氏 やはり治安警察法の対象となるのであるか。

平沼内相 その通りである。

津雲國利氏 (一月二十九日衆院豫算總會) 大政翼賛會の言論取締についてであるが、翼賛會の講演會席上で國策と全然反對のことを獨斷をもつて述べてゐる、これは海外にも悪影響を及ぼすものである。

橋本警保局長 反國策的言論に對しては内容を検討し安寧秩序を紊る懼れあると認める場合には斷乎取締るまたかりに大政翼賛會の集會においてかゝる言論があつ

た場合には治安警察法第十條の所謂安寧秩序を紊るものであれば嚴重取締り萬全を期する。

一松定吉氏 (同前) 週報に載つた「新體制早わかり」の趣旨内容は今も變らぬか。

近衛首相 週報の内容は當時の案でその後變つた點もある。

一松定吉氏 首相は翼賛會總裁にならねばならぬのか首相が總裁を拒否した場合はどうなるか。

近衛首相 總理大臣が翼賛會の總裁就任を拒絶すれば翼賛會に規約を變へるよりほかはない、しかし實際はなるべくさういふ風にならぬことを希望してゐる、翼賛會の内部の規約として總裁は總理大臣たるものがこれに當るといふことになつてゐるが、これは決して天皇の總理大臣任免の大權の自由を拘束し奉るものではない、無條件に總理大臣が總裁たることを拒絶した場合には、翼賛會として規則を變更するより仕方がない。

一松定吉氏 公事結社なりとすれば陸海軍の人々もこれに参加して非常時局突破に協力せられんことを望む

のであるが「新體制早わかり」では直接この運動に参加することは出来ないと思記してゐる、私は現役軍人の参加はよいと思ふが、陸相の所見如何。

東條陸相 直接参加することは建軍の本議により私は適當でないと思ふ、すかし大臣、次官、局長などが顧問、參與などに就任するのは適當であると思ふ。

平沼内相 翼賛會が高度の政治性を有することはしばしば言明した通りである、治安警察法に定められた政事結社ではない、しかし政治性は持つてゐる。

一松定吉氏 政策を立てるものが政事結社で政策を傳達する機關が政事結社でないといふ理窟が判らぬ。

平沼内相 私の申上げた見解は自己の政治上の意見によつて活動するものはいはゆる政事結社である、政黨の如きはその適例で、翼賛會は自己の政治上の意見をもつてこれによつて政府に對抗する或は政府を助けるかといふ性質の會ではない、それでこれは政事に關する結社ではない、これは見解の相違かも知れないが私はかく信する、翼賛會は届出はしてない、もし政事結社であれば

届出をせなければならぬ。

一松定吉氏 上意を下達するときはなるほど政事結社でないかも知れぬが下情を上達するときは自己の意思が働いてゐると思ふ。

平沼内相 上意下達は政事結社にならぬ、一般國民も請願案の方法があるやうに下情上達もこれと同じ理窟であつて別段政事に關するとはいへない。

島田俊雄氏 大政翼賛會がしばしば論議されてゐるがその政治性については政府側の答辯に矛盾する點がある、翼賛會へ政府が相當の金を支出することが問題となつてゐるわけである、内相の答辯が眞とすれば村瀬法制局長官は自己の答辯をとり消されたい、また陸相は翼賛會は高度の政治性を持つてゐるといつたが私の見るところでは高度の政治性を持つものが政事結社ではないといへまいと思ふ、政府はこの問題に關しては一本の答辯をされたい。

北吟吉氏 (一月二十九日衆院豫算會) 週報の「新體制早わかり」の中にドイツの思想を取入れた點が多々あ

る「全體主義が世界全體におよぶ」と書かれてあるのは何事か、また「新しい哲學新しい世界觀に本づい」とある、これは日本の國體を忘れたものでその影響はおそろしいものがある。

近衛首相 私の考へは全體主義國の政治上の業績に陶醉しそれをそのまま日本で實行することは間違つてゐると考へる。

伊藤情報局總裁 私も實はあの點はいけなくないかと思つてゐたのである、しかし私どもの考へはすべて日本主義に立脚してやつて行きたいと考へてゐるのである

北吟吉氏 規約には總裁は同運動を統率するといふ言葉があるがこれも全體主義的思想である。

近衛首相 全國民に號令するといふやうな大それた考へはもたぬ。誤解があるならば規約の言葉は改めてもよい。

石坂豊一氏 翼賛運動に従事してゐる人の中に赤化思想をもつものがあることは事實である、地方には翼賛同志會といふものがあつて思想轉向者や相當質の悪いも

のが参加して縣會などを攻撃してゐる、首相の運動に對する本意を伺ひたい。

近衛首相 思想上面白からぬ人が翼賛運動に入つてゐることは私も耳にしないでもないからよく調べてやめて貰ふやうなものがあればやめさせるやうにしたい。

山岡萬之助氏 (二月三日貴院豫算總會) 政府は翼賛會の機構改革をなす用意があると言明せられたがこれと同時に憲法付屬の法令を改正整備する必要があるか、私は大政翼賛は憲法上の機關、たゞには議會などを運用することによつて可能であると思ふが如何。

近衛首相 憲法上の機關たる議會などを運用することは現政府の基本國策の一つであつて、これが完璧を期するために今議會に選舉法などを改正すべく決意してゐた、しかし國際上の變轉甚だしく今日これに應じる變轉自在の態勢を持つる必要あり、したがつて緊急やむを得ざるものゝみ提案することとし選舉法改正案などは提出することはやめた。

山岡萬之助氏 翼賛會員の職責を明らかにすべし

「新體制早わかり」に翼賛會の役員は公務員なりと書いてあるが、その資格職責を明らかにせよ。

近衛首相 「新體制早わかり」に役員が公務員とあるは誤りである、この意味は公務員になつた氣持で職務につくすべしとの意で翼賛會役員の職責は將來翼賛會の服務規律で規定する考へである。

山岡萬之助氏 翼賛會の政治性の意義如何、すなはち翼賛會の政治力がよくいはれるが、この政治力とは權力を意味するののか。

平沼内相 政治力とは權力を意味するものではなく廣い意味における政策を決定するといふ意味の政治性である。

赤池濃氏 (二月五日貴院豫算總會) 大政翼賛會の政策局の権限は週報によれば政府以外の立場で政策を樹てるやうに思はれるが不都合なことはいないか。

近衛首相 しばしば申上げたやうに翼賛會は決して政策を樹てるのではなくして政策を樹てるのは政府であつて翼賛會は政府の政策を國民に徹底させるものである

赤池濃氏 しかればかゝることを記載する週報は國民を惑はすもので發賣禁止にする必要があると思ふが如何。

近衛首相 週報を見た上で、もし必要があれば處分する。

小泉純也氏 大政翼賛會の中央協力會議の席上軍の言明は國民の翼賛會に對する期待に影響したところ多い軍は現在の翼賛會の思想機構につき満足してゐるのか、軍の力で思想國難を克服していただきたい、軍は翼賛會の純化のため努力せられたい。

東條陸相 まづ私の責任に屬します軍のことでありますが、軍自體につきまして全軍あげまして、御詔勅の實踐にあたつてゐるのであります。また私は舊臘不肖の身をもちまして陸軍大臣の重責を辱ういたしました以來、歴代の大臣のお考へと同一にこの御詔勅の徹底といふ點につきましては十全をつくしてゐるつもりでございます。また今後におきましても當然に萬全に萬全を期してゆ

きたいと考へてゐるのであります。

また私ばかりでなくして戰場に起つてゐる指揮官あるひは内地の軍隊を統率してゐるところの指揮官におきましても私同様の考へをもつて各部下の訓練にあたつてゐることを十分確信いたしてをります、軍がその基礎を國民によつてをるといふことは私から説明するまでもないことで、よく御承知のことです。が殊にこの重大なる時局に直面してをりますところの現下の狀況に鑑みまして軍といたしましても特に國民一般の思想動向に關しましては常に關心を拂つてをるところでありまして今後の事變がますます長期持久の傾向に鑑みまして、その昂揚の必要を一層痛感してをる次第であります。

第二點の大政翼賛會の軍の支持といふ點でございますが、大政翼賛會の目指すところは近衛聲明において明瞭であります、即ち高度國防國家の體制を目標といたしまして臣民翼賛、一億一心、職分奉公、もつて巨道の實踐を完うする、この精神は取りも直さず先程申上げましたところの御詔勅の御精神と一體でございます、かるがゆ

ゑに軍はこれを支持してをるのでございます、しかしながら共產主義その他いやしくも國家に害をもたらす言動をなすものありとするならば、翼賛會の會員たることを問はず斷じてこれを許すべきものでないと思は信するものであります、その點は政府においても同様の考へをもつてをると私は確信いたしてをります。

會の機構、組織といふ點につきましてお話がございましたが、これは私から御答辯申上げる限りでないと思へます、責任者がございますので、その方面から申上げた方が的確なりと考へてをります、その點にはたたいま觸れないことにいたします。

岩田宙造氏 (二月六日貴院豫算總會) 翼賛會は中央地方を通じて龐大なる組織を有してゐるが何ら憲法上の根據を持つてゐない、憲法第四條にはゆる「條規により」とは憲法の規定に反しなければよいといふのではなく積極的に憲法の規定に従つてのみ統治権を行ふといふことである、この點より私は二つの疑問がある、その一つは大政翼賛會の目的とするその大政なる語は憲法に

いふ統治権とは違ふのか、その二つは憲法の條規により統治権を行ふ場合に適用があるので下から盛り上つてくる國民運動には適用なしと解せられてゐるのであるか。

近衛首相 大政翼賛會の大政とは廣い意味の天皇の大御業であるを申したが、大體においては統治権と同じものである、それを臣民の側からいへば萬民翼賛となる國務大臣の輔弼とか議會の協賛とかは臣民翼賛のうちで法律的なものである、この法律上の翼賛のほかに國民自ら職分奉公して臣道實踐の實を擧げることには憲法の御精神に違ふことであり、これを擴充するもので大政翼賛會に翼賛運動の中核をなすものである、これは決して憲法上の翼賛會の權限を侵すことではない、政府の考へとしては萬民翼賛と大政翼賛とは相排斥するものではなく大政翼賛に憲法上の機關によるものと一般のものがあつてある、一般の大政翼賛は憲法によつて禁ぜられるとは思つてゐない、たゞ一般の大政翼賛は憲法上の大政翼賛機關の下にありそれを妨害しあるひは侵害するものであつてはならない。

岩田宙造氏 大政とは憲法上の統治権とは同義であり、大政翼賛は憲法上の機關による翼賛以外にも一般の大政翼賛があるとのことであるが、その點は私と根本的に考へが違つてゐる、憲法の認めてゐるもの以外に大きな組織を作り大政翼賛と稱して政府に迫ることは一步誤れば幕府的勢力となるから憲法は禁じてゐると思ふが如何。

近衛首相 お尋ねは主として翼賛會の運用に關するもの、やうである、翼賛會の設置は決して憲法に違反せぬその運用についても改善を加へ遺憾なきを期したい。

岩田宙造氏 翼賛會の使命は上意下達、下情上通であるとのことであるが單なる傳達機關ではない、實際は政策局、企畫局があつて政策を立て企畫をなす、現に官界新體制要綱を作り政府に進言してゐる、首相は大政翼賛會は自ら政策を立てるものではないといはれるが少くとも現在では重要な政策を立てゝゐる、翼賛會の政治力の有無強弱が問題となつてゐるが、政治力は當然伴つてゐるのである、衆議院議員の總選舉の場合を考へて見て

も大政翼賛會はその本旨上當然政府の政策に賛成する人を後援することゝならざるを得ない、また政治力の有無は議論で決めるべきものではなく、その組織によつて判断すべきものである、忠誠なる近衛公の如き人がその總裁をしてをられる時は弊害はないであらうが、もし他の人が總裁となつて總力を揮ふならば幕府的存在となるであらうと思ふが如何。

近衛首相 私はどこまでも政府が主で翼賛會が従であり、政策をたてるのは政府と思ふ、實ははじめ翼賛會を作る時は強力な政治力を持ち政府を指導して行くやうにしたらこの考へをもつてゐた人もあつたやうだが私の考へははじめから反對であつた、翼賛會は綱領も要らぬ政策も要らぬ、強ひていへば臣道實踐につきると私が述べたのもこの意味である、ところがそれでは何だか淋しいので綱領を作つてもつて來た人もあるが、それをみると「何々を期す」となつてをり政策樹立に類するから私は「何々に協力す」と訂正した次第である、私は今後ともこの考へで進みたいと思ふ。

岩田宙造氏 首相の考へは分るが現在のまゝの組織では反對の方向に行かないことも限らないから組織を改め政策局、企畫局を廢止し間違つても大きな政治力になることはないやうにするお考へはないか。

近衛首相 適當に改善したいと思つてゐる。

岩田宙造氏 大政翼賛會は政事に關する結社であると思はれるのみならず實際に政策局を持ち独自の政策をもつてゐる、又治安警察法第二條に「政事に關し公衆會同云々」と規定してゐるが翼賛會の會同もこの規定の適用を受けねばならぬと思ふ、しかりとすれば「政事に關し」の語を二様に解することは不可解である。

平沼内相 大政翼賛會は政府のたてた政策を國民に徹底さす働きをするのであつて独自の政策はもつてゐない、故に政事結社ではない、たゞ公事結社であるから治安警察法の適用を受けまた個々の行動については治安警察法の下に立つものである。

岩田宙造氏 たゞ自分の政策をもたず他の政黨を援助する結社があつても政事結社ではないのか。

平沼内相 政黨を援助する他の結社は政黨と一體であるから政事結社である、政府の政策を徹底するものは異なる。

岩田宙造氏 政事結社なりや否やが政府の意見を代表するや否やにあるといふことが理解出来ないのみならず大政翼賛會は独自の政策をたて政府に進言するものであるから政府が採用するまでは自己獨特の政策をもつものと思ふが如何、また内相は翼賛會に關して首相と同意見であるか。

平沼内相 翼賛會は独自の政策を有するものではないと思ふ、なほ私がこの席で聞いた限りでは首相と同意見である。

赤池濃氏 翼賛會が自ら機會を作つて行つた講演會において翼賛會員某が話した演説に對し翼賛會は責任を負はぬか。

平沼内相 翼賛會を構成してゐる個々の人の意見は個人の意見として法規に本づいて取締る。

大河内輝耕子 翼賛會は政府と表裏一體をなしてゐるのか。

るのか、る事件につき政府は責任を負はないのか。

平沼内相 さういふことがあつたといふ報告を受けてゐるだけで詳細は取調べ中であるからそれを待たなくては何ともいへぬ。

松村義一氏 翼賛會が政府の政策を傳へるものであるだけなら政事結社でないことは諒解出来る、しかし下情上通につき考へるのに下情をのべこれに對する政策を示し政府に迫るものならば政事結社ではないか。

近衛首相 下情上通は決して政策を立て、政府に強要するものではない、たゞ民間の事情を政府に傳へるもので政府はこれを参考に供するだけである。

松村義一氏 翼賛會は現に政策を立て、政府に迫つてゐる、内相の所見如何。

平沼内相 極めて軽い意味で民間の事情を傳へ意見を述べることには決して政策を樹て、政府は迫るものではない、その區別は微妙であつて難しいから個々の場合につき決めねばならぬ。

松村義一氏 政府はなほ研究して明確に説明された

い。

岩田宙造氏 (二月七日貴院豫算總會) 翼賛會の政治性、政治力とは如何なる意味か、翼賛會の役員は官公吏でないから一般官公吏に適用せられたる規律、法の適用を受けぬ故にその職務の執行を妨害したのも公務執行妨害罪に問はれぬ反面、賄路を取つても收賄罪にならぬ、翼賛會議會局でなされる研究や議論は議會と異なり公開されないから如何なる内容のことであるか外部にはわからぬ、翼賛會は建前上貴衆兩院議員全部を包含することを望んでゐるから、もし全部を包含するとすれば政府は議會局へすべての議員を集め脅迫または贈賄によりその政策を強行し得るといふ世間からの疑惑を受けることもあり得る、これについての首相の意見如何。

近衛首相 國策の樹立遂行について協力して行き上意下達、下情上通の機能を果たすためには精神團結の強化と強力なる實踐力を有せねばならぬ、この意味で政治性を有するといふのである、翼賛會の役員を規律する制度は將來つくる考へであり政妨としても翼賛會を監督して

行く。

岩田宙造氏 翼賛會の政治力は強化するつもりか弱めるつもりか。議會局は將來如何するつもりか。

近衛首相 政黨が有するが如き意味の政治力を強化する考へはないが精動よりも實踐力をもつと強化する考へである、議會局は議會終了後翼賛會全體の機構について検討を加へる時に特に考慮したい。

丸山鶴吉氏 政府は翼賛會の性格について明確に答辯してゐる。しかもなほ疑惑がとけない、これには原因がある、新體制運動が起された當初の事情を考へるに新黨の樹立が目標であつた、しかし政黨運動は國內の抗争對立を招き一國一黨は幕府的存在となるから現在見るが如き翼賛會が出来た、かゝる経過を経て出来た翼賛會なるが故にいろいろの異なつた思想を有する人々が雜然と集つてゐる、これらの人々の影響で國民が疑惑、不安を抱いてゐる首相はしばしばこの運動は憲法を遵守して行くと言明されたが、これがかへつて逆効果を生じた、すなはちイタリすのファシズム、ドイツのナチスの如き過

激の思想が翼賛會の一部の人々にあるといふ疑念を國民に抱かした、故に翼賛會の構成を改革するときには翼賛會の出來たときの當初の目的に遡り新黨を作り、公を中心とする人材を集め、清き政治を行ひ時局打開に邁進されたならば違憲論も生ぜず済むと思ふ。

近衛首相 翼賛會の成立當時の経過ならびに現状に對する御觀察は大體そのとほりである、翼賛會も創立當初で統制の行届かぬのは遺憾である、過激な言動を行ふものに對しては深く戒飭し改むべきは改めて行きたいとおもふ、政黨の問題については私の信念として首相の職にあるものが政黨を作ることはいふまでもないと思ふ、政黨ができて國政を擔當する場合もあり得るが私個人の考へでは政黨の總裁が大命を拜したならば政黨の首領を辭すべきであると思ふ、私は新黨問題に参加する考へはない。

丸山鶴吉氏 翼賛會に對して抱かれてゐる疑惑を一掃する第二段の工作は翼賛會を精動以上の強い精神運動に導いて行くことでこれがためには思ひ切つて翼賛會の

幹部を肅清せねばならぬ、首相と考へを異にする人々は如何なる重要な地位にある役員でも斷然やめさせては如何。

近衛首相 翼賛會の強化はできるだけ早い機會に實現する意向である。

大河内輝耕子 内相は翼賛會は上意下達の機關なりといはれたがその意味如何。

平沼内相 下意上達、上意下達はたゞ國民の意見を参考にするといふだけの意味ではない、政府の考へを國民に徹底させるのが上意下達であり、下意上達の時は翼賛會の意見を政府が参考にするのである。

大河内輝耕子 翼賛會にある多くの機關のうちどれが翼賛會の意見政策を決定するのか、總裁が最後に裁決するののか。

近衛首相 翼賛會として時の政策を決定することはない、國家の政策を決定するのは政府であるから翼賛會總裁が裁決するといふこともあり得ない。

大河内輝耕子 翼賛會の組織、名稱は變更を要する

と思ふが如何。

村瀬法制局長官 翼賛會が下達する上意は翼賛會の意見にあらずして政府の政策である、政府の仕事は補助するのだから違憲ではない、名稱は新體制準備委員會で周到なる論議の結果決定したもので適當なるものと思ふ

關屋貞三郎氏 私は翼賛會は縁の下の力持ちと思ふがかゝる機關の必要なることは認める、翼賛會の改組など議會で公約したことはなるべく早く實施されたい。

近衛首相 われ／＼も十分に検討して出来る限り御主旨にそひたい。

織田萬氏 (二月八日貴院豫算總會) 翼賛會を法律論から質問するが政事、非政事につき區別することは治安警察法の集會結社にのみ限られず言論、出版など各般の事項にわたり取締り緩嚴の標準になる、私が多年専攻して來た學問の通説からいへば政事とは現在の政治に影響をおよぼす目的をもつてする場合をいふ、影響をおよぼすとは現在の政治に何らか効果を與へんとすること、効果の良悪は關係がない、ゆるに政府の崩潰をはかると

同じく政府の政策を支持宣傳しその政策實現の材料を調査研究して政府に進言するときも政事に關することゝ見ねばならぬ、内相は治安警察法にはゆる結社は独自の政策を持つ結社なりといはれたが、かゝる解釋は法文解釋の常念としては出來ない、この説をれば政府黨は政事結社ではなく、政府の機關紙は新聞紙法の適用を受けないことになるが、政事に關してといふことにつき責任ある答辯を求めぬ。

村瀬法制局長官 政事とは御説の通り現在の政治に影響を及ぼすことを目的とすることである、翼賛會は政府の政策を徹底せしめるのでこれに影響を及ぼすものでない、政府黨の場合を考へるのに政黨は独自の政策を有しこれが政府により行はれるのであるが翼賛會は特定政府の政策を宣傳するものではなく何時如何なる政府の政策も宣傳し政府と表裏一體となるのであるから政府黨とは異なる。

岩田宙造氏 翼賛會がたとひ選舉法改正案を樹て政府に進言するときには現在の政治に影響を及ぼすものでは

ないか。

村瀬法制局長官 場合によつては翼賛會が政府に政策を進言することもあらうが、それは政策を貫徹する意思はなく政府の参考にするだけである、先ごろの選挙法改正案については多數意見はこれ／＼少數意見はこれこれといふ形で申達したのである、これからたとへば第一案、第二案といふやうな形で政府の参考に供することはあるであらう。

大河内輝耕子 翼賛會が政府に意見を進言する時その意見は誰が受付けるか。

近衛首相 多くの場合は多數意見、少數意見あるひは第一案第二案といふ形で進言される、國家の政策を翼賛會としては總裁が決定することはあり得ない。

村瀬法制局長官 下意上達は政府が参考にするだけであり、上意下達は決定された政策を徹底せしむるのみであるから、ともに政策に影響をおよぼすものではない。
松村義一氏 内相は翼賛會をして主として上意下達をなさしめんとし、首相は下意上達をも重視し、この點

差異があると思ふが下意上達の形式および内容につき問ふ。

村瀬法制局長官 下意上達とは民間の希望、不平その他一般状態を政府に傳達するのでこの場合翼賛會がこれに對する批判を加へることは毫も妨げないがそれも政府の参考に供するのみである。

松村義一氏 参考に供するとは翼賛會の心構へが事實においてもさうなのであるか。

平沼内相 参考に供するといふことを逸脱せぬやうに將來組織を改善し活動を統制して行く。

村瀬法制局長官 参考に供する時としからざる時の觀念上の區別は明瞭である、官界新體制案が新聞に出た徑路は知らぬが一般に外部に發表し輿論に訴へるが如きは貫徹する意思があると思はれる、かゝることは翼賛會の本旨を逸脱するもので慎まねばならぬ。

松村義一氏 軍部が翼賛會に對し多大の關心を有することは當然であるが文武各その道を恪循し翼賛會の組織運用に關しては首相、内相ら文官に任せられたがよい

と思ふ。

東條陸相 わが軍隊は大元帥陛下の御統率の下にあつて一系素れぬ統制を保つてゐる、軍隊としては翼賛會に關與することはあり得ない、たゞ翼賛會の目的とするところは軍の心情と相添ふと思ふから翼賛會を支援するといふ立場をとる、軍人が職域に精進することは勿論であるが私は國務大臣としての翼賛會の顧問になつてをり、また國務大臣として種々努力することは當然なりと思ふ。

及川海相 陸相と同感である。

一條實孝公 (二月八日貴院豫算總會) 翼賛會の前途にたいし私はなほ疑懼を抱いてゐる、首相の説明を聴けば御尤ものやうであるが私の知るところでも翼賛會には驕激な思想を持つてゐる者もある、首相は創立者としてまた總裁として責任が重大であると思ふ、臣道實踐といふことは率先垂範せねばならぬ、國庫の多額の補助金を取り部長が大臣に比すべき高給を取るやうでは世人の疑惑を招く、豫算は臣道實踐の本旨に則り努めて少いこ

ことを理想とせぬか。

近衛首相 御心配は御尤もである、會員中翼賛會の主旨を逸脱したものがあつたことは私としても總裁として責任を感じる、かゝる者にたいしては十分戒飭し機構も改める、豫算についてはまだ發表することは出来ないが國家的に見て無用の方面に費やしたりすることのないやうにする、俸給などの費目についても検討する。

一條實孝公 時を移さず適當なる御處断に出るともに議會開會中に組織、人選をも變へることにつき勇斷をお願ひする。

翼賛會の性格に對する近衛首相の統一的答辯

近衛首相 (二月八日衆院豫算總會) 大政翼賛會の性格等につきまして、政府の所見を明瞭に致したいと存じます、大政翼賛運動のことにつきましては、昨年八月の新體制準備會における私の聲明によりまして、すでに、概ね御承知のことと存じますが、この機會に簡単にその趣旨を申述べたいと存じます。

帝國は今や正に有史以來の非常時局に直面してをり、この變局に對處して、適切なる施策をなし、國運の一大進展を期せんがためには國防國家體制を整備して、國家國民の總力を集結一元化し、これを最高度に發揮することの必要なことは、今更申すまでもない所であります、この所謂高度國防國家體制の基礎は實に強力なる國家體制を整備することにあるのであります、しかしてその基礎を成すものは、實に萬民翼賛の實を擧ぐべき國民組織を確立するに在ると信する次第であります、かゝる國民組織の目標は、國民の總力を集結し、一億同胞が生きた一體として等しく萬民翼賛の巨道を完うするにあり、この目標を達成するには全國民が日夜その日常生活の各職域において翼賛奉公の實を擧げ得るやうにせねばならぬのであります、かゝる組織の下においてこそ、國策は國民生活の末梢に至るまじ浸透し、その敏速かつ的確なる實現を期待するを得べく、また國民生活の實情を如實に反映せられ得るものと考へます、かくの如くして、國民の總力は克く國政の上に集結せられたものと信じます。

大政翼賛運動は、政府に協力してかゝる萬民翼賛の實を擧ぐべき國民組織を確立し、その運用を圓滑ならしめ、もつて巨道實踐體制の實現を期するを目的とする全國民の運動であります、しかしてこの運動は、高度國防國家體制確立の要請から生じたものであつて、國民生活の全部門にわたり對立抗爭を克服して、すべてを巨道實踐の精神に歸一せしめんとする超黨派的の運動であり、且飽くまで舉國的、全體的であり、官民協同の國民運動であります。

大政翼賛會はかゝる國民運動を推進することを目的としてゐる團體であり、この國民運動の中核體となつて自ら率先して巨道實踐に挺身し、進んでその正しく且強き展開の推進力たることを本來の使命としてゐるのであります、この使命達成のためには、上意を下達し、下情を上通し、國策の樹立遂行に關し國家機關に協力貢獻するの機能を發揮すべく、特に機構を整備しその精神團結の強化と相俟ち、強力なる實踐力を發揚せねばならぬと信じます、かくの如く大政翼賛會の活動はその機能において

その目標において、在來の精動及び政黨運動と大いにその趣を異にしてをります、高度政治性を有すといふ所以も亦こゝに存するのであります、而して大政翼賛會の現實の運営においても常に會本來の目的及び趣旨に即すべきは事理の當然でありまして、その政府との關係においても、政府と協力して、國策の徹底及びその圓滑なる遂行に寄與せんとするものであり、いはゆる下情上通の使命の如きも國民生活の實情を當局に反映し、その施策の参考に資せんとするものでありまして、政府と別個に独自の政策を掲げて、これが貫徹を圖らんとするものではありません、まして政權を圍る政治行動をなすが如きことのあり得べからざること、いはすして明かでありませぬ。

かくの如く大政翼賛會は、その本質上對立抗爭的政治活動をなすものでなく、又政府と別個に独自の政治的主張と目的とを以て行動する筋合のものでもありません、これ政府が大政翼賛會は治安警察法の政治上の結社に該當せず従つて治安警察法の政事上の結社に關する規定の

適用は受けなさいといふ解釋を致してゐる次第であります尤も大政翼賛會は一種の結社でありますから、治安警察法の規定中、政事上の結社に關する規定以外の一般の結社に關する規定及公事に關する結社に關する規定の適用せらるゝのは當然であるを考へます、また大政翼賛會の個個の行爲についてはそれ／＼當該法規の適用を受くることもまた當然であります。

陸海軍大臣が大政翼賛會には大臣、次官、軍務局長等特定の職務にある者が職務の關係から軍と大政翼賛會との連繫協力のために加入する外、直接一般現役軍人が加入することはわが建軍の本義に照らしてこれを認めることが出来ない旨を述べられましたのは、大政翼賛會が治安警察法の政事上の結社に該當するから、現役軍人のこれが加入を認むることを得ないといふ趣旨においてではないのであります、たゞ軍として直接に一般現役軍人が大政翼賛會そのものに個々に關係することは軍の團結及び紀律の方面より認むべからざる理由に基づいてゐるのであります。

大政翼賛會はその發足後日なほ淺く、従つてその趣旨が徹底せざる憾みもあり、その機能發揮も十公でない點もあると存じますが、今後これが趣旨の徹底にも力を盡すとともに、その機構及び運営にも、十分工夫改善を加へて参り、所期の効果を擧ぐるやうに致したいと存じます。なほまた大政翼賛會の活動にして、萬一にも、本來の目的および使命を逸脱するが如きことなきやう嚴重に戒め過誤なきを期して参りたいと存じます。

今や内外の實情は眞に一億一心を必要とする時であり、大政翼賛會運動は緊迫せる現下の情勢に促されて發生展開し來つたものであり、恐らくはこの運動の實效的なる展開無くして、今日の時艱克服の難事業は到底これを遂ぐることは存するのではありません。政府が大政翼賛運動の急速活潑なる展開を希望してゐることは、すでに私の施政演説において述べた通りであります。政府は不退轉の決意を以て、大政翼賛運動の育成發展に力を致す所存であります、何卒各位におかれても一層御協力あらんことを切望する次第であります。

増田委員長 (二月二十三日衆院豫算總會) 先づ大政翼賛會の性格に關して質したい、翼賛會は治安警察法第三條にいふ公事結社と解してよいか。

平沼内相 (首相代理として責任答辯) 大政翼賛會は治安警察法第三條の公事結社と認める。

増田委員長 翼賛會の根本的な改組が必要であると思ふがどうか。

平沼内相 政府においては速に大政翼賛會の改組をなさしむべく望んでゐる。

増田委員長 翼賛會の人事刷新に付どう考へるか。

平沼内相 政府は人事についてもこれらを刷新することに十分の考慮を拂ふつもりである。

田村秀吉氏 衆議院は翼賛會豫算を多數決で可決したが、之は一に政府のなした言明を信頼するものである。政府の責任をどう考へるか。

平沼内相 政府としては議會で言明したことは必ず責任をもつて實行する翼賛會の性格目的に適合する改組を行ふ心底である。

國務と統帥の問題

櫻井兵五郎氏 (一月二十四日衆院豫算總會) 今日の時局を突破するにはどうしても統帥部と政府とが完全に一致協力してゐることが先決要件だがこの點どうか。

近衛首相 統帥と國務の關係につきましてはこの内閣成立當初におきまして言明したやうに、また大政翼賛運動の最初に準備委員會において申したやうにこれが今日の日本の政治の運用を完からしめる上においてこの調和がとれませんといふことになりましたならばこれは國家の一大事であります、殊にこの非常なる國難に際しまして多少なりともこの間に間隙が生ずるやうなことがあつては國家の威信にもかゝり國家の目的を達することも出来ないと思ふのであります、この點につきましては私は最も重點を置いてゐるものであります、それで組閣以來しばしば陸海軍大臣はもとより統帥部の方々とも密接なる連絡をとりまして、常に統帥と國務との間に調和

が完全に参るやうに努力してゐるのであります、最近は殊に時局が切迫してゐる結果もありますが、ほとんど毎週一回もしくは二回統帥部の方とも會議を開き隔意なき意見の交換をしてゐるのであります、今日は全くこの間の關係はびつたり参つてをりますから御安心を願ひたいと思ひます。

北吟吉氏 (一月二十九日衆院豫算總會) 近衛首相は新體制發足に當つて出した聲明の中で統帥と國務との調和を新體制の一項目として指摘した之は大權の發動に待つべきことであり國民に誤解を與へる惧れがある、この點明確にして頂きたい。

近衛首相 大體根本の考へ方においては私は北君と同じである、たゞいろいろのいひ廻しや何かで誤解を受けたことは誠に遺憾である、新體制といふ言葉もあるひはいろいろ國內に改革すべきことがある、その改革すべ

き事柄としてこれこれといふ事柄を挙げたのであつて、統帥事項が新體制といふ意味ではない、もとより統帥と國務の關係はこれは系統が異なつて政府としてはこの統帥の部面に何ら嘴をいれることは出来ない、統帥と國務が相牴觸するといふ場合これを御裁断になるのは上陛下だけである、たゞこの上陛下が最後の御決定をされる前になるべく政府部内と統帥部内との連絡と申すか意思の疏通をはかつておくといふことが國務の進行の上から見て必要なことであるが、この點においては從來やゝその點において缺くる憾なきにしもあらずである、さういふことについては支那事變を控へてゐるので誠に遺憾であるから始終この關係は密接でなければならぬといふ考へを致してゐる、統帥と國務の調和といふことを申したがこれは總理大臣が統帥と國務を調和するといふ意味ではなくこの本當の調和は上御一人が遊ばず、その下準備として、統帥と國務の間に連絡を常に計つて置くといふことがこの戦時體制の下においては必要であると思ふ、さういふ點において改革すべき事があるからそれを改革の項

目の一つとして申しのべたのである、新體制中のに含まれるといふのはさういふ意味において申したのである、そのほか全體主義といふことについて新體制の準備會の聲明の中にも一國一黨のことについて申した中に、他國においてたとへばドイツやイタリアといふことを指したのであるがさういふ國において如何に立派な成績を挙げてもつてもこれをそのまゝ日本に持つて來ることは國體の本義に則つて萬民翼賛の實を挙げなければならぬといふ根本の政治の姿から申してこれをそのまゝ日本にも移し入れることはよろしくないといふことはあの聲明の中にも含まれてゐるはずである、その點御諒承を願ふ。

東條陸相 統帥の尊嚴といふことについては私は陸軍大臣として帷幄の參畫といふことについて私の責任の範圍においては全力を盡くしてゐるが、敢て國民一人といへども御配のないやうにして頂きたい、政戦兩略の一致といふ點については現在の時局において頗る重大な點であつてそのことについてはとくに喋々を要せぬが、すなはちこれが戦争指導の要諦とされてゐるのである、政

戦兩略の一致、しかししてその發するところはもちろん天皇の御親裁に屬すると考へる、しかしながら統帥および國務のそこに圓滑なる輔翼、輔弼、その責任を完うするためには大權發動の最後の決定を見るまでは政府と統帥部とは緊密なる協調を保持して行き政務と統帥との調和一致をはかつて行かなければ到底この時局を乗り切れぬと思ふ、いろ／＼言葉遣ひのいろ／＼の點はあつたかも知れないがさういふことは枝葉であつて今日はまだ精神的にすべてこの統帥に關するすべての事項、政務に關するすべての事項、これはもう議論でない、すべて一體となつて切り抜けて行かなければ駄目なのだと思ふ、どうぞこの點は議論を止めて頂き精神から私は政府と統帥とが一體となつて行くことに我々も努力をし皆様方も努力をして頂きたいと思ふ。

410
394

昭和十六年三月十三日印刷
昭和十六年三月五日發行
【非賣品】
東京市麹町區霞ヶ關三ノ三
編輯兼發行人 長谷正夫
東京市京橋區銀座四丁目四
印刷人 北川武之輔
發行所 東京市麹町區霞ヶ關三ノ三
生産擴充研究會

